

第2編 一般対策編

第1章 災害予防計画.....	1
第1節 災害に強い防災活動体制の整備計画.....	1
第2節 災害に強いまちづくり計画.....	5
第3節 風水害予防計画.....	17
第4節 高波等災害予防計画.....	22
第5節 土砂災害予防計画.....	23
第6節 暴風・竜巻等災害予防計画.....	27
第7節 農業災害予防計画.....	29
第8節 火災予防計画.....	30
第9節 建築物災害予防計画.....	38
第10節 通信施設災害予防計画.....	40
第11節 ライフライン施設予防計画.....	43
第12節 上下水道施設災害予防計画.....	49
第13節 防災関係施設整備、資機材、物資整備等計画.....	50
第14節 避難対策計画.....	52
第15節 医療・救護予防計画.....	68
第16節 広域的相互応援体制整備計画.....	71
第17節 防災訓練計画.....	74
第18節 防災知識普及計画.....	77
第19節 自主防災組織育成計画.....	82
第20節 要配慮者災害予防計画.....	87
第21節 ボランティア活動支援計画.....	94
第22節 飲料水、食料品、生活必需品の確保計画.....	96
第23節 危険物施設等災害予防計画.....	98
第24節 雪害予防計画.....	100
第25節 積雪時の地震災害予防計画.....	103
第26節 津波災害防止計画.....	106
第27節 文化財災害予防計画.....	108
第28節 被災自治体支援体制の整備.....	114
第2章 災害応急対策計画.....	115
第1節 緊急活動体制計画.....	115
第2節 防災関係機関応援計画.....	131
第3節 通信計画.....	134

第4節	防災気象計画.....	137
第5節	情報及び被害状況報告計画.....	149
第6節	災害広報計画.....	155
第7節	災害救助法の適用に関する計画.....	158
第8節	避難計画.....	160
第9節	救出計画.....	172
第10節	要配慮者応急対策計画.....	174
第11節	米穀等食料供給計画.....	177
第12節	衣料、生活必需品その他物資供給計画.....	182
第13節	給水計画.....	185
第14節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画.....	188
第15節	医療助産計画.....	192
第16節	ボランティア受入計画.....	196
第17節	遺体の捜索及び処理並びに埋葬等計画.....	198
第18節	障害物の除去計画.....	202
第19節	文教対策計画.....	205
第20節	就学前教育・保育対策計画.....	208
第21節	輸送計画.....	209
第22節	交通対策計画.....	212
第23節	要員確保計画.....	217
第24節	環境衛生対策計画.....	222
第25節	海難及び流木対策計画.....	230
第26節	自衛隊災害派遣要請計画.....	232
第27節	警備計画.....	236
第28節	消防応急対策計画.....	237
第29節	電気通信設備災害対策計画.....	240
第30節	電力施設災害対策計画.....	241
第31節	水防計画.....	243
第32節	土砂災害応急対策計画.....	246
第33節	暴風・竜巻等災害応急対策計画.....	248
第34節	雪害対策計画.....	249
第35節	油等流出事故防除対策.....	255
第3章	災害復旧計画.....	259
第1節	公共施設の災害復旧.....	259
第2節	激甚災害の指定計画.....	261
第3節	民生安定計画.....	263

第4節	民有施設の災害復旧	274
第5節	復興計画	275

第2編 一般対策編

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強い防災活動体制の整備計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急事態に対する備えが重要であることから、機能的な防災活動体制の整備を図る。

第2 防災活動体制の整備

1 階層的防災生活圈構想の推進

市は、階層的防災生活圈構想の実現に向けて、積極的に取り組むこととし、本市の特性（広い面積・少ない人口・自治会分散・地域の文化及び個性の違い等）に留意し、かつ、運用上の効率性を考慮して、本市における防災生活圈の設定と階層ごとに求められる機能の整備を推進する。

2 本市における防災階層の構築

災害発生時における避難及び応急対策活動において、安全性が高く、効率的でバランスのとれた防災対策を推進するため、防災階層に基づくまちづくりを推進する。

防災拠点や防災組織等を以下のように階層的に構築することにより、災害に対する安全性の向上を図る。なお、防災階層においては、下位の防災階層で不足するものや不十分な点は、上位の防災階層が補完する。

[防災階層の定義と主な役割]

○防災の基本単位（自治会）

- ・ 災害時において、安全な一時避難所を設置
- ・ 災害時において、避難誘導や救助活動を担う自主防災組織を結成
- ・ 災害時における住民の救助に必要な防災資機材を整備

○防災地区（小学校等を中心に複数の自治会区で構成）

- ・ 情報通信地区拠点を設置

- ・ 災害時において、安全で快適な拠点避難所を設置
- ・ 要配慮者の福祉避難室を設置
- ・ 災害時における地区医療救護所の設置
- ・ 災害時の生活に必要な水、食料、生活必需品等の必要量を備蓄
- ・ 災害時における地区のボランティア拠点を設置
- ・ ヘリポートの確保

○市（災害対策本部）

- ・ 災害対策本部及び情報通信拠点を設置
- ・ 福祉避難所を設置
- ・ 中核のヘリポートを確保
- ・ 医療救護拠点の設置
- ・ 災害ボランティアセンターを設置
- ・ 要配慮者の緊急入所施設を確保
- ・ 災害時における物資集積拠点を設置

[本市の防災階層に対応した防災拠点の整備]

防災階層	情報通信拠点	避難所	広域の備蓄倉庫	物資集積拠点	ヘリポート	医療・救護拠点	食料供給拠点	ボランティアセンター
市	情報通信拠点を設置	福祉避難所を設置	広域の備蓄倉庫を設置	集積拠点を設置	中核のヘリポートを設置	医療救護中心拠点を設置	食料供給拠点を設置	災害ボランティアセンターを設置
防災地区	情報通信地区拠点を設置	拠点避難所及び福祉避難室を設置	地区の備蓄倉庫を設置	地区の物資集積所を設置	ヘリポートを設置	地区医療救護所を設置	地区食料供給拠点を設置	地区のボランティア拠点を設置
自治会		一時避難所を設置		救助に必要な防災資機材を備蓄			必要に応じて地区食料配布所を設置	

3 地域防災活動体制の整備

本市は、住民や自主防災組織が災害時に有効に活動できる地域防災活動体制の整備を図ることとし、施設や資機材の整備を推進する。

(1) 防災資機材の概要

初期消火用	可搬式動力ポンプ、消火器、組立型水槽等
救助活動用	携帯用無線機、ハンドマイク、救助工具セット、チェーンソー、リヤカー、自転車、発電機、投光機、救急箱、担架等

救護活動用	ヘルメット、毛布、保存水、非常食、給水用容器、ろ過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓練用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

(2) コミュニティ防災拠点施設の概要

研修、会議、備蓄を行うことができる防災の拠点施設を防災地区に整備する。

4 本市における防災活動体制の整備

市は以下に示す防災活動体制の整備を推進する。

(1) 防災拠点及び設備等の整備

ア 物資の集積、救急、救護活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点

イ 防災行政無線等の情報通信施設

ウ 食料・日用生活品等の備蓄倉庫

エ 避難所や庁舎・上下水道施設等の72時間対応可能な非常用電源

オ 避難所、病院、診療所、学校や庁舎等、重要給排水管路となる上下水道施設の耐震化

(2) 災害時における職員連絡系統図の整備

夜間や休日など、平常勤務時間以外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、平常時と非常時の職員連絡系統をあらかじめ定め、全職員に周知徹底を図る。

(3) 市内防災機関との連携活動体制の整備

消防組合、警察署その他市内の防災機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備を図る。

(4) 迅速な罹災証明書の交付体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(5) 本市における業務継続性の確保と災害時初動活動の向上

市では、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制等について定めた「あわら市業務継続計画」を策定している。また、大規模災害時に市内の被害状況等を推測し、自らの判断により行動できるよう、職員参集基準と優先すべき活動等を定めた「あわら市災害時職員初動マニュアル」を策定している。

なお、今後も、これらの計画に基づき実効性ある業務継続体制や災害時初動体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、

訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

(6) 企業等との連携強化

市は、企業等との連携強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体と本市との連絡体制を整備するほか、企業の初期活動マニュアルの整備を促進する。

ア 企業の初期活動マニュアルの整備促進

商工団体、業界団体等は、本市地域防災計画を基本とし、発災時の初期消火、避難誘導、負傷者の救出救護、関係組織への通報等の初期活動マニュアルを始めとする各事業者の防災計画の作成を指導する。各事業者は、積極的に防災計画の作成を図る。

イ 事業者と業界・商工団体、農林業関係団体と本市との連絡体制の整備、連携の強化

市は、避難所確保が困難地区における避難者や帰宅困難者並びに一時滞在者等の受入れや各種災害応急活動への協力が可能となるよう民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するように努めるものとする。

市は、被災後、早急に産業復旧対策を講じるため、各事業者、各業種の被害状況について、インターネット通信や衛星通信などの多様な連絡ルートの確立を図るとともに、営業再開に向けた復旧対策及び支援体制等の整備等を推進する。

また、災害時において、農林水産業関係施設等の被害状況を早急に把握するため、市は、関係団体等との連絡体制及び役割分担を定めたマニュアルを策定し、毎年更新する。

ウ 金融機関等との連携の強化

災害時の緊急な資金需要に対応するため、市及び関係機関、金融機関等は、相互に連携しながら、必要な現金の引き出しに配慮するとともに、低利融資、信用保証の拡充等を図る。

(7) 24時間対応できる体制の整備

市は、夜間・休日等に発生する災害の非常事態に対処するため、24時間対応できる体制を整備する。

(8) 避難路等避難誘導体制の整備

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民に対する周知徹底を図る。

第2節 災害に強いまちづくり計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

市域の強靱化に関する指針となるあわら市国土強靱化地域計画と整合を図りながら、防災拠点の整備、防災空間の整備、建築物の不燃化、耐震化及び避難路、緊急輸送路としての道路施設等の整備を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

第2 防災拠点の整備

災害時に市が実施する防災活動の拠点となる施設等を防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、災害に強いまちづくりを推進する。

1 防災拠点施設の整備

災害発生時に、被災状況の調査・把握、災害応急対策の企画・立案、災害応急対策実施の指示命令等、災害時に必要な応急対策を迅速かつ円滑に進める拠点施設を防災拠点とする。市の防災拠点施設に市庁舎、各対策本部出先事務所に各公民館を充て整備する。

2 情報通信拠点の整備

災害発生時に、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請等、災害に関する情報を統括する施設を情報通信拠点とする。市庁舎を情報通信中心拠点、防災地区の公民館を情報通信地区拠点と位置づけ、施設の耐震化、情報通信機器の整備を推進する。また、指定避難所を住民に対する情報発信・収集拠点と位置づけ、情報通信機器の整備を推進する。

3 医療救護拠点の整備

保健センターを医療救護拠点と位置づけ、災害時の医療機関相互の連絡調整、医療救護の実施、医療救護所の設置等、市の医療救護活動を担う施設として整備する。

また、小学校等を地区医療救護拠点と位置づけ、災害時に医師会等と連携して地区内における必要な医療救護活動を実施する施設として整備を図る。

4 地域内輸送拠点の整備

トリムパークかなづを援助物資の集出荷を担う地域内輸送拠点、地区の指定避難所を地域における援助物資の集出荷を担う集積副拠点と位置づけ、物資の集積拠点としての必要な整備を図る。

5 ボランティア拠点の整備

いきいきテラス いちひめ(老人福祉センター市姫荘)を災害ボランティアセンター、各地区の公民館を地区ボランティア拠点として位置づけ、必要な整備を図る。

6 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

災害時における住民の生命の安全を確保するため、土砂災害や水害の危険の少ない場所に立地する公共施設、学校、公民館等及び地震や津波の危険のない場所に立地する公園、グラウンド等のオープンスペースを指定緊急避難場所、災害時に住民が安全に避難生活することができる公共施設、学校、公民館等を指定避難所として指定する。なお、指定避難所については、安全な避難生活を確保するために必要な設備等の整備を図る。

7 自主避難所の整備

自主防災組織が、自助共助による地域の防災拠点として、自主避難所を開設できるよう必要な整備を行う。

8 備蓄倉庫の整備

防災地区ごとに備蓄倉庫を整備する。また、自助・共助の観点から住民や自治会(自主防災組織)に最低限の水・食料・防災資機材を整備するよう啓発、指導する。

9 ヘリポートの確保

災害時の緊急輸送に対応するため、ヘリポート(飛行場外離着陸場)を防災地区に確保する。

10 救援活動拠点の整備

災害時における広域支援活動を円滑に受け入れるための施設として、トリムパークかなづを救援活動拠点と位置づけ整備を図る。

第3 地震に強いまちづくり

1 市街地防災の推進

市は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

(1) 市街地再開発の推進

市は、県と連携し、低層の木造住宅が密集した市街地において、細分化された宅地の統合、耐震・耐火建築物の建築及び公園・緑地・広場・街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるため、市街地再開発事業を推進するとともに、地区住民に対する指導・助言を積極的に行う。

(2) 土地区画整理事業の推進

市は、県と連携し、幹線街路・区画街路や公園緑地等公共空地の適正な配置及び防災に配慮した街区規模による宅地造成など、災害に強いまちづくりのため土地区画整理事業を推進する。

2 公営住宅の耐震化推進

市は、公営住宅について、耐震化、長寿命化を維持・強化する。

3 防災空間の整備

(1) 都市公園の整備

市は、県と連携し、災害時の避難場所あるいは防災帯としての機能を有する都市公園の整備を推進する。

(2) 都市緑地等の整備

市は、県と連携し、緩衝、避難等の用に供する都市緑地及び街路樹の整備を推進する。

(3) 道路空間の整備

ア 広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を行う。

イ 幹線道路については、災害時において、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。特に、国、県と連携して、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

ウ 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な

避難を考慮し整備する。

エ 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、県が定めた道路啓開計画に基づき、交通の確保に努める。また、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(4) 河川空間の整備

市は、県と連携し、河川敷に緊急用道路、船着場等の整備を図るとともに、消火用水の確保用施設や防災拠点施設及び震災時の避難場所となる河川公園等を整備し、震災時の利用を図る。

(5) その他の防災空間の整備

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(6) 防災関連設備等の普及

市は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、非常持出品等の普及に努めるものとする。

4 地震防災マップの配布・周知

市では、被害の想定等を踏まえて地盤の揺れやすさ、建物被害度、液状化リスク、指定避難所等を示す「あわら市地震防災マップ」を作成しており、これを住民等に広く配布するとともに、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用することにより、地震による災害リスクの周知を図る。

第4 津波に強いまちづくり

1 徒歩による避難を原則とした対策の構築

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、地理的条件や土地利用の実態など地域の条件によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

市は、県と連携し、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、

情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎等の災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期す。

2 地域防災計画とまちづくり計画等との連携

市は、地域防災計画と総合振興計画及び国土強靱化地域計画並びに立地適正化計画等（以下：「まちづくり計画等」という）まちづくり計画との計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、まちづくり計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等の情報を提供する等、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

3 津波浸水想定の設定

県は、今後、津波防災地域づくり法に基づき、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、国の海底断層調査結果等を踏まえ、津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域・特別警戒区域の指定を行う。

市は、警戒避難体制を整備するとともに、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用等についての総合的対策を示すことに努める。

4 津波ハザードマップの配布・周知

市は、津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを作成しており、これを住民等に広く配布するとともに、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用することにより、災害リスクの周知を図る。

5 減災のための総合的な取組みの推進

市は、県と連携し、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部の漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

また、市は、県と連携し、河川堤防の整備等を推進する。

6 避難関連施設の整備

市は、指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と兼ねる場合は、津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の役割が違うことについて、日頃から住民への周知徹底を図る。

市は、県と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

7 建築物の安全化

市、県及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、市は、県と連携し、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

第5 雪に強い住宅地づくり

市は、屋根雪荷重による家屋の倒壊等を防止するため、雪に強い住宅地づくりを推進する。

1 屋根雪下ろし

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしについて啓発する。

2 克雪住宅の普及促進

雪に強い家づくりを積極的に推進し、克雪住宅の普及を図る。

3 雪に強い住環境整備

地域の特性に応じた集団的で一体的な住宅の克雪化、隣接地を考慮した建物の配置、共同雪処理施設の整備等を推進し、雪に強い住環境整備を図る。

4 雪捨て場の確保

集落ごとに十分なスペースを有する雪捨て場をあらかじめ確保し、雪処理が容易にできる環境を整備する。なお、雪捨て場については、川沿いの公共用地又は休耕田(借地)等により確保する。

5 消融雪施設の整備

下水再生水等を活用した消融雪施設等の整備を推進し、歩行空間の確保、雪処理の効率化を図る。

6 冬期居住施設の整備

高齢者など雪下ろしが困難な世帯等を対象に、福祉施策と連携した冬期居住施設の整備を推進することにより、豪雪時の安全を確保する対策を検討する。

7 避難所及び避難路の確保等

市は、雪害等が発生した場合に住民が円滑に避難することができるよう、避難所及び避難路の確保等を図る。

(1) 雪害に対して安全な避難所の確保

市は、地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定するものとする。

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることのできる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

(2) 避難所の備蓄

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、毛布、ストーブ等避難生活に必要な物資等の備蓄を図る。

(3) 避難所の設備

市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーテーション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(4) 安全な避難路の確保

市は、雪崩等が発生した場合に備え、住民が円滑に避難所等に避難することができるよう、次の対策を講ずる。

ア 積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

(5) 避難誘導標識の設置

市は、住民が安全に避難所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

8 消防活動体制の強化

(1) 冬期活動体制の強化

嶺北消防組合は、降積雪期の消防活動に備え、出動人員の配備計画を作成するとともに、雪崩等の被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努めるものとする。また、消防車両の整備に際しては、四輪駆動及び積雪寒冷地仕様の導入等の降積雪時における対応装備に努め、除雪用資機材についても併せて増強を図る。

(2) 消防水利の確保

市は、消防水利の所在を明示する標識を設置するとともに、降積雪時には消火栓、防火水槽等の除排雪に努めるものとする。

また、積雪量に応じた消防水利確保計画を作成する。

(3) 関係機関との連絡体制

嶺北消防組合は、降積雪時の迅速な消火活動又は救急・救助活動を実施するため、道路管理者との道路情報の収集連絡体制を強化するとともに、地域住民に対し除雪等について協力を要請する。

9 孤立予防対策

(1) 実態の調査

市は、積雪、雪崩等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区

について、事前に地区の世帯数、越冬用食料の保有状況等実態の調査を行うものとする。

(2) 事前の措置

市は、積雪、雪崩等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等万全の事前措置に努める。

第6 風水害に強いまちづくり

市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるとともに、これらの評価を踏まえ、「あわら市国土強靱化地域計画」や「あわら市立地適正化計画」などと連携を図り防災・減災目標を設定するよう努める。

県とともに、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既存市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県及び市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないことを基本とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市では、人口減少や少子高齢化等を背景として、都市のコンパクト化を図るための「あわら市立地適正化計画」を策定しており、この計画で設定した居住誘導区域を中心にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を推進するものとする。

また、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。なお、流木災害の激甚化や河川氾濫への対応については、流域治水の取り組みと連携しつつ、森林整備による土壌保全強化等による流木対策を推進するものとする。

さらに、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過

観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法等の各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

第7 その他の防災対策

都市機能の整備に伴って、施設が巨大化、高層化、危険化しており、災害が発生した時には想像以上の事態に発展するおそれがあるため、次の事項を推進する。

1 電気施設の防災

電力の変電設備、送電設備及び配電設備等は、耐震、耐氷雪、耐風圧、耐火等関係法令に基づいて建設し、防災に万全を講ずるものとする。

2 通信施設の防災

通信施設の被災により通信が途絶した場合には、あわら市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)、拠点避難所、医療機関等のあらかじめ計画されている場所に非常用特設公衆電話等を設置するなどの対策を講じ、通信の確保に万全を期するものとする。

3 危険物施設等の防災

危険物取扱者及び保安監督者は、関係法令の規定に基づいて、災害予防に万全を期すものとする。

4 上下水道施設の防災

水道の井戸水源地、配水施設、送水施設、水管橋や重要給水管路等は耐震性が要求されているので、耐震対策を強化するとともに、災害時における飲料水の供給、応急給水拠点の配水計画を立てるものとする。

また、下水道についても耐震性が要求されているため、下水道管の重要管路、マンホールポンプ場についても耐震対策を推進するものとする。また、浸水深が深い区域では施設の耐水化対策を講じるものとする。

5 道路施設等の防災

(1) 道路

ア 市道及びその付帯物は、平素からその維持管理の整備に努めるとともに、道路の不法占拠、不法駐車等の排除に努めるほか、道路掘削については適切な指導を行う。

イ 道路沿いのブロック塀は、地震による倒壊が予想されるので、所有者、管理者は倒壊防止措置を講ずる。

ウ 国、県道については、その保安全管理に関する情報を関係機関に通報して、防災に努める。

(2) 橋 梁

橋梁等の耐震性の向上を図るため、地震に対する安全性について確認を行い、これに基づき必要な補強等の対策を推進する。

橋梁等の耐震基準については、「橋、高架の道路等の技術基準」を準用し、既設橋梁の耐震調査や補強等対策工事を推進し、今後新設する橋梁については、上記仕様又は今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

6 公共建築物の不燃化、耐震化対策

災害時において救援活動の拠点、避難所となる学校、救急、医療活動の拠点となる病院、情報収集、伝達、応急対策の拠点となる庁舎等防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図るものとする。

7 一般建築物の不燃化、耐震化対策

一般の建築物についても不燃化、耐震化について広く住民の認識を深めるため、これらの重要性について普及、啓発に努める。

特に、不特定多数の者が集まる建築物について、新耐震基準制定（昭和56年）以前のものについては、その所有者又は管理者等に対して、建築物の耐震診断、耐震補強等の実施について指導を行うものとする。

8 落下物、ブロック塀等倒壊対策

避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。

また、ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保の必要性について、広く住民に対し、啓発するとともに、危険なブロック塀に対しては改修及び生垣化等を奨励するものとする。

9 まちの不燃化対策

住宅密集地域における火災の延焼防止を図るため、公園の整備を推進するとともに、緑地の保全、緑地の推進に努め、防災空間の確保を図るものとする。

10 地籍調査の推進

災害時の迅速な復旧、復興と公共事業の円滑化を図るため、地籍調査を推進する。

第3節 風水害予防計画

【主な実施機関】 建設課 農林水産課 上下水道課 消防組合 消防団 警察署

第1 計画の方針

台風、集中豪雨等による土砂の堆積や流水の停滞、氾濫による災害発生を未然に防止するため、次の措置を行う。

第2 水害予防計画

水害予防計画の基本は、河川を計画的に改修することにある。現在、竹田川の下流から河川改修工事が進められており、本市においても早期実現に向けた取り組みが必要である。

これらの基本的事業と並行して、次の事業を推進するとともに、被害を最小限度に止めるため、水防上危険と判断される区域及び施設については、管理者、あわら警察署及び嶺北消防組合（以下「消防組合」という。）と協議して、応急処置並びに通行禁止等の安全対策を講じなければならない。

1 水源地帯の造林

河川流量の調節機能を保ち、表土の流失や山地の崩壊を予防し、水資源の保護を図るため、造林や保安林の整備を積極的に推進する。

2 河川施設の保全と巡視

河川施設としての水閘門等については改良計画を立て、その計画にそって改善するとともに、水防管理者及び施設管理者は管内を巡視し、水防計画に定める水防区域及び危険箇所については、堤防、護岸、根固め、あるいは水利施設など河川施設の状態を常に把握するものとする。

3 市街地における予防対策

市街地の地盤が洪水水位より低い場合は、水害の危険性があり、この自然的、地理的条件を基として、次の対策が必要である。

(1) 外水による場合

- ア 堅固な堤防の整備
- イ 建築敷地の盛土
- ウ 居住地の安全区域への移動

(2) 内水による場合

- ア 排水ポンプ施設の整備
- イ 浸水地区の地盤かさ上げ
- ウ 都市排水路の整備
- エ 都市排水路の水位計設置と常時監視

4 農業地域における予防対策

農業地域においては、特に農用地の保全、農村集落の安全を図るため、それぞれ施設の管理者は次の対策を講ずる。

- (1) 樋門、排水機等の管理を十分に行い、非常の際の操作がスムーズにできるよう万全の措置を講ずる。
- (2) 雑草、土砂、ゴミ等で埋没し、排水を阻害している水路の点検と整備を図る。
- (3) 市街地周辺の都市化の発展に伴う都市排水と農業用排水との調整を図り、その維持管理に努める。
- (4) 災害応急用種苗については常に確保するよう周知しておくこととする。

5 水防施設の整備

水防管理者は、河川の近くに水防倉庫を設置し、水防に必要な資材器具を常に整備しておくものとする。なお、水閘門等の水防施設の点検、その他必要な事項は別に定める「あわら市水防計画」による。

6 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。
- (2) 市は、関係機関と連携し、隣接市にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- (3) 市は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合い等から総合的に判断し、あらかじめ、避難指示等の具体的な発令基準ならびに具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所（指定避難所）、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (4) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等、水位情報、

堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- (5) 洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、市長は、県の助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (6) 洪水浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめた洪水ハザードマップや「あわら市防災ガイドブック」等の住民等への配布や講習会を実施する他、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン^{注1)}、マイタイムライン^{注2)}等の周知を図るものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池及び内水による浸水についても、洪水ハザードマップや防災重点ため池のハザードマップを住民等に配布するなど、災害リスクの周知に努める。

注1) コミュニティタイムライン：自治会や小学校区など小さな区域を対象とし、住民や自主防災組織などの防災行動を記載し、市町と地域や住民が一緒に作成するタイムライン

注2) マイタイムライン：施設毎や個人（家庭）が自らの行動を明らかにするタイムライン

- (7) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えるよう努める。
- (8) 住民は、豪雨や暴風などに伴う各種災害に備え、各種ハザードマップや備蓄物資の確認及びマイタイムラインの作成、家族等との避難先・連絡先に関する情報共有などの自助力の向上に取り組むとともに、自主防災組織の設立や自主避難所の設置検討をはじめ消防団、防災士会、自主防災組織等との防災訓練や講習会への参加等により地域の共助力の向上に取り組む。
- (9) 市は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの

迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

7 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

洪水浸水想定区域に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難訓練を行わなければならない。

8 アンダーパス部等の冠水対策

- (1) 道路管理者は、アンダーパス部等前後に比して局部的に急低下している区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨掲示板等により周知する。
- (2) 道路管理者は、アンダーパス部等の情報について、所轄の警察や消防等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないよう措置する。

9 水防と河川管理等の連携

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、県及び市町が組織する「九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会」、「福井県管理河川（嶺北ブロック）減災対策協議会」、「九頭竜川流域治水協議会」、「福井県二級水系流域治水協議会」を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

10 水防協力団体の指定

市は、次に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

水防協力団体は、消防団（水防団）との密接な連携の下に前項の業務を行うとともに、毎年消防団（水防団）及び消防機関が行う水防訓練に参加する。

第3 風害予防計画

暴風による被害は、家屋、街路樹、広告塔等の倒壊及び農作物の倒状、ビニールハウス等の倒壊が主で、これに対し次の対策及び指導が必要である。

1 都市施設関係

- (1) 公共建物の鉄筋コンクリート化促進
- (2) 老朽建築物、広告塔、テレビのアンテナ等の補強
- (3) 通信線等の地下ケーブル化促進
- (4) 公園樹、街路樹等の樹勢の強化

2 農作物等の関係

- (1) 水稻作物の適当な品種の組合せによる熟期の分散
- (2) 水稻作物の耐倒伏性の短稈品種、脱粒難品種の分散
- (3) 窒素の抑制とリン酸加里、珪酸の増施、過密植の防止
- (4) 施設園芸設備（ビニールハウス含む。）の点検、整備補強
- (5) 果樹にあつては防風ネット、防風林の設置及び補強
- (6) 果樹添木（支柱）工事施行
- (7) その他農作物の風害予防

第4節 高波等災害予防計画

【主な実施機関】 危機管理課 農林水産課 建設課 消防組合

第1 計画の方針

冬期における波浪、高波、高潮等から海岸地帯を保護するため、次の措置を行う。

第2 海岸保全事業の推進

漁港施設の整備、高潮対策事業、侵食対策事業等を計画的に推進し、海岸地帯の保全、高潮等災害の予防を図るものとする。

また、漁港管理者は、発災後の緊急輸送または地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。

第3 高潮防災対策の推進

市は、国、県と連携し、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれの必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

第4 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、波浪、高波、高潮等に備え危険地域の住民に対する情報伝達、避難、海面監視等の体制を整備する。この場合において観光客等の短期滞在者に対する対応も考慮するものとする。また、避難訓練を実施し万全を期するものとする。
- (2) 市は、高潮災害のおそれがある区域について、高潮による危険箇所、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料を図面表示した形で取りまとめたハザードマップ等の作成を行い、「防災ガイドブック」とともに住民等に配布するものとする。
- (3) 市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮特別警報や高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

第5節 土砂災害予防計画

【主な実施機関】 建設課 農林水産課 消防組合 消防団

第1 計画の方針

市、県その他の関係防災機関は、荒廃した山地、農地からの集中豪雨等による土石流、斜面崩壊、地すべり等から人命及び財産を守るために、危険区域の実態調査及び把握を行い、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進するとともに、山地災害対策の推進を図る。特に、土砂災害特別警戒区域内に保全人家のある箇所、土砂災害警戒区域内に保全人家の多い箇所、要配慮者利用施設がある箇所を優先する。

第2 土砂災害予防計画

1 砂防事業

県は、山地の荒廃、集中豪雨等による土石流、土砂流出災害に対処するため、これらの発生のおそれがある溪流及びその流域について、砂防法の基準に基づく「砂防指定地」に指定し、砂防堰堤等の砂防施設の整備を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

2 急傾斜地崩壊防止対策

県は、急傾斜地崩壊による災害の未然防止のため、計画的にあるいは随時に危険区域をパトロールし、特に必要と認められる箇所については調査を行い、急傾斜地崩壊危険区域の指定を進めて、立木の伐採等の制限や、地表水排除のための排水施設又は擁壁等必要な防災工事を行い、住民の安全確保と国土の保全に努めるものとする。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

〔急傾斜地崩壊危険区域の指定基準〕

ア 急傾斜地の傾斜度が30度以上で、高さが5m以上であること。

イ 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館、社会福祉施設等に危害が生ずるおそれのあるもの。

3 地すべり対策

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こし、その面積が5ha、市街化地域にあって2ha以上の地域で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、または鉄道、道路、公共建物（官公署、学校または病院等）及び10戸以上の人家に被害を及ぼすおそれがある箇所について、地すべり等防止法の基準に基づく「地すべり防止区域」に指定し、排水施設等の整備を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

4 山地災害対策

県は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が現に発生し、又は発生するおそれのある保安林について、森林法に基づき、治山事業による治山施設の整備や森林の維持造成を図る。また、土砂の流出が直接人家または公共施設におよぶ危険性がある地区について、林野庁の調査要領に基づく「山地災害危険地区」に指定し、インターネット等により住民に周知する。

5 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害による災害の未然防止のため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにしていく必要がある。このため、県は土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査し、土砂災害警戒区域の指定を進める。

(1) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定

〔土砂災害警戒区域の指定基準〕

ア 急傾斜地の崩壊

- ① 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

イ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

ウ 地滑り

- ① 地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域）
- ② 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

6 警戒避難体制の整備

(1) 規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知

市は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、関係住民に周知を図る。

(2) 情報の収集及び伝達体制の整備

市は、県と連携し、日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、雨量計や警報装置等の整備に努めるものとする。また、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(3) 避難指示等の発令基準の設定

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(4) 土砂災害ハザードマップ等の配布・周知

市では、土砂災害警戒区域や指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップや、各種災害時に備えるための「あわら市防災ガイドブック」を作成しており、これらを住民等に広く配布するとともに、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用することにより、災害リスクの周知を図る。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

(5) 自主防災組織の育成

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、住民の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努める。

(6) 要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域に社会福祉施設、病院、こども園、学校等の要配慮者利

用施設があるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設について、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

7 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

土砂災害警戒区域に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成または変更し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成または変更した計画について市長に報告するものとする。

第6節 暴風・竜巻等災害予防計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、本市と防災関係機関が連携して、被害の軽減・防止を図る。

第2 予防対策

1 暴風・竜巻等の防災対策

市は、県と連携し、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土嚢等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう徹底を図る。

また、暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木及び標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

2 情報の収集・伝達体制の整備

市は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

気象台は、暴風・竜巻等による被害の軽減に資するために、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報や竜巻注意情報を発表し、市及び県へ伝達する。

また、竜巻注意情報が発表された場合において、市、県及び関係機関は、気象情報（気象庁HP、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

3 住民への普及啓発

市は、県と連携し、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、住民に普及・啓発を行う。

(1) 被害の予防対策

ア 強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。

イ 身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。

ウ ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

(2) 暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

- ア 雨戸・シャッター等を閉める。
- イ ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。
- ウ 建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。

(3) 暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

- ア 電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

第7節 農業災害予防計画

【主な実施機関】 農林水産課

第1 計画の方針

風水害等の災害から農地、農作物、家畜、家禽等の被害を防止するため、以下の対策を推進する。

第2 予防対策

1 農地保全事業の推進

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止するため、以下に示す農地保全事業を促進し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。なお、事業の実施に当たっては、河川改修事業との調整を図る。

(1) 湛水防除事業

流域の開発等環境の変化により湛水被害のおそれがある地域において、これを防止するため、排水機、樋門、排水路等の新設、改修を図る。

(2) 老朽ため池整備事業

農業用ため池のうち、老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の補強その他必要な管理施設の新設、改修を図る。

(3) 用排水施設整備事業

自然的社会的環境の変化に伴い、効果の低下した用排水施設の機能回復を図るため、頭首工、用排水路、用排水機場等の新設、改修を図る。

(4) 土砂崩壊防止事業

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するため、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設、改修を図る。

(5) 事業実施の留意事項

農地防災、河川改修事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。また、環境及び景観へも配慮する。

2 防災営農対策の促進

各種災害による農作物等の被害（病害虫を含む。）の減少を図り、防災営農を推進するため、県と協力し、防災営農指導体制の確立並びに防災営農技術の確立及び普及を図るとともに、農業保険（農業共済、収入保険）の加入を促進する。

第8節 火災予防計画

【主な実施機関】 危機管理課 消防組合 消防団

第1 計画の方針

産業経済の発展と社会構造の変化に伴い火災予防体制及び消防体制の充実強化を図るとともに、防災関係機関は消防法等関係法令に定める事項のほか、火災予防思想の普及徹底を行い、もって人命救助、火災防止、災害防除及び被害の軽減を図る。

また、地震発生時における火災は、出火の特徴としては同時多発性が挙げられ、発生時刻、季節によっては、大規模な災害となる可能性を持っている。よって、防火指導の徹底、消防力の強化及び消防水利の整備等の出火・延焼拡大予防対策の推進を図る。

第2 消防力の強化

1 消防体制の強化

複雑多様化、大規模化する火災その他災害に対処するため、常備消防体制の一層の充実強化を図るとともに、さらなる広域消防体制の推進及び相互応援体制を強化する。

2 人的消防力の強化

「消防力の整備指針」に基づき、消防職員の充足及び消防団員の確保を図る。

特に、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

また、消防団員の防災に関する高度の知識及び技術の向上を図るため、これらの者を県消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教養訓練の計画を作成し、実施するものとする。

3 物的消防力の強化

市は、「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の拡充強化を図るとともに、「消防水利の基準」に基づき消防水利の強化を図るものとする。

また、火災その他の災害に際して行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等

の整備及び点検を実施することにより、常に性能の維持向上を図り、即応体制の確立を期する。

第3 一般火災予防計画

1 防災知識の普及と意識の高揚

火災の大部分が、個人の火災予防知識の不足と防火に対する責任観念の欠如から発生しているため、次の方法により、住民、自主防災組織等に対して防火・防災知識の普及徹底と住民全体の連帯的防災意識の高揚を図る。

(1) 広報紙、新聞、テレビ、あわら市公式LINE等による広報

市広報紙やインターネット放送局「ねっとdeあわら」及び防災行政無線により、具体的な火災予防事項を啓発するほか、新聞、テレビ等報道機関に対し、積極的に資料を提供して広報を行う。

(2) 火災予防運動の実施

春季、秋季火災予防運動を実施し、次の広報活動を行う。

ア ポスター、立看板、横断幕等の掲示による広報

イ ラジオ、テレビ、ホームページやアプリケーション等の利用による広報

ウ 広報車による広報

エ その他、時宜に適した方法による広報

(3) 防火教室等の実施

自治会、事業所等の各種団体を対象に、防火教室、映画会等を実施する。

(4) 自主防火の習慣づけ

事業所や家庭における個々の火災危険をなくすため、下記の「防火の4チェック」の具体的な行動手順を、平素の習慣となるまであらゆる機会を通じて広報する。



(5) 防火クラブ等の育成

事業所等による防火協会をはじめ女性防火クラブや小学校児童、こども園園児等による少年消防クラブ等を育成し、防火思想の普及を図る。

2 火災予防査察

火災予防査察は、消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第4条の2に基づき、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について立入検査を行い、火災危険の排除を促すとともに、違反を是正して火災予防の徹底を図るもので、次の要領により

実施する。

(1) 通常査察

査察担当区域を定め、常時消防対象物の査察を行い、違反の是正に努める。

(2) 特別査察

次のような場合で、特別に査察を行う必要があると認めるときに査察体制を整え是正に努める。

ア 類似火災の続発に伴い、その種の対象物の査察を必要とするとき。

イ 防火対象物定期点検報告制度の実施に伴う査察を必要とするとき。

ウ その他特に火災予防上必要と認めるとき。

(3) 一般家庭の防火診断

一般家庭の火災の実態は、家庭器具の不備欠陥及び取扱いの不注意からの発生が多いことから、計画的に一般家庭の防火診断を行い、火災予防の徹底を図る。

3 事業所に対する火災予防対策

(1) 立入検査の強化

消防法に基づく立入検査を実施し、恒常的な防火対象物の状況把握に努め、火災発生危険箇所の発見、予防対策の指導強化を図り違反是正に努める。

(2) 防火管理者制度及び防災管理者制度の推進

消防法第8条及び第36条に基づいて選任される防火管理者及び防災管理者に対し、防火対象物及び防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火及び防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(3) 消防用設備の充実

防火対象物に設置する消防用設備等の充実及び安全性強化を指導する。

(4) 防火管理者の教育

防火対象物の自主防火管理体制を確立するため、次のとおり講習を実施する。

ア 防火管理者資格付与講習会（甲種、乙種）

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項に基づき、防火管理者の資格を付与するための講習会を実施し、防火管理に関する知識を習得させ、自衛消防組織の確立を図る。

イ 甲種防火管理再講習会

現在の防火管理者に対し、高度な防火管理技能を習得させ、防火対象物の自主防火管理体制の強化を図る。

第4 危険物等火災予防計画

危険物等火災は、一挙に拡大し、ときには爆発を伴い人命損傷に発展する 경우가多く、消火困難に陥りやすい。したがって、一般火災予防計画によるもののほか、この計画による。

1 危険物関係者に対する指導と安全管理の確立

- (1) 危険物施設（屋内外タンク群、移動タンク貯蔵所、タンクローリーを含む。）における法定事項の厳守、適正な維持管理及び防災管理規定の整備
- (2) 危険物施設の従業員に対する安全教育の徹底
- (3) 消防計画に基づく自衛消防隊の設置及び訓練の実施
- (4) 危険物施設に対する化学消火剤の備蓄と自主点検の実施

2 危険物施設に対する立入検査

危険物の貯蔵、取扱いに対する法令違反の是正と災害の未然防止を図るため、消防法第16条の5の規定に基づき、次の要領により立入検査を実施する。

- (1) 製造、貯蔵又は取扱う危険物の品名、数量及び管理状況
- (2) 危険物施設の位置、構造及び設備状況
- (3) 消防用設備の管理状況
- (4) 危険物取扱主任者の選任状況
- (5) 災害防止のための諸計画の策定状況

3 危険物保安監督者の教育

危険物保安監督者に対し、法令の周知と危険物安全管理の適正を期するため、危険物取扱者実務講習会を実施する。

4 高圧ガス、火薬類及び毒物、劇物等の保安

高圧ガス、火薬類及び毒物、劇物等の保安については、県の指導取り締まりによるが、法定事項の厳守、自主保安体制の確立、従業員の教育、防災訓練、自衛消防隊の設置、化学消火剤の備蓄及び事故災害時の連絡体制の確立等について指導を行う。

なお、放射性物質の保安についても関係官庁の指導等によるが、上記に準じた対策を行うこととする。

第5 地震火災予防計画

地震による被害は、家屋、施設の倒壊、破損等による被害と、これに伴う出火延焼による被害、さらにこれが市街地において発生した場合は、都市機能の破壊、マヒ等によって、人的、物的に重大な被害が予想される。したがって、一般火災予防計画、

危険物等火災予防計画によるもののほか、この計画による。

1 予防広報

あらゆる機会を通じ地域住民に対し、次の内容を広報し、地震発生時の心構えと火災予防体制の確立を図る。

- (1) 地震の一般的知識
- (2) 火気施設及び火気使用の正しい知識と適正管理
- (3) 感震ブレーカーなどの出火防止のための方策及び消火設備等の点検整備
- (4) 危険物品の安全管理及び消火対策
- (5) 避難所の周知と携帯品の準備
- (6) 救急医薬品、食料の備蓄

2 建造物の防火設備

消防法第7条に基づく建築許可等の同意事務において、通常予防行政事務にあわせて災害時の出火防止、避難等につき指導を行うとともに、査察時においても地震を想定した安全対策の指導を行う。

- (1) 査察時の指導内容
 - ア ガス漏れ又は地震時の出火危険の大きい箇所について平素の留意事項
 - イ 出火危険のある化学薬品、危険物の転倒、転落防止
 - ウ 初期消火の体制と消火方法
 - エ 建造物の強度、避難先、救助方法
- (2) 危険物等の保安
 - ア 法令に基づく検査に際し、地震による被害を受けるおそれのある箇所に対する補強、耐震化の指導
 - イ 大量の危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所等については、法令に定めるもののほか、防油堤の構造強化、特に流出防止についての指導
 - ウ 施設の配送油管の劣化、損傷等の補修、補強及び耐震化の指導
 - エ 付属施設からの出火防止
- (3) 高圧ガス、火薬類の保管

高圧ガス、火薬類の貯蔵、取扱施設及びその周辺の施設の出火防止、火災に際しての誘発防止等について指導を行う。

特に高圧タンク、貯蔵タンクについては、耐震措置の指導を強化する。また、これらの施設に対しては、地震発生に備えた対策を講じ、防災訓練の実施の指導をする。
- (4) 放射性物質及び毒物、劇物の保安

ア 放射性物質の取扱施設については、地震による火災時における施設の延焼を防ぎ、汚染区域の拡大を防止し、付近住民及び防災活動者の安全を確保するため、関係者と密接な連絡体制を図り、放射線取扱主任者をリーダーとする防災組織の確立、測定機、防護衣類等の保安装置及び資機材の充実、防災訓練の実施等を指導する。

イ 毒物、劇物に対しては、製造、貯蔵又は取扱施設において当該物質が震動により、漏れ、あふれ、噴出し防災活動及び避難等に支障を及ぼすおそれのないように指導するとともに消防計画の樹立と応急措置訓練の実施等を指導する。

(5) 防災管理体制の強化

ア 防火管理者に対する地震災害に関する教育、訓練の実施

イ 事業所の消防計画における地震災害対策の具体的整備事項の記述

ウ 自衛消防組織の育成強化

エ 従業員に対する出火防止と初期消火体制の強化

3 出火防止

(1) 一般家庭に対する指導

ア 地震時における火災防止思想の普及に努める。

イ 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

(2) 立入検査の強化

消防組合は、消防法に規定する立入検査を、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所を発見に努め、予防対策の指導を強化する。

(3) 防火管理者及び防災管理者制度の推進

消防法第8条及び第36条に基づいて選任される防火管理者及び防災管理者に対し、防火対象物及び防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火及び防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(4) 消防設備保守体制の充実

事業者等に対し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

4 延焼予防対策

(1) 消防力の強化

ア 総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

初動及び活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の装備の

充実並びに消防団の消防力の整備及び個人装備等の整備を進める。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確保

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確保及び初期消火体制を確保するため、計画的に耐震性貯水槽の設置及び可搬式動力ポンプを配備し、地域住民の安全確保を図る。

ウ 消防団活動体制の整備強化

地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団における警防活動の基準を定めるほか、消防団の機動力の強化、大規模災害等に備えた各種装備品の充実や消防団拠点施設の設置を図る。

エ 防火水槽等消防水利の整備

① 消防水利の不足地域及び消火活動が比較的困難な地域を重点に、消防水利(消火栓、防火水槽)を整備するとともに、これらの耐震化を促進し、消防活動体制の整備強化を図る。

② 消防水利の整備に当たっては、消火栓のみに偏ることなく、耐震性を有する貯水槽の設置を促進するほか、水道施設の耐震化を推進するなど、消防水利の耐震化を促進する。

③ 消防機関は、地下水、河川、池、水路等の自然水利の効果的な利用方法や、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等について、各施設管理者と調整を行い、利用方法を構築し、整備確保を図る。

(2) 一般建築物の不燃化

震災時に予想される火災の延焼を阻止し、最小限の被害に止めるために、一般建築物の不燃化を図る。

ア 木造の建築物について、屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置等、建築基準法に定める基準の遵守を啓発する。

イ 不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物及び危険物の貯蔵又は処理の用に供する建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とするなど、建築基準法に定める基準の遵守を啓発する。

ウ 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物、無窓建築物及び火気使用室等は、その壁、天井の仕上げについて、不燃材料等を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を啓発する。

第6 消防応援体制の整備

単独では対処不可能な地震火災が発生した場合に備えて、県内外の市町が応援を行う「福井県広域消防相互応援協定」若しくは「緊急消防援助隊受援計画」に基づく応

援体制を早急に整えるとともに、受援体制の整備を図る。

第9節 建築物災害予防計画

【主な実施機関】 各課共通 消防組合

第1 計画の方針

災害に対する建築物の安全性を高めることにより被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性、浸水対策等を強化することにより、災害対策の円滑な実施を図る。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底を行うとともに、日常の点検等を促進し防災対策を図る。

第2 不燃性及び耐震性建築物の建築促進対策

耐震、耐火、防災建築物の建築促進のため、一般個人住宅を耐震、耐火建築物とするよう広報を行う。また、大規模建築物又は不特定多数の人間が利用する建築物については、建築基準法に定める基準の遵守を啓発する。

第3 公共建築物対策

- (1) 公共施設の中から、災害応急対策上の重要性、有効性を鑑みて、防災対策上重要な建築物を指定する。これらの建築物については、耐震診断を実施し、必要なものは、順次耐震補強を図るとともに、浸水防止対策等を推進し、安全性の向上を図る。また、長期停電に備え、非常用発電機(非常用バッテリー)を整備し、72時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。
- (2) 防災上重要な建築物以外の建築物については、施設管理者としての責務及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)の趣旨に基づき、耐震診断やその結果に応じた耐震補強を実施する。

第4 建築物耐震診断の推進

防災上重要な施設の耐震診断に努め、耐震性能が不足すると判断された建築物に関しては、耐震改修を図るものとする。

また、不特定多数の者が利用する一般の建築物に関しても、耐震診断及び耐震改修について、必要な指導及び助言並びに指示等を行う。

第5 建築物内部の安全性の向上

- (1) 家具等の固定金具の普及
家具、家電等に転倒防止の留め具をつけるよう啓蒙を図る。
- (2) ガラス飛散防止フィルムの普及
窓や戸棚等、あらゆるガラスに飛散防止フィルムを張るよう啓蒙を図る。
- (3) 両開き扉の留め金具等の普及
観音開きの食器棚は、戸が開きやすく食器が落ちやすいので、留め金具等の普及を啓蒙する。
- (4) 建物と一体型作り付け家具の普及
家具等の移動や転倒によるけがの防止の観点から、一体型作り付け家具の啓蒙を図る。
- (5) 「避難室」づくりの啓発
各家庭の予防対策として木造住宅の一室を改造し、身の安全を確保するX字型の筋交を入れる等、耐震性の高い「避難室」づくりを啓発する。

第6 その他の構造物

地震時におけるブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・看板等の落下防止、家具等の転倒防止、天井材等の非構造部材等の安全対策等について必要な措置を講ずる。

また、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるとともに、管理が不十分な老朽危険空き家等については、関係機関と連携し、除却や適正管理の指導等を進める。

第7 防災集団移転促進事業及びがけ地近接危険住宅移転事業

1 防災集団移転促進事業

豪雨、洪水その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の規定により指定された区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を促進する。

2 がけ地近接危険住宅移転事業

がけ地の崩壊、土砂流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅の移転を促進する。

第10節 通信施設災害予防計画

【主な実施機関】 危機管理課 消防組合

第1 計画の方針

災害発生を未然に防御し、又は災害が発生した場合に対処するため、災害通信施設を整備する。災害通信施設の整備にあたっては、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務の防災DX化の促進に努めるものとする。防災DX化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。

第2 現有災害通信施設

災害時における情報収集又は情報連絡に使用する通信施設は、次のとおりである。

1 あわら市災害対策本部（市役所）

(1) 有線電話

あわら市役所 (代表) 73-1221
FAX 73-1350・73-5688

災害時優先電話 73-1350・73-5688

※災害発生時にはFAX回線を優先電話回線として確保する。

(2) 無線

防災行政無線 デジタルMCAあわら市親局、半固定局（可搬型）16局、車載型13局、
携帯型10局、同報拡声子局93局

(3) 無線電話（県防災行政無線）

TEL 314-1-1232

FAX 314-1-1900

(4) 地域防災用衛星携帯電話

090-6819-6016、090-6813-1254

(5) 全国瞬時警報システムJ-ALERT（以下、「J-ALERT」という。）

2 消防組合

(1) 有線電話

消防組合 51-0119
あわら消防署 73-0119

(2) 無線電話（県防災行政無線）

TEL 353-1-5
FAX 353-1-250

第3 災害通信施設の整備

現有災害通信施設は、第2のとおりであるが、災害対策を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関は各機関に通ずる有線通信網を整備して災害に備えるとともに、無線装置についても整備が必要である。

県では、防災行政無線を再整備し、通信回線の多ルート化、耐震性の強化等の予防対策を実施することにより、震災時における防災相互間の通信連絡を確保し、さらに、地上系に加え、衛星通信による2ルートを整備して、補完性のある無線通信網の構築を図る。

市では、防災行政無線の強化を図るとともに、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備等の整備に努める。

災害時に被害の軽減を図るには、市から住民に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であることから、市防災行政無線のデジタル化やJ-A L E R Tとの連動を促進する。

第4 住民に対する情報伝達体制の整備

災害時の円滑な防災活動の実施、住民に対する適切な情報提供のため、被災者の立場に立った情報通信体制の整備を図る。

(1) 時間経過に対応した情報通信体制の整備

情報伝達に際しては、災害発生時からの時間経過とともに変化する被災者の要望に応じ、必要な情報を最も適した方法・手段で伝達するよう心がける。

(2) 要配慮者等への情報伝達

要配慮者に対し正しく確実な情報伝達が行われるよう、事情に適した情報伝達を行う。

ア 伝達方法

文字、テレビ放送、ファックス、点字、手話、音声放送、外国語の広報誌等

イ 伝達手段

ボランティア、自主防災組織等による個別伝達、相談窓口の設置、専用掲示板の設置

(3) 多様なメディアの活用

災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、県防災情報ネットワークやJ-A L E R T、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、戸別受信機、一斉電話配信システム、携帯電話メール（あわら市防災メール配信サービス等）、ホームページやアプリ

ーション等を用いた情報伝達の多重化、多様化を図るとともに、その他の媒体として、電光掲示板、有線放送や県が構築した災害情報インターネット通信システム、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）及び公共情報コモンズの活用を図る。

第11節 ライフライン施設予防計画

【主な実施機関】 危機管理課 建設課 上下水道課 各事業所

第1 計画の方針

交通、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインは、住民の暮らしに必要なものであり、平常時のみならず災害時にも、安定的な供給が求められる。このため、各施設の耐震化を図り、ライフラインの安全性、信頼性の向上を図る。

第2 道路施設

道路管理者は、道路施設の防災構造化及び整備増強（耐震化・長寿命化、液状化対策等）を図るとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図るものとする。

1 道路施設の整備

災害時における道路施設の機能を確保するため、道路法面等の路面への崩落及び路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、隧道、アンダーパス部等について調査・点検を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を促進する。

2 道路啓開等

道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。

第3 通信施設

1 県防災行政無線（防災情報ネットワーク）

県は、地震が発生した場合に予想される各種の災害による通信連絡の途絶を防止するため、県防災情報ネットワークを地上系、衛星系及び有線系の3ルート化とし、市町、消防組合など防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保し、防災行政無線設備は、地震に備え、耐震構造とするとともに、耐震工法による機器の設置など予防対策を講じている。

また、緊急通信機能、県庁統制局の補完機能、衛星通信による情報伝達機能などを

有す機動性のあるマルチメディア車として衛星車載局を導入していることから、県防災情報ネットワークを有効に運用することにより災害に対し万全の予防措置に努める。

(1) 巡視点検の強化

機能点検にとどまらず、無線設備の支持金具や鉄塔等の固定状態や無線設備の周辺環境の状況を確認し、必要に応じて適切な措置を行う。

(2) 通信訓練の実施

被害を想定した情報伝達の訓練並びに端末系、幹線系及び衛星系の通信途絶を想定した通信訓練を実施し、統制操作、回線復旧方法を早急に確立する。

(3) 新技術の採用

通信技術の進歩に柔軟に対応し、災害情報を迅速かつ的確に収集、配信するのに必要な緊急通信手段の多様化を図る。

2 市防災行政無線

災害時に被害の軽減を図るには、市から住民に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であることから、現在指定されている24カ所の拠点避難所（指定避難所）及び要配慮者のための避難所（福祉避難所）、さらに、ライフライン事業所等と本部を結ぶ双方向の可搬式無線（デジタル無線）の整備に努める。また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備に努める。

3 電気通信施設

NTT西日本(株)福井支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとし、特に県および市町の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

(1) 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い万全を期する。

ア 豪雨、洪水または津波等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化

イ 暴風または豪雪の恐れがある地域に設置されている電気通信設備の耐風または耐雪構造化

ウ 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化

エ 主要な伝送路の多ルート構成またはループ構成

(2) 災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保する

ため、次の災害対策用機器等を配備する。

- ア 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
- イ 移動電源車、発電発動機
- ウ 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
- エ 応急復旧用ケーブル
- オ その他災害対策用機器

(3) 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

- ア 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
- イ 交換措置（う回路変更、利用制限等）
- ウ 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第4 電力施設

北陸電力(株)は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。また、電気施設の耐震性及び浸水防止対策の強化を図るものとする。

1 風水害、地震対策

(1) 発電設備及び変電設備

施設、付属設備及びその防護施設について点検、整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

(2) 送配電設備

- ア 重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。
- イ 土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。
- ウ 橋梁及び建物取付部における耐震性の強化を図る。
- エ 電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

2 落雷対策

変電設備に耐雷遮へい及び避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。

送配電設備については、架空地線及び避雷器を設置して雷害対策を強化する。

3 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保、無停電電源及び予備電源の確保及び移動無線応援体制の整備等を図る。

4 電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用需用家を除く一般需用家の電気工作物の調査等を行う。

5 災害対策用資機材の整備及び輸送体制の確保

(1) 資機材の整備

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、地域的条件を考慮して、災害対策用資機材の必要数量を整備しておくものとする。

(2) 資機材の輸送

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておくものとする。

第5 水道施設

地震や津波の発生に伴う断・減水を未然に防止するため、水道施設の耐震化事業計画に基づき、水道の基幹施設の耐震性の強化及び防災上重要な施設や要配慮者関連の施設への配水管路の耐震化を優先的に勧めるとともに、応急対策を円滑に実施するための資機材の整備、訓練及び平常時における広報等を実施する。

1 重要施設の耐震性の強化

施設の耐震設計は水道施設耐震工法指針及び水道施設設計指針等に基づき行うものとする。

(1) 貯水、取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造・材質とする。

水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水、水質の安全が保持できるかどうかを確認し、複数水源間の連絡管の布設、地下水等予備水源の確保を図る。

(2) 浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備について、耐震化を進めるため、整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う。

(3) 送配水施設

送配水幹線については、耐震性の強化のため、耐震継手、伸縮可撓管等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、配水系統管の相互連絡を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロック化等を行って、断水地域の縮小に努める。既設管については、耐用年数を過ぎた基幹管路の老朽管を耐震管(DIC P(GX型)管、HIVP(RRロング)管)へ、配水支管の老朽管は、周囲の土壌条件に応じて耐震性のある管へ布設替する等の措置を行う。

2 維持管理体制の強化

維持管理に当たっては、施設を適切に保守し、耐震性の確保に努めるものとし、点検マニュアルに基づく巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査等を実施するものとする。

3 給水体制の整備

(1) 緊急時応急給水用の水を確保するため、配水池容量の見直し、緊急遮断弁の設置等を計画的に進めるとともに、市に可搬式給水タンク、避難所に緊急ろ水装置や、貯水槽、組立式給水タンクの整備を行う。

(2) 市は、応急用資機材の確保体制の備蓄促進を図る。また、2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化に対する自治会・事業者等の自主的な取り組みが推進されるよう啓発する。

4 訓練及び平常時の広報

地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から次の事項を中心に訓練及び広報活動を行う。

(1) 職員に対し、防災体制、応急復旧・応急給水活動措置等に関する総合的な訓練を行う。

(2) 住民及び自治会に対し、平常時から飲料水の確保等、災害対策の広報を行う。

第6 下水道施設

下水道施設は生活に必要不可欠であるばかりでなく、河川や海洋の汚染防止の観点からも重要である。このため、下水道管理者は、計画的に施設・設備の強化を行い、下水道の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震化、点検調査、代替施設・設備の整備等を推進する。

(1) 施設の耐震性の強化として、老朽管等の布設替及び構築物及び機械設備の更新を確保する。

- (2) 点検調査の実施として、施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的実施し、施設設備の改善に努める。
- (3) 下水道施設に支障をきたした場合の仮設トイレ等の調達供給体制の確立を図る。

第7 ライフライン施設等の機能の確保

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

第8 関係機関との連携体制の整備・強化

道路管理者および上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第12節 上下水道施設災害予防計画

【主な実施機関】 上下水道課

第1 計画の方針

水道及び下水道施設の災害予防対策を推進する。

第2 水道施設災害予防対策

災害による水道施設の被害を最小限に止め、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強及び給水体制の整備を推進する。

1 施設等の整備

水道整備事業及び配水管整備事業等の実施について、水道施設設計指針及び水道施設耐震工法指針等により、施設の耐震化を図るものとする。また、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備に努めるものとする。

2 応急復旧用資機材の整備

次亜注入剤や応急復旧用資機材の整備、備蓄を推進する。

3 応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第3 下水道施設災害予防対策

市街化に対応して、浸水災害等の被害を防止し、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道施設の整備増強（耐水化・耐震化・長寿命化、液状化対策等）を図るとともに、応急復旧用資機材の整備、備蓄及び応急復旧体制の整備を図る。

特に、下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第13節 防災関係施設整備、資機材、物資整備等計画

【主な実施機関】 危機管理課 建設課 消防組合 消防団

第1 計画の方針

応急対策の円滑な実施のために必要とする施設、設備の整備及び緊急必要物資の確保のために、次の措置を行う。

第2 備蓄資材・機材の整備点検

1 水防資材・機材（水防倉庫等）の整備点検

水防資材・機材（水防倉庫等）の整備点検は定期的に行う。また、気象の警報等が発令されたとき若しくは異常と判断されたときにおいても、臨時に整備点検を行う。

方法については、市及び消防署の係員が行い、不良品を発見したときは、速やかに交換又は補充しなければならない。

2 消防活動に要する施設等の整備点検

消防機械器具装備の整備点検及び消防水利等の点検は、消防組合の定めるところにより行うものとする。特に化学消火剤等の点検については、有効期限に留意する。

3 その他資材・機材の整備点検

医薬品、食料品等災害応急対策に必要とする資機材・備蓄物品については、災害発生の時期及び規模を想定して、必要数量等をあらかじめ把握しておくものとする。

救助・救出用の資機材の整備については、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

第3 避難場所等の整備

災害から人命の安全を確保するため、自主防災組織や防災士会及び関係機関と連携して地域の災害特性や災害危険性を踏まえ計画的に避難対策の推進を図る。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所に加え、地域の災害特性を踏まえた避難場所及び避難施設の確保にあたっては、次の事項に留意して自主防災組織や事業者などと協議し、選定、整備するとともに住民に対し、周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

1 避難場所の選定及び指定

耐震性建築物及び空き地等を調査し、避難場所をあらかじめ指定しておくものとする。なお、避難場所の指定に当たっては、地域の人口、地形、災害に対する安全性を考慮し、ヘリコプターの緊急離着陸場との調整を図りながら、必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

2 避難施設の選定及び指定

建築物の耐震性や受け入れ可能な居室等の規模、備蓄物資配備の適否等を調査し、避難施設をあらかじめ指定しておくものとする。

なお、避難施設の指定に当たっては、地域の人口、地形、災害に対する安全性を考慮し、必要な数、規模の避難施設をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

第14節 避難対策計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難により住民の安全を確保するとともに、災害により被災した住民の生活を維持するため安全で快適な避難場所及び避難所を提供することが必要である。市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所及び避難路を指定して住民に周知し、住民の安全を確保する避難体制の整備を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努めるとともに、避難路の点検を行い、災害時における迅速かつ適切な避難誘導体制の整備を図る。

また、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2 避難場所及び避難所の整備

1 避難場所及び避難所の定義

災害時の避難場所及び避難所について、以下のとおり定義する。

(1) 避難場所

災害の発生するおそれがある場合又は災害の発生した場合（緊急時）に住民の安全を確保する場所を指定緊急避難場所（以下、「避難場所」と略す場合がある。）とする。

(2) 避難所

災害により被災した住民が自宅等で生活できない場合に自宅等が復旧するまでの間生活する場所を指定避難所（以下、「避難所」と略す場合がある。）とする。

2 避難場所及び避難所の整備

災害から住民の安全を守るため、身近なところに安全な避難場所及び避難所を整備することが必要であり、避難場所及び避難所を効果的に整備する。

(1) 避難場所の整備

風水害時の避難場所として学校体育館等の建築物を、地震時の避難場所として公園や学校グラウンド等のオープンスペースを整備する。

ア 風水害時の避難場所

風水害時に水害や土砂災害の危険がない場所に立地する公共施設（建築物）を避難場所として整備する。自治会の区民館等を一時避難場所、防災地区の学校体育館等を拠点避難場所と位置づける。

イ 地震時の避難場所

地震時に建物の倒壊や火災の危険がない場所に立地するオープンスペースを避難場所として整備する。自治会の公園、神社、区民館等を一時避難場所とし、防災地区の小・中学校グラウンド等を拠点避難場所と位置づける。

ウ その他の自主避難場所

自主防災組織等は、市及び施設管理者等と協議し、上記以外の施設について地区の災害特性を考慮して危険がない場所に立地するオープンスペースを自主避難場所として位置づけることができる。

なお、市は、自主避難場所を指定した自主防災組織等との連絡体制の構築に努める。

(2) 避難所の整備

災害により被災した住民が一時的に生活する施設として避難所を整備する。

ア 避難所

被災した住民が一時的に生活する施設として防災地区の学校体育館等を避難所として整備する。

自治会の区民館等を一時避難所、防災地区の学校体育館等を拠点避難所と位置づける。

イ 福祉避難所

要配慮者の避難生活を支える施設として、市域に福祉避難所を整備する。福祉避難所には、社会福祉施設等を充てることとし、不足する場合は、ホテル・旅館等の借上げで対応する。

ウ その他の自主避難所

自主防災組織等は、市及び施設管理者等と協議し、上記の拠点避難所以外の施設について、地区の災害特性を考慮して危険がない場所に立地する施設を自主避難所として位置づけることができる。

市は、自主避難所を指定した自主防災組織等との連絡体制の構築をはじめ、地域の実情に応じた自主的な避難所等の開設・運営が円滑に実施できるよう、防災士会などとも連携し自主避難所マニュアルの策定等を支援する。

エ 在宅避難者及び車中泊避難者の支援

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第3 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定

1 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所又は施設を、風水害、地震災害及び津波災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民及び自治会に対して周知徹底を図る。また、地域住民に対し、必要に応じて避難場所の開設を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(1) 風水害時の指定緊急避難場所

風水害等が発生又は発生するおそれがある場合に、住民が緊急に避難し安全を確保する場所として、拠点避難場所（学校体育館等）を指定緊急避難場所として指定する。

(2) 地震発生時の指定緊急避難場所

地震や火災等の震災直後に住民が緊急に避難する場所として、拠点避難場所（小・中学校グラウンド等）を指定緊急避難場所として指定する。

＜地震発生時の指定緊急避難場所の基準＞

- ・ 地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること。
- ・ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。
- ・ 都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射

熱に対して安全な空間であること。

(3) 津波発生時の指定緊急避難場所

津波発生時に住民が緊急に避難する場所として、津波による浸水が想定される区域の周辺で、津波浸水深より高い場所に位置するオープンスペース、建築物等を指定緊急避難場所として指定する。

＜津波発生時の指定緊急避難場所の基準＞

- ・ 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等であること。
- ・ 安全区域外に立地する施設等である場合は災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。
- ・ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。
- ・ 都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること。
- ・ やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化が図られていること。

(4) 指定緊急避難場所に関する通知等

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定緊急避難場所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(5) 住民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、当該施設等に関するハザード情報や施設設備の状況等を日頃から住民等への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

2 指定避難所等の指定

災害対策基本法に基づき、市は以下の基準に適合する公共施設等を、その管理者の同意を得て、災害が発生した場合における適切な避難所として指定する。また、地域住民に対し、必要に応じて指定避難所の開設を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

自主防災組織等は、地域の災害特性を考慮して、危険性がない場所に立地する区民館などを自主避難所として、また、広場などを一時避難所として開設するなど、地域での話し合いを通じて、発災時の地域住民の安全確保に努める。

市は、自主防災組織が開設した自主避難所等との連絡体制の構築をはじめ、地域の実情に応じた自主的な避難所運営が円滑にできるよう、随時、「避難所運営マニュアル」、「自主避難所運営の手引き」など各種マニュアルの見直しを進める。

また、自主防災組織が災害時に備え、防災資機材や備蓄物資等を購入する費用を補助するなど、共助による地域防災力の向上を支援する。

(1) 指定避難所の基準

指定避難所は、災害により被災した住民が一定の生活環境を備えた施設で一時的に生活するための施設として位置づけ、拠点避難所（学校体育館等）を指定避難所として指定する。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、両者の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ア 避難のための立退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(2) 指定避難所に関する通知・周知等

市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市に届出を行う。

市は、指定避難所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

なお、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法、受け入れ可能な動物の種類や頭数、受け入れ場所（同室避難・屋内・屋外等）の情報等について、住民への周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(3) 指定避難所の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(4) 指定避難所の設備

市は、スフィア基準などを参考にしつつすべての避難者が安全に避難し、支障なく過ごせるよう、避難所施設のバリアフリー化や大規模改修等を推進する。

また、指定避難所においては、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。パーティションや段ボールベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。

さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努める。

(5) 新たな技術を用いた設備の活用

市は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所等、新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努めるものとする。また、指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努める。

3 福祉避難所の指定

市は、一般の避難所生活が困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮

者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定する。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。

なお、福祉避難所の設置に当たり、社会福祉施設等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、一般の指定避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」として設けたり、民間の旅館・ホテル等を避難所として借り上げたりする等の検討を行い、柔軟に対応する。

また、保健師、福祉関係者、NPO、地域の防災関係者・ボランティア等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

第4 避難誘導體制の整備

1 避難路設定の検討

市は、要避難地域から拠点避難場所までの安全な避難路を確保するため、避難路又は避難路として整備すべき道路の指定を行う。また、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難標識や案内板を計画的に整備し、住民に対して周知徹底を図る。

2 避難誘導體制の整備

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインを住民に周知する。なお、防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難誘導に当たっては、警察機関、消防機関、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、要配慮者、特に市は旅行者等にも配慮した避難誘導體制の確立を図る。

特に、津波災害の危険がある地区については、訓練の実施等を通じて、住民、自主防災組織、消防機関、警察機関、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とし、市は、県と連携し、自

自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。なお、検討に当たっては、警察機関と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

市は、消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の見直しを行う。

市は、避難誘導・支援に当たる者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、避難誘導・支援に当たる者等に退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

第5 学校等での避難誘導體制

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第6 避難所運営体制の整備

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所運営体制の整備を図る。

1 市の対策

市は、災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所の管理運営体制及び要員の派遣方法をあらかじめ定めておく。

2 避難住民による自主的な運営

円滑な避難所の運営を確保するため、自治会（自主防災組織）等の避難住民による運営を中心に据えるとともに、ボランティアに協力を求める。運営に必要な事項について定めた「あわら市避難所運営マニュアル」、「自主避難所運営の手引き」を作成しており、これらのマニュアルの普及・習熟や訓練等を通じて、避難所の運営管理の

ために必要な知識等の普及に努める。住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、避難所となる施設の管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

また、日頃から、住民、自主防災組織、市、関係機関の間で避難所運営のシミュレーションなどを実施し、避難所の運営、役割分担について検討する。

3 避難者、被災者の把握

避難所運営責任者は、避難者に係る情報を把握し、市本部等へ報告する体制を築く。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市本部等に提供する仕組みづくりに努める。

4 避難所における良好な生活環境の確保

自主防災組織等による自主的な避難所の運営を促進するため、防災士会などとも連携し、近年の災害実例を踏まえた専門家による避難所運営委員会の運営ノウハウなどを参考に、地域住民が避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

また、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。

第7 避難情報の発令基準の整備

1 避難指示等の基準

避難指示等の情報を的確に発令する基準や手順を整備するとともに、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難指示を発令することにより、災害時における迅速かつ円滑な避難を確保し、住民の安全を守ることが必要である。

このため市は、風水害や地震等による災害が発生するおそれがある場合で、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、早い段階で避難場所を開設して災害危険区域の住民に対し避難指示を発令し、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の早めの避難や、風水害による災害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するため高齢者等避難を発令し、円滑な避難に努める。

この際、避難指示等の発令が夜間となるおそれがあると認められるときは、安全に避難ができる時間帯に当該避難指示等を発令し、避難の万全を図る。

避難指示等を発令する際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかわって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

なお、市は、避難指示等の発令に当たっては、災害の切迫度に応じ、国が定める5段階の警戒レベルにより提供すること等を通し、受け手側である住民が生命に係る危険であることを直感的に認識するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

避難指示等の伝達に関する詳細については、「あわら市避難情報発令マニュアル」による。

(1) 避難についての基本的考え方

自然による災害を完全に抑えることはできないので、災害の態様を見極めつつ、適時的確な避難指示等の発令により住民の安全を守る。特に、土石流等の土砂災害については、生命の危険が高いため、早期避難を徹底する。

(2) 避難情報の種類

ア 風水害時における避難情報

風水害時における避難情報を特に以下の3段階を活用し、迅速で的確な避難を確保する。

表 避難情報の段階

区分	警戒レベル	発令時の状況	住民の避難行動
高齢者等 避難	警戒レベル3	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）する。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

避難指示	警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う。
緊急安全確保	警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の発生または切迫した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

イ 地震等時における避難情報

地震・津波発生時における避難情報は、地震・津波による火災の発生や建物の倒壊等、二次災害等の危険がある場合に、避難指示を発令する。

(3) 避難が必要な地域についての住民への周知

風水害及び地震等による危険がある区域（避難対象区域）を明確にし、当該区域に居住する住民に対してハザードマップ等により災害危険性の周知を図るとともに、避難指示等の基準、指定緊急避難場所の位置・避難方法、住民が自主避難する際に役立つ気象情報等について周知徹底を図る。

ア 風水害により危険がある区域

表 風水害により危険がある区域（避難対象区域）

災害の種別	避難対象区域
洪水	<ul style="list-style-type: none"> ・河川（竹田川）の洪水浸水想定区域 ・過去に浸水被害の発生した区域
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域（特別警戒区域） ・土石流、急傾斜地崩壊等のおそれがある危険箇所

イ 風水害（土砂災害）の避難指示等の対象地区

土砂災害に関する避難指示等の対象地区は、以下の土砂災害危険地区の存する区域とし、当該土砂災害危険地区を含む自治会（避難単位）に対して避難指示等を発令する。

表 避難指示等の対象地区

区分	対象地区	避難単位
土石流危険地区	土石流危険箇所 土砂災害警戒区域（土石流）	危険地区を含む自治会
急傾斜地危険地区等	急傾斜地崩壊危険箇所 土砂災害警戒区域（急傾斜地）	危険地区を含む自治会
地すべり危険地区	地すべり危険箇所 土砂災害警戒区域（地すべり）	危険地区を含む自治会

ウ 津波に関する避難対象地区

表 津波に関する避難対象地区

地区	詳細な地域
波松地区	波松地係、城地係、城新田地係の海岸に面する地域
北潟地区	北潟地係、浜坂地係の海岸に面する地域
吉崎地区	吉崎地係の海岸に面する地域

(4) 風水害（洪水）に関する避難指示等の基準

風水害（洪水）に関する避難指示等の基準に用いる指標は、河川管理者から提供される水位情報、気象庁が発表する大雨・洪水に関する気象警報及び危険度分布等の避難関連情報によって設定する。

ア 河川氾濫（竹田川）の避難基準

表 河川氾濫の避難基準

区分	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	(1) 河川水位が、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 (2) 河川水位が氾濫危険水位に到達すると予測されるとき。 (3) 堤防に軽微な漏水・浸食等を発見したとき。
【警戒レベル4】 避難指示	(1) 河川水位が、氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 (2) 破堤につながるような漏水・浸食等が発見されたとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(1) 河川水位が、越水又は溢水したとき。 (2) 堤防の決壊や河川管理施設の大規模な異常を（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき。

イ 内水氾濫（竹田川以外の河川氾濫を含む）の避難基準

表 内水氾濫（竹田川以外の河川氾濫を含む）の避難基準

区分	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	(1) 浸水・洪水キキクル（危険度分布）において「警戒（赤）」になり、さらに降雨が継続する見込みであるとき。
【警戒レベル4】 避難指示	(1) 浸水・洪水キキクル（危険度分布）において「危険（紫）」になり、さらに降雨が継続する見込みであるとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(1) 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。 (2) 浸水・洪水キキクル（危険度分布）において「災害切迫（黒）」になったとき。

(5) 風水害（土砂災害）に関する避難指示等の基準

土砂災害警戒情報又は防災気象情報が発表された場合や土砂災害の前兆現象が発見された場合等を、避難情報の基準に設定する。

土砂災害に関する避難指示等の基準

区分	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	(1) 大雨警報（土砂災害）が発表され、さらに降雨が継続する見込みであるとき。

区 分	基 準
	(2) 土砂キキクル（危険度分布）において「警戒（赤）」となり、さらに降雨が継続する見込みであるとき。
【警戒レベル4】 避難指示	(1) 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が継続する見込みであるとき。 (2) 土砂キキクル（危険度分布）において「危険（紫）」になったとき。 (3) 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 (4) 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(1) 福井県の土砂災害危険度情報で、土砂災害警戒情報の基準を実況で超過したとき。 (2) 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 (3) 顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯情報）が発表されたとき。 (4) 土砂キキクル（危険度分布）において「災害切迫（黒）」になったとき。 (5) 大規模な土砂災害が発生したとき。

(6) 地震発生時における避難指示の基準

地震活動による被害の拡大の恐れがある場合、地震に伴う火災の延焼拡大や、地震に伴う崖崩れ等の土砂災害の発生等、二次災害の危険がある場合に、災害危険区域の住民に対し、避難指示を発令する。

地震発生時における避難指示の基準

区 分	基 準
避難指示	(1) 地震活動が継続し、建物が倒壊する危険が非常に高いとき、又は建物が倒壊したとき。 (2) 地震により火災が発生し、延焼が拡大しているとき。 (3) 地震の発生により、崖崩れ、地すべり等大規模な土砂災害の発生する危険が非常に高いとき、又は土砂災害が発生したとき。

(7) 津波発生時における避難基準

ア 津波発生時における避難情報の種類

津波発生時における避難情報は、避難指示のみとし、的確な避難を確保する。

イ 津波発生時における避難基準

津波発生時においては、津波災害危険区域の住民に対し、以下の基準で避難指示を発令する。なお、津波発生時における避難の詳細については、「あわら市津波避難対応マニュアル」による。

津波発生時における避難基準

区 分	基 準
避難指示	(1)本市の沿岸に津波注意報が発表されたとき。 (2)本市の沿岸に津波警報が発表されたとき。 (3)本市の沿岸に大津波警報が発表されたとき。 (4)本市の周辺区域で非常に強い地震の揺れを感じたとき。 (5)本市の周辺区域で長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。

2 避難に関する情報の周知・広報

要避難地域の住民がすばやく安全に避難できるよう、避難指示の内容の理解を促すとともに、避難方法等の情報について、ハザードマップ・広報誌等の配布を通じて、住民に対する周知を行う。

第8 広域避難のための体制の整備

1 応援協定に基づく広域避難

市は、大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞りにおける被災住民（以下「広域避難者」という。の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、避難所を指定する際に併せて広域一時滞りの用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

市は、災害の予測規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内の市域外市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

県は、市から協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがない

ときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町等及び市町等における被災住民の受入能力（施設数、施設概要）等、広域一時滞在について助言する。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

また、国、県、運送事業者等と連携し、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

第9 観光客・帰宅困難者対策

北陸新幹線の延伸開業（芦原温泉駅の設置）により観光客が増加することで、大規模地震や大雪等により公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者（観光客を含む）が大量に発生することが懸念される。

市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、鉄道事業者や宿泊事業者等の関係機関と連携して、一時滞在施設の確保等を推進するものとする。

さらに、内閣府の「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」に基づき、一斉帰宅抑制後の分散帰宅の実施や帰宅行動指針における市、住民、企業等の主体ごとの対応の周知にも努める。

各主体における対応例

	平 時	発災時
市等	情報連絡体制や関係部局等との連携体制の整備	帰宅困難者等の適切な帰宅判断に必要な情報の収集・提供
住民	家族等との間で、帰宅しないという選択や安否確認の方法、お迎えや介護等の対応方法等について取決めておく	勤務先や施設ごとの行動ルールや管理者の指示に従って行動を行う
企業（宿泊事業者）等	優先業務や分散帰宅、利用者の安否確認や災害情報の提供等の方針、公共交通機関の復旧状況に応じた通勤自粛等の施設ごとの行動ルールの策定	行動ルール等に基づく適切な行動の促進
一時滞在施設等の管理者	—	帰宅困難者等の適切な帰宅判断に必要な情報、当該施設に滞在できる期間等の情報提供

	平 時	発災時
学校、保育施設等	安否確認方法や連絡手段、保護者等への引渡し方法等について検討	施設利用者の安否情報や対応状況を保護者等に伝達
鉄道事業者	帰宅困難者等の適切な行動判断に不可欠な運行情報等の提供体制の整備	運行情報等について可能な限り即時的に更新した情報提供

第15節 医療・救護予防計画

【主な実施機関】 健康長寿課

第1 計画の方針

災害は、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、応急医療体制の整備が極めて重要であり、初期医療体制、後方医療体制、広域的医療体制及び保健医療福祉調整に係る体制の整備を図る。

第2 医療救護活動体制の確立

1 初期医療体制の整備

応急救護所の設置、救護班の編成、出動について、坂井地区医師会あわら市支部と協議して、あらかじめ計画を定めるとともに、災害による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定めておくものとする。

2 初期医療の活動内容

(1) 市内における医療活動

保健センターを医療救護拠点とし、民間医療機関の協力を得て、各救護所との連絡、連携を図りながら、迅速かつ適切な医療活動を実施する。

(2) 市外からの医療救護班の派遣

必要に応じて日本赤十字社、自衛隊、国、県等の医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請する。

(3) 救護所の開設と救護班の派遣

小学校等に救護所を開設し、救護班による巡回診療を実施する。

(4) トリアージ

災害時には、医療能力を上回る多くの負傷者が殺到し、医療活動が混乱するおそれがあるので、これに備えるためトリアージを実施する。

3 後方医療体制の整備

県は、救護所における救護班で対応できない重傷者を収容するため、災害拠点病院を後方支援病院と位置づけ、重篤患者受入れ施設の確保体制整備を促進する。

また、県立病院は、後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。

後方支援病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

4 広域的応急医療体制の確立

県は、広域応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受入れ、対応する患者の分担など連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備する。

国、県、市等及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

5 その他の医療体制の整備

(1) 医薬品等の確保

県は、災害直後に必要となる麻酔、消毒薬、包帯などの一次医療医薬品等の備蓄について、医薬品等卸売業者等と協定を締結している。

今後、救護班及び後方医療機関の行う医療活動実施のために必要な医薬品及び衛生材料等を円滑に供給できる体制の整備を図り、また、被災した薬局の機能を代替できる災害対策医薬品供給車両（モバイルファーマシー®）の導入等を検討することとしている。

(2) 被災地への往診、保健師の訪問等

大規模の震災被害が発生した場合には、被災地への医師の派遣、保健師の訪問活動を実施し、被災地域住民の健康維持を図る体制を整備する。

(3) ライフラインの確保

治療の際に不可欠な水、電気等のライフラインの確保を図るため、医療機関における給水タンクや非常用電源等について整備を図る。

(4) 中長期における医療体制の充実

市は、県、医師会、地域の災害拠点病院関係者等と連携し、急性期から中長期へ移行するための医療提供体制を構築する。

(5) 保健医療福祉調整に係る体制の整備

県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）の整備を図る。

また、県及び市町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備を図る。

第3 医療施設の耐震化

医療救護の拠点となる医療施設について、地震時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化の指導、補強建替の促進を図る。

第16節 広域的相互応援体制整備計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

大規模災害に備えるため、広域相互応援体制の整備を推進する。

第2 広域的相互応援体制の整備

1 広域応援体制の整備

(1) 県・市町災害時相互応援協定

災害時において本市独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、他市町への応援要請及び応援による災害応急対策を円滑に実施するため、「福井県・市町村災害時相互応援協定」が締結されている。市ではこれに基づき、綿密な連携体制を整備する。

(2) 消防相互応援協定

平成18年3月20日に県下全消防機関が参加する「福井県広域消防相互応援協定」が締結されている。

また、嶺北消防組合は石川県加賀市との間で「加賀市、嶺北消防組合消防相互応援協定」を締結している。

(3) 県外広域相互応援体制

県では、県域を越えた広域防災体制を確立するため、以下の協定を締結し、関係府県との綿密な連携体制の整備を進めている。

ア 岐阜県との「災害時の相互応援に関する協定」

イ 石川県との「災害時等相互応援に関する協定」

ウ 奈良県との「災害時等相互応援に関する協定」

エ 石川県及び富山県との「北陸三県災害相互応援に関する協定」

オ 中部9県1市で締結している「災害応援に関する協定」

カ 近畿2府5県で締結している「災害時の応援に関する申し合わせ」

キ 近畿2府7県で締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」

ク 全国知事会の「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書」

(4) その他関係機関との応援協力体制

県では、関係機関の応援が必要な応急対策について、輸送、緊急救助、生活衛生、燃料・電源確保等の各分野において協定を締結している。また、各協定に基づく応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法、窓口等を指定してい

る。

(5) 自衛隊応援派遣要請体制の整備

県は、業務内容及びその方法等について、事前に所轄の自衛隊及びその他関係機関との協議を図り、災害時における自衛隊の応援体制を確立する。

(6) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

ア 住民の広域避難

市は、住民を市域及び県域を越えて広域避難させる際の移動手段や避難先における安否確認の方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

イ 広域避難者の受入体制の整備

市は、指定避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町や県外からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ選定するとともに、県にその情報を提供する。

(7) 広域応援・受援体制の整備

市では、大規模災害に伴う被災により市の行政機能が著しく低下する状況も想定し、外部からの応援を必要とする業務や受入体制・受入手順等を具体的に定めた「あわら市受援計画」を策定している。今後も、この受援計画の実効性の確保に努め、県や災害時応援協定締結団体等との密接な連携体制を整備するとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行う。

なお、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

また、応援職員の受入れにあたっては、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やオンライン会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

県は、国や市町等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものこととしている。

また、県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めることとしている。

この際、県および市は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、県および市は、会議室のレイアウト

トの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

2 市内関係団体との協力体制

各課は、災害時の応急対策に関わる流通業者や関係団体と協議を図り、災害時の応援協力について協定を締結するなど、協力体制の確立に努める。

- (1) 流通業者との協定
- (2) 土木・建設業、管工事組合との協定
- (3) その他関係団体との協定
- (4) 上下水道事業団体との協定

第17節 防災訓練計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と、実践的能力の育成に努めるとともに、防災関係機関の連携と防災体制の整備を強化する。

第2 訓練の種別

1 個別訓練

(1) 水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中や夜間時を想定し、次の事項について訓練を行うものとする。

- | | | |
|-------------|--------|------------|
| ① 観測（気象、水位） | ② 通信連絡 | ③ 非常招集動員 |
| ④ 輸送 | ⑤ 水防工法 | ⑥ 水閘門の開閉操作 |
| ⑦ 水防信号 | ⑧ 避難誘導 | |

(2) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は相互に協力して、消防訓練を行うものとする。特に学校、病院、事業所、旅館、遊技場など多数の者が出入し利用する場所においては、その事業所等で組織する自衛消防組織による消防訓練の実施を推進する。

(3) 救助救護訓練

災害発生時に迅速かつ的確な救助、救護を行なうために、次のような訓練を実施するよう推進を図る。特に医療機関、あわら市赤十字奉仕団等の参加を求めて訓練を行うものとする。

- | | | |
|--------|----------|--------|
| ① 通信連絡 | ② 給水、炊出し | ③ 物資輸送 |
| ④ 救出 | ⑤ 医療助産 | ⑥ 救急搬送 |

(4) 通信連絡訓練

災害に関する情報、指示、命令、報告その他災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、有線、無線の機器材の操作等について訓練を実施するものとする。

(5) 災害情報連絡訓練

気象予報その他災害に関する情報、指示、命令及び報告等を円滑に実施するため、連絡体制の強化を図る。

(6) 非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信系統が不通となり、又は利用することが著しく困難になった場合、無線通信系統の円滑な利用を図るとともに、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局によって、市、県及び防災関係機関との通信確保のための訓練を実施する。

(7) 非常招集（参集）訓練

市及び防災関係機関は、災害時において迅速かつ適切な応急活動を行なうために必要な職員の招集又は参集が迅速かつ確実に実施できるよう、平素より非常招集（参集）訓練を実施するものとする。

(8) 避難訓練

災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、社会教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施するものとする。また、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(9) 応急給水活動訓練

災害に際し、迅速な給水活動ができるよう指定避難所などの施設に組立式タンクを設置し給水活動を実施する。

(10) 海上保安訓練

海上保安機関は、海上保安業務遂行上必要な溺者救助、海路による避難、防火、流出油等防除、監視、通信等諸訓練を実施するものとする。

(11) 図上訓練

災害予防責任者は、個別に又は共同して、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、図上において訓練を実施するものとする。

2 総合防災訓練

市、県その他防災関係機関及び住民が一体となり、地震や津波災害を想定した消火訓練、避難訓練等の総合的な防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、実施内容を点検し、新たな実施項目を追加するとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、総合防災訓練の充実を図る。

災害応急対策活動に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努め、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

3 関係機関との合同訓練等

自衛隊、海上保安庁等に対する派遣要請等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ・活動拠点等を取り決めておくこととし、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。

第3 防災訓練に関する普及啓発

市総合防災訓練や事業所等による防災訓練の参加者となる住民及び自治会に対して、市の広報等各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識の高揚を図る。

第4 訓練の時期及び場所の選定

訓練はこの計画にあげているあらゆる災害を想定し、その種別、規模によって訓練効果のある時期、場所等を選び実施するものとする。

第5 訓練の方法及び訓練記録

実施機関が単独又は他の機関と共同して行なった訓練方法はいくつかの訓練を組み合わせ、実施するなど、効果が上がるよう検討するとともに、実施結果を記録しておくものとする。

第6 訓練後の評価及び改善

実施機関の災害予防責任者は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第18節 防災知識普及計画

【主な実施機関】危機管理課 消防組合 消防団 教育総務課

第1 計画の方針

災害から住民の生命、身体、財産を守るためには防災関係機関の職員は勿論のこと、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、住民一人ひとりが日頃から災害について認識を深めるため、広く防災知識の普及や防災意識の高揚に努める。

第2 住民に対する防災知識の普及

市は、県及び福井地方気象台と連携し、住民の防災意識の高揚を図るため、気候変動の影響も踏まえつつ、各種の教材、マニュアルを作成するほか、AIの活用などをはじめとする防災DX化に関する様々な動向や専門家の知見も取り入れた各種データの分かりやすい発信などを通じて災害に関する関心を高め、防災知識の普及を図る。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

また、指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やDVの被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努める。

1 防災知識の普及内容

災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項で、防災知識として普及すべき内容は次のとおりとする。

- (1) 風水害、地震災害に関する一般知識
- (2) 津波に関する一般知識

ア 避難行動に関する知識

- ・ 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- ・ 海水浴場等において、赤と白の格子模様の旗（以下「津波フラッグ」という。）による津波警報等の伝達があったときは、直ちに避難行動を取ること。また、市及び県は、津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高め

るため、関係機関と連携し、普及啓発を図ること。

- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。
- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

イ 津波の特性に関する情報

- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。
- ・標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること。
- ・海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- ・第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- ・津波浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
- ・緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ること。

(3) 平常時の心得

ア 非常持出品の準備

イ 最低3日間、推奨1週間分の水・食料・携帯トイレ・簡易トイレ・トイレットペーパー等の備蓄

ウ 早期避難の重要性等災害発生時の心得、適切な避難のタイミング

エ 災害時における家庭内の連絡方法や避難ルールの取決め

オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

カ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動

ク 自動車へのこまめな満タン給油

ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(4) 災害発生時の心得

ア 気象予警報の種類と伝達方法、災害別の対策

イ 警報等発表時、避難指示等の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動

- ウ 携帯品の把握
 - エ 危険箇所の周知
 - オ 避難の際の心得
 - カ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - キ 指定緊急避難場所（指定避難所）、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等
 - ク 避難所における夏季の熱中症予防や対処法
 - ケ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - コ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、家屋が被災した際の、生活の再建に資する行動
- (5) 火災予防、初期消火についての一般知識
- (6) 市地域防災計画の概要の周知
- ア 過去の災害事例
 - イ 市において想定される災害
 - ウ 防災関係機関による防災対策の概要
- (7) その他必要な事項

2 防災知識の普及方法

防災に関する知識の普及方法は次のとおりとする。

- (1) 広報紙等の利用
市広報紙、パンフレット（チラシ、ポスター、防災ガイドブック）の利用、SNS等の活用、マニュアルの作成等により防災意識の高揚を図る。
- (2) 立看板、懸垂幕等の掲示
防災週間、出水時期には立看板、懸垂幕等を掲示し、広く住民に対し注意を促す。
- (3) 講演会、映画会、講習会等の開催
自治会、その他の団体及び事業所等を通して開催する。（要配慮者にも十分配慮する。）
また、講習会を開催するに当たっては、防火管理者・危険物取扱者等に対して行う。
- (4) 防災訓練の実施
各種防災訓練を実施して、的確な応急活動の周知と防災知識の普及を図る。

- (5) ハザードマップ等の配布
ハザードマップ（洪水、土砂災害、津波、防災重点ため池）や「防災ガイドブック」等を配布し、危険箇所や安全を確保するための避難場所等について啓発を図る。

第3 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員動員等のマニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

1 研修の方法

- (1) 講習会、講演会等の開催
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 防災活動手引書等の配布
- (4) 訓練による実践的研修

2 研修の内容

- (1) 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 気象、水象、地象等災害発生原因についての知識及び各種災害の特性
- (4) 防災知識と技術
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) その他必要な事項

第4 学校等における防災教育

1 学校における防災教育

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

市教育委員会は、防災教育の充実に努めるとともに、学校防災の手引きを作成し、教職員、児童生徒及び保護者への周知徹底に努める。

- (1) 児童生徒に対して、学年に即応した防災に関する教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の習得等を図る。

- ア 災害発生原因に関する知識の向上
- イ 避難その他防災知識の習得
- ウ 自主防災思想の浸透
- エ 学校教育における防災知識の指導
- オ 防災訓練の実施
- カ その他必要な事項

(2) 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

2 防災上重要な施設の管理者の防災教育

市及び防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

3 社会教育

関係機関、団体等と連携して、職場一般家庭にある社会人を対象として、適切な機会を通じて講演会、実演等により、防災知識の向上を図る。

4 職場教育

事務所、工場等については、消防法に基づいた消防計画を立て、防災教育と防御訓練を実施し、自衛防災の知識と技能の向上を図るとともに、防火管理者、危険物取扱主任者の講習会を実施する。また、自主防災組織の整備育成や、将来的には地域と事業所、工場等との協定の締結を含め、協力関係を強化していくよう指導していくものとする。

第5 災害教訓の伝承

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

県及び市は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第19節 自主防災組織育成計画

【主な実施機関】 危機管理課 消防組合 消防団

第1 計画の方針

災害時における防災応急活動については、防災関係機関はもとより、地域住民や事業者をはじめ、専門的な知識を持つ防災士会やNPO等の協力がなければ万全を期し難いので、地域の実状に応じて、地域及び関係団体との連帯感のもとに自主的な防災組織（自治会、事業所等）を育成する。

第2 自主防災組織の種類

1 地域の自主防災組織

地域住民による自発的な防災組織

2 施設の自主防災組織

大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織

3 事業所等における自主防災組織

事業所等がそれぞれの実状に応じた防災計画に基づき、効果的な防災活動を行う防災組織

第3 地域の自主防災組織の設置

1 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進するものとする。

- (1) 公民館などを中心とする地区住民が地区内の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 小規模集落における隣接集落との連携など、地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として、一体性を有する規模であること。

2 活動内容及び組織編成

(1) 平常時又は非常時の活動内容

ア 日常の活動例

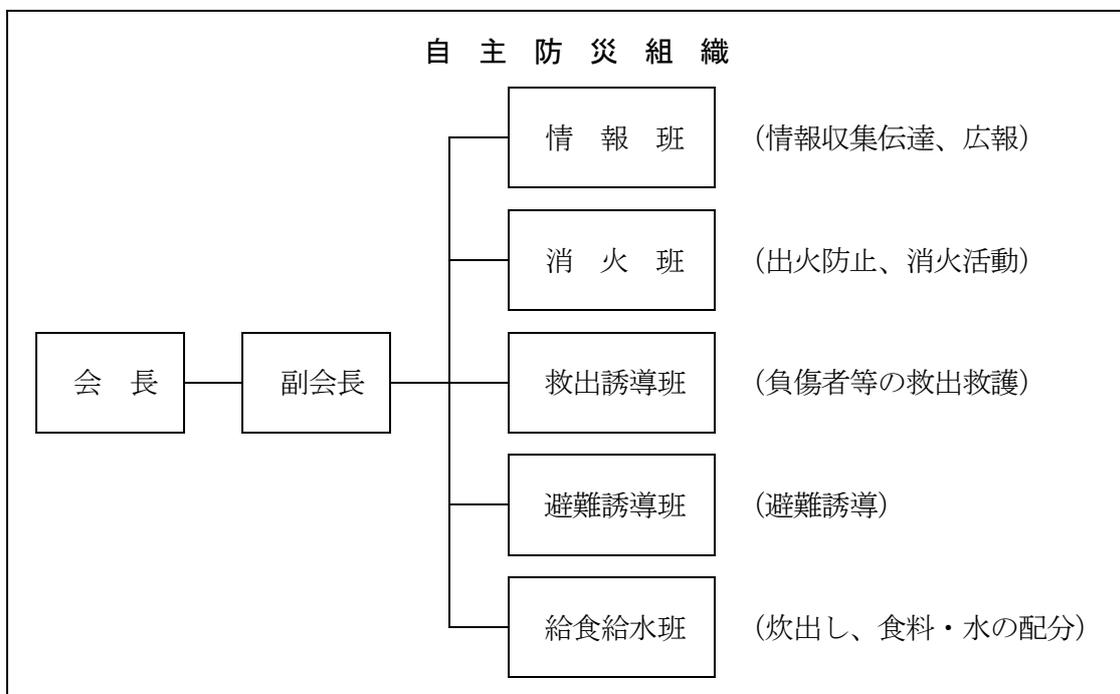
対 策	内 容	担 当
消火対策	<ul style="list-style-type: none"> 火災予防の啓発 延焼危険地区、消防水利等の把握 	消 火 班
救出対策	<ul style="list-style-type: none"> 救出用資機材の整備計画立案 建設業者への重機の事前協力要請 	救出救護班
救護対策	<ul style="list-style-type: none"> 各世帯へ救急医薬品の保有指導 応急手当講習会の実施 負傷者収容についての医療機関との協議 	救出救護班
情報対策	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集、伝達方法の立案 市内防災関係機関や隣接自治会との連絡方法の確立 	情 報 班
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 避難対象地区の把握 避難路の決定と周知 自力で避難困難な者のリストアップ 	避難誘導班
給食給水 対策	<ul style="list-style-type: none"> 各世帯への備蓄の徹底 飲料水が確保できる場所の把握 炊出し、配分計画の立案 	給食給水班
防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> 個別訓練の随時実施 市が行う防災訓練への参加 	各 班
備 蓄	<ul style="list-style-type: none"> 各班の活動に必要な資器材、物資の順次備蓄 備蓄資機材、物資の管理、点検 	各 班

イ 災害時の活動例

対 策	内 容	担 当
消火対策	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭における火の始末 初期消火の実施 延焼の場合は消火班出動 	全 員 消 火 班
救出対策	<ul style="list-style-type: none"> 初期救出の実施 建設業者への応援要請 	救出救護班
救護対策	<ul style="list-style-type: none"> 軽傷者は各世帯で処置 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 重傷者等の医療機関への搬送 	各 世 帯 救出救護班
情報対策	<ul style="list-style-type: none"> 各世帯による情報班への被害状況報告 情報の集約と市等への連絡 隣接自治会等との情報交換 重要情報の各世帯への広報 市に対する地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報提供 	各 世 帯 情 報 班
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 避難路の安全確認 避難者の誘導（組織的避難の実施） 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え 	避難誘導班
給食給水 対策	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の確保 炊出しの実施 飲料水、食料等の公平配分 	給食給水班

(2) 組織編成

自主防災組織には会長、副会長等を設け、構成員を各班に編成し、それぞれ日常的な活動と非常時の活動内容を定めることとする。



第4 施設の自主防災組織の設置

法令により防火管理者をおき、防災計画を作成し、自主防災組織を設置している施設については、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

第5 事業所等の自主防災組織の設置

自主防災組織を設置していない多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望ましい施設については、事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画を作成し、効果的な防災活動が行えるような自主防災組織を整備するよう努める。

また、事業所等は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、

防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第6 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。また、平常時及び災害発生時において、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、効果的に防災活動を行うよう努める。

第7 自主防災組織の設置推進計画

1 広報活動

自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

2 防災教育

各種の災害教訓を踏まえ、住民が災害から自らの命を守るために備え、確実に避難できるよう専門知識を持つ消防団や防災士会、民生委員、福祉関係機関、ボランティア組織等との連携により、地域住民及び事業者並びに施設の管理者を対象に自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るため、地域ぐるみで地区防災計画や地区別防災マップの策定などに取り組めるよう防災教育を実施する。

3 防災リーダー育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に専門知識を持つ消防団や防災士会、学識経験者等との連携による各種訓練の実施や、県などとの連携による防災関連講習会の受講や防災関連資格の取得などを支援し、地域における防災活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

4 自主防災組織の設立・活動等への支援

自主防災組織の設立に関する説明会を開催し周知を行うとともに、自主防災組織活動の活性化や地域防災力の向上に資する事業への支援に努めます。

第8 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地区防災計画の検討が円滑に進められるよう防災士会や学識経験者等との連携を支援するとともに、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第9 消防団及び防災士等の育成強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

また、市は、防災に関する知識と技術を有し防災活動等の指導的な役割を担う人材を養成し地域防災力の向上に寄与できるよう、県等と連携を図り防災士等の資格取得の支援や防災士会の各種活動の周知に努める。

第20節 要配慮者災害予防計画

【実施機関】 危機管理課 福祉課 子育て支援課 健康長寿課 社会福祉協議会

第1 計画の方針

災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な人々を保護し、安全の確保を図るため、防災関係機関、福祉関係機関、自主防災組織との連携の下、要配慮者に関する情報を本人の同意を得た上で、平時から管理するとともに、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援プランを整備するよう努める。

第2 社会福祉施設等における防災体制の強化

1 要配慮者利用施設の耐震化等

要配慮者利用施設に対し、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など防災化の施設・設備の充実強化を指導するものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、要配慮者利用施設の耐震化を図るなど防災化のための施設・設備の整備を行うものとする。

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

この計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。なお、市町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

3 災害危険区域の要配慮者施設への情報伝達体制の整備

水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条に規定する土砂災害警戒区域に存する要配慮者施設については、法律に基づき下記により警戒避難体制の整備等を図る。

(1) 当該施設の名称及び所在地のリストアップ

- (2) 洪水に関する予警報や土砂災害に関する情報伝達方法の確立
- (3) ハザードマップの配布による災害危険情報の周知

第3 防災知識の普及

1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

県と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、ジェンダー、家庭動物の飼育の有無等の要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。また、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

2 社会福祉施設及び事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第4 地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民及び自治会や近隣の福祉施設等との繋がりを保つよう努力するとともに、要配慮者の近隣の住民及び自治会は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報の掌握や避難行動要支援者名簿の作成を行うなどして地域ぐるみの救護体制を整備する。また、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

市は、震災時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を整備するとともに、要配慮者用避難場所をあらかじめ指定しておくものとする。また、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む。）への活用について、管理者の理解が得られるよう努めるとともに、関係機関と相互に協力し、平時から避難支援プランの登録情報の更新や避難訓練を行うなど、要配慮者に関する適切な支援を行うよう努める。

1 福祉避難所の指定及び周知

市は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下「福祉避難所」という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民及び自治会に周知する。

なお、市内における福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された介護老人福祉施設や特別養護老人ホーム等の施設を指定する。福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第5 避難行動要支援者の避難支援

1 避難行動要支援者の把握

市は、次の要配慮者は全て災害時に避難行動要支援者になる潜在性があると位置づけ、それに関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

2 避難行動要支援者名簿に記載する要配慮者の範囲

次のいずれかに該当するものとする。ただし、在宅の者に限る。

- (1) 肢体不自由、視覚障害、聴覚障害で身体障害者手帳2級以上の者
- (2) 療育手帳B1以上の者
- (3) 要介護認定者で要介護3以上の者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の者
- (5) 登録を希望する者であつて(1)～(4)に準ずるものとして市長が認めた者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、要配慮者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。名簿の作成にあ

たっては、該当する者を把握するために、健康福祉部で把握している情報を集約する。また、市は、必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、その把握に努めるものとする。

4 名簿の更新・適正管理

市は、随時、名簿の追加や修正を行うものとし、年1回は全ての名簿の更新を行うものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

5 避難支援等関係者となる者

市は、市内の自主防災組織、民生委員、嶺北消防組合、県警察及びあわら市社会福祉協議会等を避難支援等関係者とし、避難行動要支援者名簿情報について要配慮者の同意を得たものについてはあらかじめ、また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、全ての名簿情報を提供するものとする。

6 名簿情報の漏えい防止

避難支援等関係者は、災害対策基本法第49条の13において、提供された名簿情報について守秘義務が課せられていることに十分に留意し、必要以上に複製しないなど、名簿情報を適切に管理する。

市は、名簿情報提供時（更新を含む。）及びその他の機会において、避難支援等関係者に対し名簿の取り扱いについて指導する。

7 避難支援等関係者の確保

避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、全力で助けようとするが助けられない可能性もあることの理解を促すものとする。

8 個別避難計画への対応

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区におい

て、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

9 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

10 細部は、「あわら市避難行動要支援者者支援計画」に定める。

第6 要配慮者に対する災害対策の配慮

災害対策を講ずるに当たっては、要配慮者のために次のことを配慮するものとする。

- (1) 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 障害の状況等に応じた情報提供
- (4) 乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保、提供
- (5) 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- (6) 避難所・居宅への保健師等相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- (7) 避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）
- (8) 精神的ケアやメンタルヘルスに関する支援体制の整備
- (9) 避難所のレイアウト計画段階でのゾーニング（動線・音・視線の配慮等）の検討

第7 要配慮者に配慮した緊急情報伝達体制の確立

要配慮者に対する情報連絡・伝達設備及び体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、要配慮者の特性にあわせ、「避難支援プラン」を作成する中で整備を図る。

災害発生時には、被災者等に対して適宜、適切な情報提供、意思疎通が必要となる

ことから、多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築や情報伝達システムへの手話通訳等の活用等により、要配慮者にも配慮した緊急情報通信システムの確立を図る。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

1 多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築

災害時に情報が伝わりにくい高齢者や外国人等が利用しやすい緊急情報伝達システムを構築するため、インターネットの活用方法について検討し、システムの構築を図る。

また、視覚障がい者に対する情報提供に役立つコミュニティ放送局や聴覚障がい者に役立つ文字放送ラジオなど新たなメディアについて、その活用を推進する。

2 情報伝達システムへの手話通訳等の活用

災害時の情報伝達については、テレビ媒体での手話通訳や外国語放送・文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光ボード等）の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。

また、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。

その他、県と連携して、外国人の避難誘導の際に、防災・気象情報が確実に伝達できるように、多言語化等の情報伝達体制等の整備に努める。

第8 外国人に係る対策

要配慮者のうち、特に外国人に係る対策として、県や福井県国際交流協会と連携した次の対策を講じるものとする。

1 防災知識の普及啓発

災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。また、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等

に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

2 外国人を含めた防災訓練等の実施

防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。また、外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。

3 通訳ボランティア等の育成・確保

災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

4 外国人相談体制の充実

防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

第21節 ボランティア活動支援計画

【主な実施機関】 危機管理課 市民課 生活環境課 福祉課 社会福祉協議会

第1 計画の方針

市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第2 平常時におけるボランティアの育成

地域における積極的なボランティア活動の展開を図るため、ボランティア活動者の育成及びボランティアグループとの連携を図る。

1 ボランティアの育成

あわら市社会福祉協議会は、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成に努める。

- (1) ボランティア広報誌の発行等
- (2) ボランティアの養成・研修事業の実施

2 既存ボランティアの活用

相当規模の災害時のボランティアの確保とボランティア活動への参加の促進を図るため、現在既に組織されている既存する各種のボランティアの活用を図ると共に、広報や普及啓発活動等により登録者の増加を図る。

第3 リーダー、コーディネーター等の養成

ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成、設置支援を図ると共に、事業所や各種の団体に対して、組織的な社会貢献としての災害ボランティア活動への参加を呼びかける。

また、個人のボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等により、グループづくりの支援を行う。

第4 ボランティア活動体制の整備

県との連携のもと、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を、平常時より明確にしておくものとする。

なお、災害ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターについては、いきいきテラス いちひめ（老人福祉センター市姫荘）を設置予定場所とする。

第22節 飲料水、食料品、生活必需品の確保計画

【主な実施機関】 危機管理課 市民課 生活環境課 農林水産課 観光振興課 商
工労働課 上下水道課

第1 計画の方針

災害発生時における住民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

第2 個人及び自治会の備蓄の推進

「自らの身の安全は自ら守る」のが防災の基本であることから、住民及び自治会に対し、3日分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備について普及及び啓発を図る。

第3 市の備蓄

市は、各避難所単位に、生命及び生活を維持するために必要な飲料水、食料、毛布、日用品、資機材等の分散備蓄に努める。

県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、生命及び生活を維持するために必要な飲料水、食料、毛布、日用品、資機材等を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄するとともに、民間事業者の保有商品の供給に関する協定の締結を推進する。

第4 必要物資調達体制

1 関係業界団体等との協定締結

飲料水、食料、日用品、資機材など生活を維持するために最低必要な緊急物資の調達について、地元商店、業者等の能力や実績を勘案し、地元業者、福井県農業協同組合（JA福井県）等と協定を締結するよう努める。

2 物資調達の方針

必要物資の種類、品目、数量及び調達先並びにその連絡方法を明確にするため物資調達の方針を定める。

3 事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物等の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売輸送業者等との連絡体制を図るとともに、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

第5 緊急輸送体制の整備

市は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点（トリムパークかなづ）を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

なお、平常時より輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者との協力体制を構築し、そのノウハウや能力等を活用するとともに、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

第23節 危険物施設等災害予防計画

【主な実施機関】 消防組合

第1 計画の方針

危険物施設管理者等に対し、自主保安体制の充実強化を指導し、地震や津波対策、地震や津波防災教育の推進を図る。

第2 危険物施設

1 施設の安全化指導

消防組合は、製造所、貯蔵所及び取扱所の地震による火災、爆発、漏洩等を防止するため、これら施設の設置又は変更許可に当たっては消防法令等に定める耐震基準により、地震の影響に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、立入検査等により、その強化を指示し、災害の発生及び拡大の防止を図る。

2 保安教育の実施

消防組合は、県と連携し、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、保安管理能力の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施するものとする。

また、事業者は、事業所内において研修会等の保安教育を積極的に実施するとともに、危険物取扱者に県が実施する保安講習を積極的に受講させるものとする。

3 自主保安体制の確立

消防組合は、危険物施設の管理者、取扱者等に対し地震災害予防体制の強化を図るため、講習会、研修会等を通じ指導を行い、保安体制の強化を図る。

この場合において、次の事項を重点に指導を行う。

- (1) 地震時における災害予防のための初動体制マニュアルの整備
- (2) 消防、警察等の関係機関及び施設保守業者と連携した保安体制の強化
- (3) 地震時におけるヒューマンエラーの防止を含めた防災訓練の充実強化
- (4) 近隣の同様の危険物を取扱う事業所との相互応援に関する協定締結の促進
- (5) 自衛消防隊の組織化の推進強化
- (6) 非常用の電源、照明設備及び緊急制御装置並びに防火に関する保安上必要な設備の整備点検の徹底

4 消防施設等の整備

消防組合及び事業者は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

また、危険物事業所に、危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急資機材、化学消火薬剤等の整備、備蓄を促進するとともに、災害時の体制整備を図る。

第3 高圧ガス施設

1 施設の安全化指導

県は、地震による漏洩、爆発、火災等を防止するため、高圧ガスの製造、販売、貯蔵等にかかる施設の設置又は変更許可の審査に当たっては高圧ガス設備等耐震設計基準により、地震に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、保安検査等により、基準の遵守を徹底し、災害の発生及び拡大の防止を図る。

2 自主保安体制の確立

高圧ガス製造者等に対し、地震対策を含めた危害予防規定の充実強化を指導するとともに、消防組合は施設に対する立入検査等の実施等により、地震時における保安意識の高揚と自主保安体制の確立を図る。

この場合における重点指導は、危険物施設の自主保安体制の確立重点指導事項と同様に行う。

第4 毒物・劇物取扱施設

1 施設の安全化指導

地震による飛散、漏洩又は流出等を防止するため、県に協力し、毒物・劇物取扱施設への立入検査等を行い、必要な措置を講ずるよう指導し、被害の発生及び拡大の防止を図る。

2 自主保安体制の確立

毒物・劇物取扱施設の管理者に対し、自主保安体制の確立を図るため、次の事項について指導する。

- (1) 施設の毒物・劇物危害防止規定の作成
- (2) 毒物・劇物の管理体制の確立
- (3) 施設及び設備の定期点検等による自主管理
- (4) 毒物・劇物の飛散、漏洩又は流出等による事故の際の措置
- (5) 従業員の定期的保安教育及び訓練

第24節 雪害予防計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

本市は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条により、豪雪地帯に指定されている。本計画は、降積雪による交通の途絶、家屋の損傷、その他産業に及ぼす被害等を防止し、民生の安定と産業経済の活動を維持するため、次の措置を行う。

第2 平常時における対策

住民及び各種機関、団体は平素から積雪に対処する備えが必要で、その対策として、次の事項に留意しなければならない。

1 交通対策

- (1) 主要幹線道路の整備
- (2) 道路附属構造物の除雪適応性と堅牢化
- (3) 除雪機械の整備充実と排雪広場の確保
- (4) 都市施設（電気、上下水道、通信、道路等）の耐雪強化
- (5) 倒木のおそれがある立木伐採等の倒木対策の推進

2 宅地建物対策

- (1) 排雪スペースを考慮した宅地規模と敷地造成指導
- (2) 耐雪性建築物の建設推進

3 農作物対策

- (1) 温室、ビニールハウス及び樹園地における融雪装置又は融雪溝の設置
- (2) 融雪促進剤等の確保
- (3) 寒冷地向き農作物品種の開発奨励
- (4) その他農作物の雪害対策

第3 積雪期における対策

毎年積雪期前に関係機関による除雪対策会議を開催し、道路除雪を中心にした除雪業務計画を別に定めるほか、次の対策について調整を図り、雪害の予防と被害の軽減を図るものとする。

1 交通対策

- (1) 国、県及び主要幹線市道相互間の除雪計画の調整
- (2) 民間（自治会等）及び官公庁、事業所による除雪協力体制の確立
- (3) 民間（除雪機械所有者及びオペレーター）協力体制の確立
- (4) 除雪機械の整備と要員体制の確立
- (5) 道路附属構造物（交通安全施設等）及び防火施設（消火栓、防火水槽等）保護のための標識の設置
- (6) 消雪パイプ施設等の整備及び交通規制区域の徹底
- (7) 鉄道除雪の民間協力体制の確立

2 火災予防計画

- (1) 消防機械器具の点検整備、保全管理
- (2) 防火水槽、消火栓等の水利の確保及びその周辺の除雪
- (3) 冬期間の火災予防運動の周知徹底

3 食料並びに物資の備蓄と流通確保

- (1) 主食・副食の確保
- (2) 生鮮食料品の流通確保
- (3) 応急対策用物資の確保
- (4) 家畜の飼料の確保
- (5) 燃料の確保

4 医療及び公衆衛生対策

- (1) 救急患者の救援活動体制及び医薬品の備蓄、緊急輸送体制の確立
- (2) し尿等の降雪前の収集、処理及びゴミの搬出方法についての周知徹底
- (3) 健康診断及び冬期の栄養指導

5 文教対策

- (1) 通園通学路の除雪計画（PTA等民間の協力を含む。）及びその周辺の危険箇所の表示
- (2) 学校及び社会福祉施設等公共施設の建物保全のための雪下ろし体制の確立（PTA等民間の協力を含む。）
- (3) 学校及び保育給食用燃料、生鮮食料品等の確保

6 その他の対策

- (1) 屋根雪下ろしの目安

ア 木造建物	1 m ² 当たり	150kg（積雪約 60cm）
イ 鉄骨建物	1 m ² 当たり	250kg（積雪約100cm）
ウ 鉄筋コンクリート	1 m ² 当たり	350kg（積雪約140cm）

雪下しに際しては、建物の老朽度、積雪状況、周囲の状況その他危険防止に留意

しながら作業を行うよう指導する。

- (2) 庭園樹木等の文化財の倒壊、破損防止のための早期除雪
- (3) 農作物の越冬対策等の推進
- (4) 通信情報の収集、伝達網の確保

第4 住民協力体制の確立

1 住民に対する啓発活動の推進

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業所等の自主的な取組が不可欠であることから、市は、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、スコップ、砂、牽引ロープ、長靴等の携行、出発前の車上の雪下ろし、路上駐車禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力等について普及啓発及び広報に努めるものとする。併せて屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故、小型除雪機械による事故等の防止や除雪作業の際の健康管理について周知徹底に努めるものとする。

2 地域ぐるみ除排雪計画の策定等

円滑な除排雪を実施するためには、住民一人ひとりの協力はもとより一斉屋根雪下ろし、一斉除排雪等地域が一体となった協力が不可欠であることから、市は、広報等による啓発活動、自治会等を通じた協力の要請等に努めるものとする。また、市は、自主防災組織等の活用等住民の協力体制の整備を図るとともに、一斉除排雪の方法、共同除排雪対象施設、自力で除排雪が行えない要配慮者への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定するよう努めるものとする。

第5 要配慮者対策

積雪時には要配慮者は特に大きな影響を受けることから、市は、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアを企業や学校等を通じて確保するなど施策推進を図るとともに、在宅の要配慮者等に対する定期的訪問及び巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努めるものとする。

第25節 積雪時の地震災害予防計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

積雪時に地震や津波が発生すると、より大きな被害を及ぼすとともに、地震発生後の応急対策にも支障が生じることが予想される。よって、市は、県、防災関係機関と協力して積雪時における避難対策、孤立化防止対策等を実施することにより、雪に強いまちづくりの推進を図る。

第2 情報収集伝達体制の整備

関係機関相互の連携を一層強化し、情報の収集や伝達体制の整備充実に努める。また、交通、気象、防災等日常生活全般にわたる総合的な情報の提供を行うことができるシステムの検討をすすめる。

第3 交通の確保

(1) 除排雪体制の確立

道路管理者相互の緊密な連携により「道路除雪基本計画」を策定し、除雪機械の増強、除雪基地の計画的な整備をすすめる。

また、短期間の集中的な降雪に備えて、関係機関と連携し、大規模な車両滞留の予兆を把握し的確に対応するためのタイムラインを作成するものとする。特に集中的な大雪に対し、幹線道路上の大規模な車両滞留の回避、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図り、社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制などを行い、集中的な除雪作業に努める。

さらに、除排雪作業を担う地域の建設事業者の担い手確保に努めるとともに、継続的な除雪体制維持のため、除雪オペレータを養成する。

(2) 積雪地に適した道路整備の促進

ア 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパス整備を促進する。

イ 山間地帯の冬期通行不能箇所解消及び代替路線の確保を図る。

ウ 雪崩等の交通遮断を防止するため、スノーシェッド、スノーシェルター、雪崩防止柵等の施設整備を促進する。

エ 滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるなど、雪に強い道路交通ネットワークを確立する。

(3) 緊急時ヘリポートの整備

積雪によって道路交通が麻痺した場合、ヘリコプター等が有効な物資輸送手段となることから、緊急離着陸場の除雪対策を推進し、防災ヘリコプター等を活用した積雪時における輸送機能の充実強化を図る。

(4) 鉄道輸送の確保

地震時における応急対策を進めるうえで、遠距離、高速、大量輸送が可能な鉄道輸送の確保を図ることが必要である。よって、鉄道事業者は除雪車両及び除雪機械を改良、整備し、効率的な除雪体制の確立を図るとともに、流雪溝や消融雪装置、除雪柵等の整備を進める。

第4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

地震発生時の雪荷重等による家屋倒壊の防止を図る。

ア 雪に強い住宅地づくり

克雪住宅、共同雪処理施設の整備を進め、雪に強い住宅地づくりを促進する。また、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する命綱固定アンカーの設置や排除雪の安全を確保するための装備の普及・啓発を図る。

イ 雪下ろしの奨励

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、早期の雪下ろしを奨励し、広報活動を実施する。

(2) 積雪時の指定緊急避難場所及び避難路並びに指定避難所の確保等

積雪時において地震や津波が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう指定緊急避難場所及び避難路並びに指定避難所の確保等を図る。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定する。

イ 避難路の確保

積雪時において地震や津波が発生した場合に備え、住民が円滑に指定緊急避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずる。

- ・ 積雪、堆雪に配慮した体系的街路を整備する。
- ・ 小型除雪車を増強し、歩道除雪を推進する。
- ・ 機械による除排雪が困難な人家連担地域や冬期交通の隘路となる箇所においては、重点的に消融雪施設等を整備する。

ウ 避難誘導標識の設置

住民が安全に指定緊急避難場所に到達することができるよう降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

(3) 集落雪崩対策

地震により雪崩が予想される地域では、所要の対策を講じ住民の生命及び財産の保全に努める。

ア 警戒避難体制の整備

- ・ 雪崩危険箇所における警戒避難体制を確立する。
- ・ 危険箇所に対するパトロールを定期的を実施する。

イ 雪崩対策工事の実施

第5 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生した場合、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。よって、消防組合は消防水利の確保、消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

- (1) 防火水槽及び自然水利に消防車両が容易に接近できる範囲の除雪を励行する。
- (2) 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

第6 孤立対策

積雪により孤立するおそれのある集落では、以下の対策を実施する。なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努める。

- (1) 避難施設における克雪構造、屋根融雪装置、除雪機械等の整備
- (2) 災害対策用ヘリポートの整備
- (3) 集落へのアクセス道路の優先除雪
- (4) 避難所及び家庭における耐寒衣料、食料、燃料等の備蓄
- (5) 停電発生時に備えた、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制の確保（衛星携帯電話等）

第7 非常持出品の確保

寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加え耐寒用品等の携行に配慮するよう住民に周知を図る。

第26節 津波災害防止計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

津波と高潮が重なるという最悪の場合を想定し、警戒避難体制の整備、強化に努めるとともに、津波災害の防止を図る事業を実施する。

第2 海岸保全区域の指定

県は、海岸法の規定に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から防護すべき海岸区域及び海岸保全区域を指定し、保全区域内の維持管理に万全を期している。

第3 警戒避難体制の整備

(1) 津波情報等の伝達体制の整備

ア 伝達協力体制の整備

- ① 市は、県計画の「地震・津波情報等の伝達計画」に定める伝達経路及び伝達手段を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にする。
- ② 市は、休日、夜間、休息時等における津波情報の伝達を確実にするため、要員の確保等の防災体制を強化する。
- ③ 津波情報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関合同の津波情報伝達等の訓練を実施する。

イ 津波情報伝達施設の整備

市は、住民等に対する津波情報等の伝達手段として、同報系による市防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地への津波情報伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン、半鐘など多様な通報・伝達手段の確保を図る。

(2) 津波に関する知識の普及啓発の実施

ア 津波に関する知識の内容

市は、津波に関する次の事項等について、沿岸地域に限らず、全住民の共通意識として定着するよう、あらゆる機会を通じて周知徹底を図る。

- ① 大津波警報・津波警報が発表されたとき、又は大津波警報・津波警報が発表されていない場合でも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸及び河口部付近から離れ、急いで安全な場所に避難すること。

- ② 津波警報等が解除されるまでは警戒を続けること。
- ③ テレビ、ラジオ、メール（あわら市防災メール配信サービス）、インターネット、広報車、SNS等を通じて津波に関する情報を入手すること。

イ 普及の方法

- ① 海浜地への立看板の設置
- ② パンフレット、チラシ等の作成

(3) 避難指示等の発令基準

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。

(4) 津波監視体制の整備

津波による災害を防止するため、市は震度4以上の地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波情報の収集に努め、津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに海浜にいる者、海岸付近の住民に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図る。

また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行う。

この場合において、市は地域防災計画に監視者、監視場所、監視情報の伝達方法をあらかじめ定めておく。

(5) 津波避難対策

津波から人命の安全を守るため、市は、避難所を指定する際には、津波災害を考慮するとともに、津波発生時において、迅速かつ円滑な避難対策を実施する。

第4 津波対策事業等の実施

国並びに海岸管理者及び河川管理者は、海岸、河川の津波対策事業を着実に実施する。

第27節 文化財災害予防計画

【主な実施機関】 文化学習課 消防組合 消防団

第1 計画の方針

大規模な地震災害等の自然災害、広範囲に及ぶ火災が近年、全国各地で発生しており、文化財への被害も報告されている。よって、これらの災害から地域の貴重な文化財を守り、後世に継承していくために、以下の対策や措置を講ずる。

第2 文化財の災害予防対策

文化財は、地震、風水害、雪害、落雷、火災等により失われることが想定されるので、文化財の所有者・管理者等関係者は、防災関係機関と協力して被害を減少させるための行動に努めるものとする。

1 地震予防体制

(1) リスクの把握

地震対策では、あわら市地震防災マップを活用し、液状化等が想定される地域に所在する文化財を把握しておく。

(2) 事前対策の推進

水道が使用できなくなるケースを想定し、地震発生後に火災が発生した場合でも利用することが可能な水利の確保を図る。

建造物については、専門家による耐震診断の実施を促し、耐震化の必要なものについては、支援を含めた対策を検討する。耐震化にあたっては「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」（平成8年（1996）1月、文化庁）等のガイドラインを踏まえつつ、専門家の指導・助言のもと、文化財の価値を損なわない適切な対策で実施する。

美術工芸品等については、振動による転倒・落下防止策を講ずるよう指導する。対策が困難な場合は、耐震化した施設への移設等を働きかける。

災害による万一の破壊や滅失等に備え、文化財のデータベース化やデジタル化等の記録保存を推進する。

(3) 防災知識の習得と防災活動

文化財所有者や地域に対して、災害リスクについての周知を行うとともに、過去の地震で発生した被害とその対応方法を地域住民間で共有する。

防災関係機関が救援活動を開始するまでの間に被災文化財の救出活動等を地域

住民が実施する自主防災組織の組織づくりを奨励し、防災活動の指導に取り組む。
地震後の通電火災を防ぐため、市民への啓発を図る。

2 風水害、雪害予防体制

(1) リスクの把握

文化財の状況を点検し、強風や倒木等による建造物の破損等、影響を受けやすいような箇所及び被害の想定を洗い出す。

水害のリスクが高い場所に所在する文化財は、台風や豪雨時の対応や被災した際の措置を定める。

あわら市洪水・土砂災害ハザードマップ等を活用し、起こり得る被害について予測しておく。

降雪が多い地域に所在する文化財を把握しておき、その対策を講ずる。

(2) 事前対策の推進

影響を受けやすいような箇所の補強・修理や排水施設の設置等、効果的な被害防止の事前対策を講ずる。

危険木の伐採や排水路の定期清掃等、日常的な維持管理を徹底することにより被害を最小限に抑える。

建造物や文化財周囲の立木等の積雪時における雪下ろし等の除雪開始の基準を設ける。

(3) 防災知識の習得と防災活動

地域で伝えられてきた風水害にまつわる伝承・記録を収集し、被災の歴史を共有する。

過去の浸水位を参考に、防災拠点・避難所の整備に役立てる。

3 火災予防体制

(1) リスクの把握

文化財周辺での火気の使用や可燃性の高い物の存在、漏電の可能性等、火災発生のリスクを把握しておく。

(2) 事前対策の推進

文化財の所有者・管理者には火気使用の制限、可燃物の管理等、周辺環境の整理整頓や清掃の徹底を促す。

文化庁により定められた「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2年12月）「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元年9月）及び「世界遺産・国宝等における防火対策5箇年計画」（令和元年12月）に基づき、文化財や収蔵施設の点検を行い、今後の

防火対策に取り組む。

文化財及びその収蔵施設等を含めて、被害を最小限にできるよう、出火を早期に発見し、初期消火ができるよう感知器や自動火災報知設備、ドレンチャー、放水銃等の消火設備の設置を進めるとともに、対策に関する指導・助言や消防設備整備等に関する財政的支援等を行う。

立地等の関係で消火設備等の設置が困難な文化財については、所有者や防災関係機関、専門家等と協議しながら、個々の文化財に応じた対策を講ずる。

(3) 防災知識の習得と防災活動

文化財防火デーを中心に、消防署と連携して文化財の見回りを行うとともに、所有者や地域住民、消防団が参加する防火訓練を実施し、通報、文化財の保護・救出、消火活動を行い、非常時の対応についての知識習得、防災意識を高める。

地域の文化財の情報を各地域に情報提供し、文化財の存在を再認識してもらって、非常時における迅速な情報の収集を可能とし、地区の自主防災活動と連携した防災体制の充実を図る。

第3 文化財の現況

本市における有形文化財の現況は次のとおりである。

指定区分	種別	管理者	名称	指定年月日
国重文	考古資料	市教育委員会	福井県桑野遺跡出土品、石器・石製品 85 点	平成24年9月6日
国指定	史跡	東、西本願寺別院	吉崎御坊跡	昭和50年2月13日
県指定	建造物	春日神社	本荘春日神社本殿	平成23年3月25日
	絵画	福圓寺	紙本著色法然上人図像	平成7年4月21日
	絵画	龍澤寺	絹本著色梅山聞本禅師像	平成29年3月31日
	絵画		絹本著色龍澤寺三祖像	平成29年3月31日
	絵画	浄光寺	絹本著色法然上人像 附旧裏書	平成31年3月22日
	絵画	日源寺	絹本着色武曾信濃守勝融像	令和4年8月2日
	彫刻	安楽寺	木造執金剛神像（吽像）	昭和32年3月11日
	彫刻	沢区	石造狛犬（永正十二年銘）	平成29年3月31日
	彫刻	指中区	石造狛犬（永正十四年銘）	令和3年9月7日
	書跡・典籍・古文書	龍澤寺	龍澤寺文書	令和2年8月4日

指定区分	種別	管理者	名称	指定年月日
	史跡	あわら市	横山古墳群	昭和34年9月1日
	史跡	舟津区	舟津貝塚	昭和44年4月1日
	史跡	梶区	梶古墳(石室)	昭和48年5月1日
	史跡	千束区	千束一里塚	平成2年5月8日
市指定	建造物	個人	梶石塔	昭和48年3月15日
	建造物	福圓寺	輪転経蔵	平成2年3月20日
	建造物	本願寺吉崎別院	念力門(本願寺吉崎別院)	平成11年4月22日
	建造物	宮前公文区	西国三十三ヵ所観世音	平成5年5月26日
	建造物	伊井白山神社	伊井白山神社本殿	平成14年9月10日
	建造物	あわら市	多賀谷左近三経石廟 附供養五輪塔	平成31年1月25日
	絵画	安楽寺	弘法大師図像	平成1年12月1日
	絵画		仏画(3幅)	平成1年12月1日
	彫刻	東山区	阿弥陀如来座像	昭和53年5月26日
	彫刻	春日神社	阿弥陀如来立像	昭和56年2月20日
	彫刻		薬師如来立像	昭和56年2月20日
	彫刻	八雲神社	薬師如来坐像	昭和56年2月20日
	彫刻		天部立像(2体)	昭和56年2月20日
	彫刻	赤尾区	阿弥陀如来坐像	昭和56年2月20日
	彫刻	角屋区	薬師如来坐像	昭和56年2月20日
	彫刻	観音堂	十一面観世音菩薩立像	昭和57年10月19日
	彫刻		広目天立像	昭和57年10月19日
	彫刻		多聞天立像	昭和57年10月19日
	彫刻	安楽寺	大日如来坐像	平成1年12月1日
	彫刻	仏徳寺区	仏徳寺天満神社石造狛犬 (2対)	平成28年12月6日
	彫刻	根上り区	根上り神明神社石造狛犬 (1対)	平成28年12月6日
	彫刻	伊井白山神社	伊井白山神社石造狛犬 (1対)	平成28年12月6日
	彫刻	安楽寺	木造薬師如来坐像	令和4年3月12日

指定区分	種別	管理者	名称	指定年月日
	彫刻	畝畦寺	銅造千手観音立像附模造千手観音立像	令和5年3月28日
	彫刻	滝区	石造不動明王二童子像及び八大龍王像 附 新石造不動明王像	令和5年3月28日
	工芸品	個人	静波双雀文鏡	昭和48年3月15日
	工芸品	個人	亀甲双雀文鏡	昭和58年3月19日
	工芸品	市教育委員会	朱銀振分塗伊予札二枚胴具足 壺領	平成7年4月24日
	書跡・典籍・ 古文書	個人	大連三郎左衛門家文書	令和4年3月12日
	考古資料	市教育委員会	漆塗椀	昭和58年3月19日
	考古資料	個人	経筒	昭和59年3月26日
	歴史資料	総持寺	雨夜塚	昭和48年3月15日
	歴史資料	市教育委員会	溝江家家紋入旗幟	平成7年4月24日
	歴史資料	熊坂区	熊坂大仏	平成11年8月10日
	歴史資料	川口城址保存会	指中の板碑	平成27年3月10日
	歴史資料	あわら市	仲仕組創立記念之碑	平成31年1月25日
	史跡	多賀谷左近三経公 奉賛会	多賀谷左近の墓	昭和48年3月15日
	史跡	山十楽区	柿原窯跡	昭和48年3月15日
	史跡	個人	細呂木関所跡	昭和48年3月15日
	史跡	熊坂区	熊坂専修寺跡	昭和48年3月15日
	史跡	妙隆寺	金津城溝江館跡	昭和58年3月19日
	史跡	番田区	堀江公番田館跡	平成3年11月1日
	史跡	あわら市	旧北陸道	平成10年2月10日
	史跡	坂ノ下区	坂ノ下宿場口跡	平成14年8月6日
	史跡	たたら製鉄遺跡保 存会	細呂木製鉄遺跡	平成30年1月12日
	史跡	沢区・指中区	神宮寺城跡	令和3年3月25日
	名勝	龍澤寺	龍沢寺庭園	昭和58年3月19日
	天然記念物	沢区	沢・春日神社の大杉	昭和49年12月14日
	天然記念物	下八日区	大鳥神社の大銀杏	昭和49年12月14日

指定区分	種別	管理者	名称	指定年月日
	天然記念物	養善寺	サツキ群	昭和54年10月27日
	天然記念物		イチョウ	昭和54年10月27日
	天然記念物	安楽寺	イチョウ	昭和54年10月27日
	天然記念物	春日神社	ツバキ	昭和54年10月27日
	天然記念物	赤尾区	社叢林	昭和56年2月20日
	天然記念物	八幡神社	社叢林	平成3年2月28日
	天然記念物	個人	吉崎のキンメイチク群	平成23年3月30日
国登録	建造物	えちぜん鉄道	えちぜん鉄道本荘駅本屋	平成23年7月25日
	建造物	一般財団法人本願寺文化興隆財団	吉崎御坊蓮如上人記念館 七不思議堂主屋	平成24年8月13日
	建造物	あわら市	藤野巖九郎記念館 (旧藤野家住宅主屋)	平成25年6月21日

※ただし、無形民俗文化財2件を除く

第28節 被災自治体支援体制の整備

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

東日本大震災の教訓に基づき、大規模広域災害に対する即応力の強化が求められ、緊急性の極めて高い応急措置に限定されていた応援の対象業務が、災害応急対策全般に拡大された。

この趣旨を踏まえ、広域災害や局地的な大災害が発生し、全国的規模による被災自治体支援が必要と判断される場合に備え、県と連携した支援体制を整備しておく。

第2 被災自治体支援体制

1 被災自治体支援体制の整備

広域災害や局地的な大災害が発生した場合、市長の判断により庁内に支援対策本部を設置し、必要な支援活動を実施する。

(1) 支援対策本部

災害対策本部に準ずる。

(2) 支援対策本部事務局

支援対策本部に事務局を設置する。

2 支援活動の内容

主に以下の項目からなる災害支援活動を実施する。

主な支援項目	備考
義援金の募集	個人等からの義援金
給水活動の支援	給水車の派遣等
救援物資の募集及び送付	
広域一時滞在場所の提供	被災者の受入
ボランティアの募集及び派遣	
支援要員の派遣	災害対策活動全般
備蓄品の提供	食料、生活必需品、資機材等
医薬品等の提供・保健師の派遣	
避難所運営の支援、その他の支援	

第2章 災害応急対策計画

第1節 緊急活動体制計画

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市及び防災関係機関は迅速かつ的確に応急対策を実施する。

第2 風水害時等の体制

1 風水害時の配備基準

体制	配備・解除の別	基準
警戒体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨等に警報（注1）が発表されたとき。 各キキクル（危険度分布）（注2）において「警戒（赤）」になったとき。 河川水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 河川水位が氾濫危険水位に到達すると予測される時。 堤防に軽微な漏水・浸食等を発見したとき。 その他市長が必要と認めたとき。
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨等に関する警報が解除されたとき。 河川水位が避難判断水位を下回るとき。 堤防の異常が拡大しないと判断されたとき。 災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき。 市長が必要ないと認めたとき。
災害警戒本部体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 各キキクル（危険度分布）（注2）において「危険（紫）」になったとき。 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 河川水位が氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 破堤につながる漏水・浸食等が発見されたとき。 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。 市長が必要と認めたとき。
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が解除されたとき。 河川水位が氾濫危険水位を下回るとき。 河川の破堤、又は土砂災害の可能性がないと判断されたとき。 災害対策本部体制に移行したとき。 その他市長が必要ないと認めたとき。

災害対策本部体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨等に関する特別警報（注3）が発表されたとき。 ・ 顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯情報）が発表されたとき。 ・ 福井県の土砂災害危険度情報において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過したとき。 ・ 各キキクル（危険度分布）（注2）において「災害切迫（黒）」になったとき。 ・ 河川水位が越水・溢水したとき。 ・ 堤防の決壊や河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき。 ・ 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。 ・ 災害救助法を適用する災害が発生したとき。 ・ 市長が必要と判断したとき。
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨等に関する特別警報（注3）が解除されたとき。 ・ 災害の危険が解消したとき。 ・ 災害応急対策が一応終了したとき。 ・ その他市長が必要ないと認めたとき。

注1) 大雨等に関する警報：大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報をいう。

注2) 各キキクル（危険度分布）：気象庁の土砂キキクル（危険度分布）、浸水キキクル（危険度分布）、洪水キキクル（危険度分布）をいう。

注3) 大雨等に関する特別警報：大雨特別警報（浸水害、土砂災害）、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報をいう。

2 警戒体制の設置

市は、市内において大雨等に関する警報が発表された場合、警戒体制を確立し、情報等の収集に当たる。

(1) 配備職員

危機管理課、農林水産課、建設課及び上下水道課、その他関係各課の指定された職員

(2) 警戒体制の設置

ア 警戒体制に関する事務室は、危機管理課に設置する。

イ 警戒体制の指揮者は危機管理課長又は危機管理課長の指定する者とする。

3 災害警戒本部の設置

市は、災害対策本部を設置する以前の体制として災害警戒本部を設置し、気象等に関する情報の収集、必要な応急対策の実施及び災害対策本部の設置検討等を行う。

(1) 配備職員

副市長、災害対策本部体制における本部員及び班長並びに防災担当課の職員

(2) 災害警戒本部の設置

ア 災害警戒本部は、庁舎会議室に設置する。

イ 災害警戒本部の指揮者は副市長とし、事務局は、危機管理課が担当する。

(3) 担当所管と処理事項（災害警戒本部設置時）

ア 主要な防災担当課

総務課 危機管理課 政策広報課	(ア) 災害警戒本部の運営 (イ) 県、気象台、防災関係機関等からの情報収集 (ウ) 関係各課等の情報の取りまとめ (エ) 関係各課及び関係機関への情報伝達
福祉課 健康長寿課	(ア) 避難所の運営支援準備 (イ) 避難行動要支援者名簿の準備並びに同要支援者の掌握及びその避難準備 (ウ) 福祉避難所等との連絡調整
農林水産課	(ア) 主要農業排水路等巡視による情報収集と災害警戒本部への報告 (イ) 主要農業排水ポンプの運用に関する調整
建設課 上下水道課	(ア) 河川巡視による情報収集と災害警戒本部への報告 (イ) 現場情報の収集と災害警戒本部への報告 (ウ) 応急復旧用資機材の調達及び準備 (エ) 都市排水路の水位監視と農林水産課との連携
教育総務課	(ア) 避難所の開設及び準備

イ その他の各課

上記以外の各課等	必要な関係先への連絡と事前準備対応
----------	-------------------

(4) 災害警戒本部設置時の職員に対する周知

危機管理課は、災害警戒本部を設置した場合、庁内放送・電話、メール等の連絡手段により関係各課に連絡し、職員に周知する。

(5) 災害対策本部設置の検討

副市長及び本部員は、現場情報に基づき協議を行い、災害対策本部の設置が必要と判断される場合は、災害対策本部員会議の招集を市長に具申する。市長は、状況により必要があると認めるときは、災害対策本部員会議を招集し、災害対策本部の設置について協議する。

4 災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次の関係機関に伝達するとともに、庁内及び住民に対し、防災行政無線、メール（あわら市防災メール配信サービス）、インターネット、電話、あわら市公式LINEその他の確、迅速な方法で周知するものとする。また、本部が設置されたときは、本部の標識を市役所庁舎玄関に掲示するものとする。

- ア 県（防災主管課）
- イ あわら警察署
- ウ 防災会議構成機関
- エ 隣接市（坂井市、加賀市）
- オ 市関係機関
- カ 嶺北消防組合
- キ 報道機関
- ク 自衛隊

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営の細部に関する事項はあわら市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

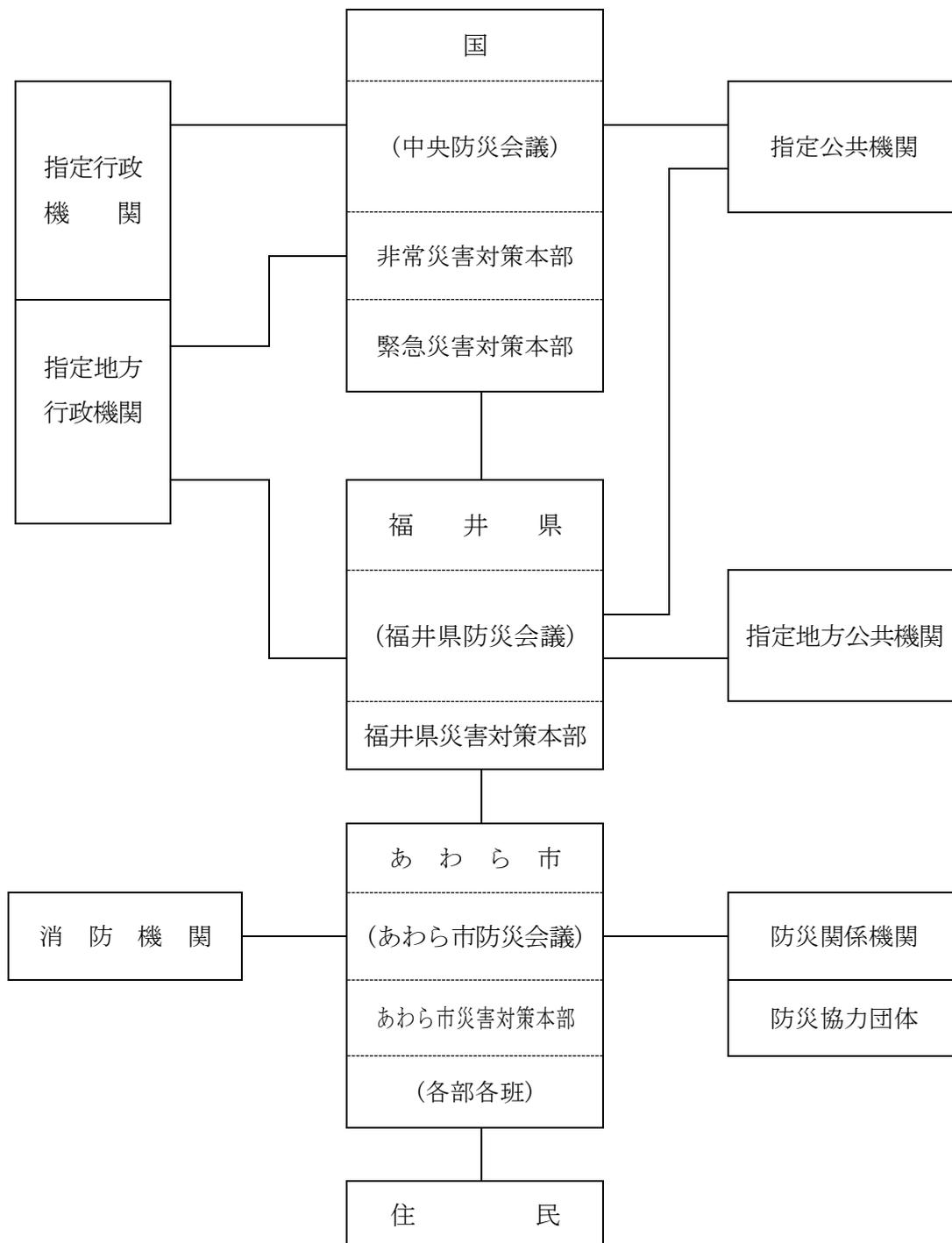
(3) 災害対策本部への県職員の派遣

県は、市が災害対策本部を設置した場合は、直ちに県職員を市災害対策本部に派遣し、市からの情報収集、県からの情報伝達、市からの応援要請の相互調整等を行わせる。

また、状況に応じ、県職員を災害現場等へ直接派遣し、被害状況等の情報収集を行わせる。

5 防災組織系統図

本市の防災組織系統図、災害応急対策系統図は次のとおりである。



6 災害対策本部の組織及び所掌事務

- (1) 災害対策本部の設置は原則として、市役所内とするが、その場所の被害が大きい場合、市長が別の場所を指定することができる。
- (2) 災害対策本部は、本部長、副本部長と及び本部員をもって組織し、構成は次のとおりとする。

あ わ ら 市 災 害 対 策 本 部				
本 部 長	市 長			
副 本 部 長	副 市 長			
本部員 (参与)	教 育 長			
本 部 員	各部 (局) 長・理事 農 林 水 産 課 長 教 育 総 務 課 長			
事 務 局	局 長	危 機 管 理 課 長	局 員	危 機 管 理 課 の 職 員

- (3) 本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたとき、その職務を代理する。
- (5) 本部に部を置き、部長、副部長は次に掲げる者を充てる。

部 名	部 長	副 部 長
総務調整部	総 務 部 長	創 造 戦 略 部 長 会 計 管 理 者 議 会 事 務 局 長 監 査 委 員 事 務 局 長
福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	健 康 福 祉 部 理 事 市 民 生 活 部 長
経 済 部	経 済 産 業 部 長	農 林 水 産 課 長
建 設 部	土 木 部 長	土 木 部 理 事
教 育 部	教 育 部 長	教 育 総 務 課 長

- (6) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- (7) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたとき、その職務を代行する。

(8) 各部の編成

ア 部に班を置き、班長は関係する各課等の長をもって充てる。

イ 班長は、部長の命を受け、班の所管事項について応急対策に当たる。

ウ 班員は、班長の所属する部の職員をもって充てる。

(9) 災害対策本部が設置されたときは、事務局を開設し、事務局長はその事務を掌理する。

(10) 災害対策本部会議

ア 災害対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ 本部長は、必要に応じて本部会議を招集する。

ウ 本部長は、必要と認める班長及び嶺北消防組合等関係機関の職員を本部会議に出席させることができる。

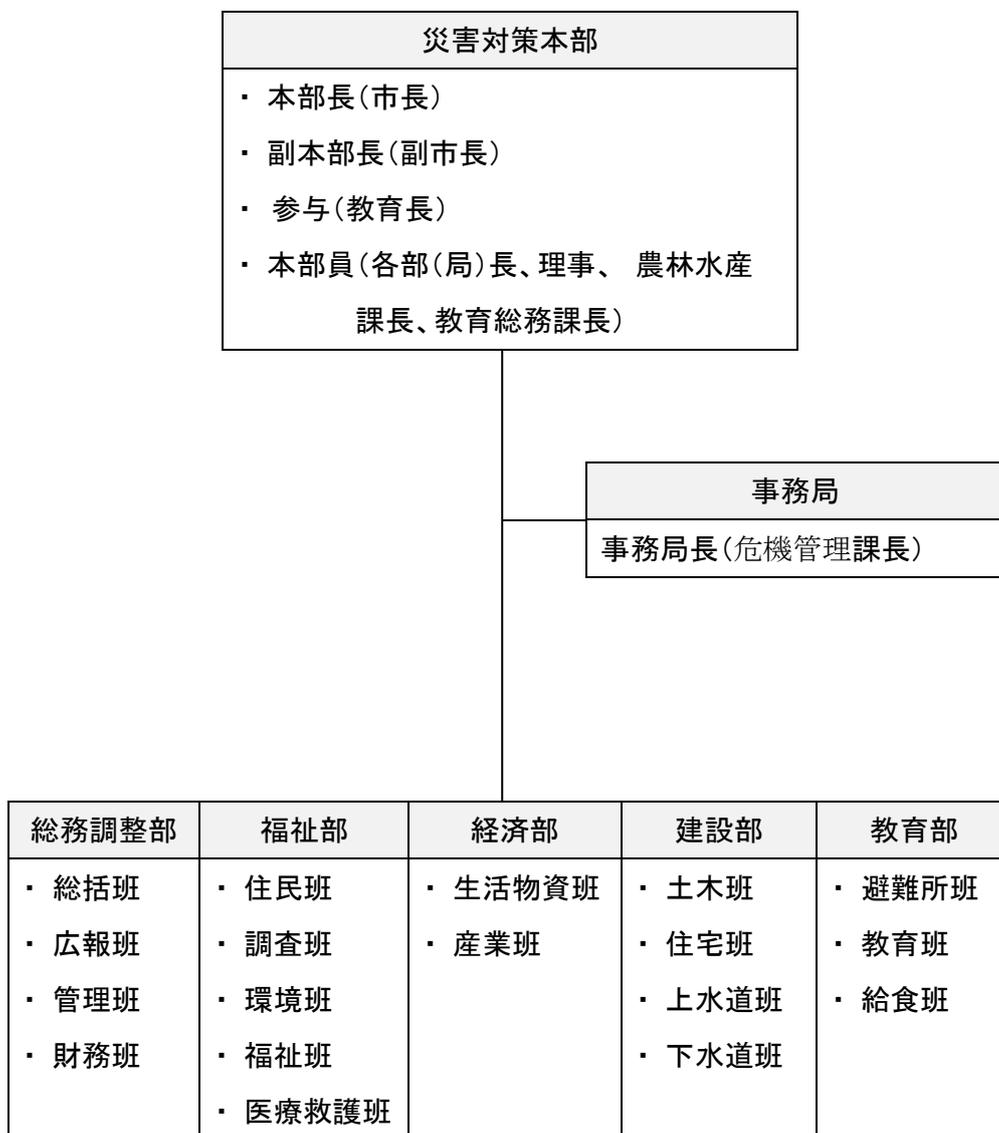
エ 本部員は、それぞれ所管事項に関し、本部会議に必要な資料を提出するものとする。

(11) 本部長不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように定めておくものとする。

第1順位 副市長

第2順位 総務部長

(12) 災害対策本部組織図



(13) 災害対策本部事務分掌

部名	班名	所掌業務
総務調整部	総括班 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策に関する方針の作成 ・ 災害対策本部の設置及び閉鎖 ・ 災害対策本部の運営 ・ 各部班への災害対策業務に関する指示 ・ 部員の動員及び配置 ・ 県及び防災関係機関との調整 ・ 避難指示等の発令 ・ 県、他市町等への応援要請の決定及び受援活動に関する事務 ・ 災害時応援協定締結自治体・各種事業所等への応援要請の決定 ・ 自衛隊の応援要請に関する業務 ・ 県へのヘリコプターの要請 ・ 気象情報の収集・伝達 ・ 災害情報の収集・伝達 ・ 情報通信機器の運用及び管理 ・ 被災状況の集約及び防災関係機関への伝達 ・ 避難状況の集約等に関する業務 ・ 災害救助法の適用に関する事務 ・ 各区長との連絡調整 ・ その他、他の部班に属さない事項
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示等に関する情報の伝達・周知 ・ 市民への情報伝達・広報 ・ 報道機関との連絡調整 ・ 市の防災に関する映像情報の集約 ・ 情報通信機器の運用及び管理の支援 ・ 当該班の受援活動に関する事務
	管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気・ガス等ライフライン事業者との連絡調整 ・ 庁舎の被害状況の把握 ・ 庁舎の応急復旧及び保全 ・ 救援金品の受付及び配分に関する業務 ・ 災害活動に従事する職員の飲料水・食料の確保 ・ 職員参集状況の整理 ・ 災害関係費の出納に関する業務 ・ 市有車の運行統制 ・ 当該班の受援活動に関する事務
	財務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策予算の調整 ・ 市議会との連絡調整 ・ 被災地の視察への対応 ・ 公用負担などによる損失補償、弁償等 ・ 応急措置業務に従事した者に対する損害補償 ・ 当該班の受援活動に関する事務

部名	班名	所掌業務
福祉部	住民班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者及び被災世帯の把握 ・ 被災住民の安否に関する情報の整理 ・ 住民窓口、電話対応 ・ 災害に関する住民相談窓口の設置 ・ 各避難所における連絡窓口の設置 ・ 被災者の人命救助に関する消防、警察等の調整 ・ 警察、消防との捜索活動における連携の確保 ・ 災害ケースマネジメントに関する事務 ・ 当該班の受援活動に関する事務
	調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋被害調査の実施に関する業務 ・ 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関する業務 ・ 当該班の受援活動に関する事務
	環境班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬施設の被害状況の把握 ・ 災害による遺体の埋葬及び火葬計画の作成 ・ 身元不明者の埋葬及び火葬に関する業務 ・ 埋葬及び火葬に関する応援要請 ・ し尿処理計画の作成及びし尿処理の実施 ・ 仮設トイレの調達と設置 ・ 廃棄物処理施設の被害状況の把握 ・ 廃棄物処理計画の作成及び廃棄物の処理 ・ 被災地の防疫措置 ・ 公共交通の被害調査 ・ 当該班の受援活動に関する事務
	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者への情報伝達 ・ 避難支援者への情報伝達 ・ 避難行動要支援者支援体制の構築 ・ 避難行動要支援者搬送車の手配、配車 ・ 避難所での要配慮者窓口の設置と運営 ・ 福祉避難所（室）の開設 ・ 福祉施設への入所措置 ・ ボランティアセンターの開設 ・ 福祉ボランティアとの連携 ・ ボランティアに関する応援要請 ・ 児童福祉施設利用者の避難誘導 ・ 児童福祉施設の被害状況把握及び利用者の安否確認 ・ 福祉施設入所者の安全確認 ・ 福祉施設入所者の避難誘導 ・ 福祉施設の被害調査 ・ 福祉施設の応急措置 ・ 施設被災時における別施設への入所者の搬送 ・ 当該班の受援活動に関する事務
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係施設の被害調査 ・ 医療救護所及び医療救護拠点（保健センター）の設置 ・ 県医療救護班との連絡調整 ・ 医療機器、医薬品等の調達 	

部名	班名	所掌業務
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者の搬送に関する消防機関との連携 ・ 医療機関、医師会、保健所との連絡調整 ・ 救出した傷病者の医療救護所への搬送 ・ 被災地の健康調査の実施 ・ 被災地における検病調査の実施 ・ 感染症患者の入院勧告 ・ 当該班の受援活動に関する事務
経済部	生活物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資集積拠点の開設 ・ 食料の調達、配布及び保管 ・ 生活必需品の調達、配布及び保管 ・ 救援物資の受け入れ、仕分け及び保管 ・ 緊急物資等の移送・輸送 ・ 輸送等に必要車両等の調達 ・ 当該班の受援活動に関する事務
	産業班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光客等への情報提供 ・ 商工関係事業者の被害状況の把握 ・ 工場、事業所等の災害応急対策支援調整 ・ 住民と事業者間の災害応急対策連携に係る調整 ・ 観光客の被害状況の把握 ・ 観光客の避難誘導 ・ ため池の被害状況の把握及び応急対策 ・ 農林水産業施設及び資機材の被害状況の把握及び応急対策支援 ・ 農林水産物の被害状況の把握及び応急対策支援 ・ 家畜家きんの被害状況の把握及び応急対策支援 ・ 家畜家きんの防疫及びへい獣処理等 ・ 農協、生産組合、大規模農業事業者等との連絡調整 ・ 物資の流通促進及び物価対策 ・ 産業復旧、雇用対策 ・ 当該班の受援活動に関する事務
建設部	土木班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、公園の被害調査、道路関係情報の収集 ・ 交通（特に緊急輸送道路）確保に関する警察との連絡調整 ・ 通行不能箇所に関する応急措置の実施 ・ 河川水位の観測、河川情報の収集 ・ 河川の被害状況の把握及び応急対策 ・ 水防活動の実施と調整 ・ 水害及び土砂災害危険箇所の警戒 ・ 土砂災害発生箇所の被災状況調査及び応急措置 ・ 建設業者に対する応援要請及び建設機械の借上げ ・ ヘリポートの障害物撤去 ・ 道路、河川、公園等の復旧に関する業務 ・ 当該班の受援活動に関する事務
	住宅班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の要請 ・ 宅地の危険度判定 ・ 応急仮設住宅の建設等に関する業務

部名	班名	所掌業務
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の復旧に関する業務 ・ 住宅の応急復旧支援 ・ 交通の障害となる倒壊家屋の撤去等に関する業務 ・ 罹災証明のための住宅被害調査支援 ・ 当該班の受援活動に関する事務
	上水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の被害調査及び飲料水の確保 ・ 被災地での応急給水活動の実施 ・ 水道施設の復旧対策の計画と実施 ・ 復旧対策の情報提供 ・ 水道施設計画断水による水量復旧活動の実施 ・ 濁度、洗管対策の実施 ・ 当該班の受援活動に関する事務
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の被害調査 ・ 下水道施設の復旧対策の計画と実施 ・ 復旧対策の情報提供 ・ 当該班の受援活動に関する事務
教育部	避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所開設及び運営への協力 ・ 避難者の確認 ・ 避難者名簿の作成 ・ 避難者相談窓口の設置及び避難者の要望把握 ・ 避難所運営組織による避難所運営への協力 ・ 避難所における広報 ・ 避難者への食料等の供給支援 ・ 当該班の受援活動に関する事務
	教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の安全確保措置 ・ 生徒の安否確認 ・ 生徒の避難誘導 ・ 県教委との連絡調整 ・ 学校施設の被害調査 ・ 被災学校施設等の応急措置及び復旧対策 ・ 応急教育、応急保育の企画及び実施 ・ 社会教育施設の被害調査 ・ 文化財の被害調査 ・ 当該班の受援活動に関する事務
	給食班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する炊き出し及び給食支援 ・ 当該班の受援活動に関する事務

第3 動員計画

災害応急対策活動にかかる動員は、あわら市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

1 職員の動員

本部長は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、職員を非常招集する。

(1) 招集体制の整備

本部員は、勤務時間以外又は休日において迅速に職員の招集が行われるよう、あらかじめ職員の招集順位、連絡方法等の招集体制を整備しておくものとする。

(2) 招集の方法

職員の招集は、防災行政無線、電話又は急使を派遣する等の方法によるものとする。

(3) 招集指令

職員は、招集指令を受けたとき、又は指令がないときでもラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを承知した時は、所定の活動を開始するものとする。

第4 配備計画

1 市職員の非常配備体制

(1) 本部設置前の非常配備体制の内容

種 別	配 備 内 容
警戒体制	防災関係課等の職員による災害情報収集及び応急対策を実施する体制

(2) 本部設置直前からの非常配備体制の内容

種 別	配 備 内 容
災害警戒本部体制	事態に対処するために必要な準備を行い、状況の把握及び連絡活動を活発にし、災害の拡大を防止するため必要な措置を行う体制
災害対策本部体制	本部体制の全部が活動し、全機能を発揮する体制

(3) 配備編成

部	班	本部設置前	災害警戒 本部設置	災害対策本部設置
		警戒体制		
総務調整部	総括班	○	○	○
	広報班	△	○	○
	管理班			○
	財務班			○
福祉部	住民班			○
	調査班			○
	環境班			○
	福祉班		○	○
	医療救護班		○	○
経済部	産業班	○	○	○
	生活物資班			○
建設部	土木班	○	○	○
	住宅班			○
	上水道班	○	○	○
	下水道班	○	△	○
教育部	避難所班	△	○	○
	教育班			○
	給食班			○

(注) △：必要に応じて編成に組み入れる。

各班長は必要と認める範囲内において、事務局長と協議の上、動員数を適宜増減することができる。

なお、各班長は、あらかじめ班員の中から配備要員を指名しておくものとする。

第5 防災関係機関等の協力体制等

1 消防団の協力

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、市は消防団に要請することがある。

2 防犯隊の動員

市は、災害の状況により災害対策要員が不足するとき、又は大規模な災害が発生したとき（発生のおそれを含む。）は、防犯隊の出動を求めるものとする。

(1) 防犯隊の出動

市は、防犯隊の出動を求めるときは、防犯隊長に出動地区、出動隊及び任務等の指示を行う。この場合、防犯隊各支隊は、それぞれ該当する地区内の活動に出動するほか、必要に応じて隣接地区へ支援出動する。

(2) 防犯隊の任務

- ア 地区内の秩序の維持に協力すること。
- イ 避難命令の伝達及び避難誘導並びに避難弱者への援助に関すること。
- ウ 災害情報の収集、伝達に関すること。
- エ 救出、救護及び負傷者の応急手当に関すること。
- オ その他災害の応急対策の協力に関すること。

3 防災関係機関及び協力団体等の動員協力

防災関係機関は、所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施するとともに市が実施する応急対策について、必要な人員の応援を求めたときには、可能な限りこれに応じるものとする。

また、協力団体は自らの災害応急措置の実施の遂行に支障のない限り、市が実施する応急対策業務に協力するものとする。

4 合同調整所の設置

市は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第2節 防災関係機関応援計画

【主な実施機関】 総括班

第1 計画の方針

大規模災害発生時には、市のみでは十分対応できない事態が想定されるので、他の自治体及び関係機関に対し応援要請を実施する。

第2 応援要請の実施

災害が発生し、市のみで応急対策活動の実施が困難であると判断した場合は、市長は法律及び協定に基づき、他の自治体及び関係機関に応援を要請する。

1 県への応援要請

市の体制では災害応急対策を十分に実施できないと判断した場合、市は県に対して下記に示す事項を明示したうえで、関係指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてのあっせん、応援又は応援のあっせんあるいは災害応急対策の実施を文書によって要請する。なお、事態が急迫し文書によることができない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

○県に応援要請又は応援のあっせんを要請する際の必要連絡事項

要請内容	要請に際しての必要連絡事項
1 被災者の他地区への移送要請	① 被災者の他地区への移送要請 ② 移送を必要とする被災者の数 ③ 希望する移送先 ④ 被災者を収容する期間
2 災害対策基本法第68条に基づく応援要請又は応急措置の実施要請	① 災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ③ 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策の内容） ⑤ その他必要な事項
3 自衛隊災害派遣要請	① 災害の状況及び派遣を要請する理由

要請内容	要請に際しての必要連絡事項
のあつせん	② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となるべき事項
4 他市町、指定地方行政機関又は他府県の応援要請のあつせん	① 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由 ② 応援を希望する機関名 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容 ⑥ その他必要な事項
5 災害対策基本法第30条に基づく指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣あつせん	① 派遣のあつせんを求める理由 ② 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項

2 県内市町に対する応援要請

市は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、県及び県内市町に対し応援を求める。応援を求められた県内の市町長は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置について応援を行う。

3 県による他市町に対する指示等

県は、市が被災した場合、市の実施する災害応急対策が迅速かつ円滑に行われるようにするために特に必要があると認めるときは、他の市町に対し応急措置の実施について必要な指示をし、又は市を応援すべきことを指示する。

県は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるときは、他の市町に対し災害応急対策の実施を求め、又は市を応援することを求める。

4 県による応急措置の代行

県は、市が被災した場合、市が応急措置の全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限及び現場の災害を受けた

工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

5 指定地方行政機関に対する応援要請

市は、市域内における応急対策又は災害復旧のために必要であると認めたときは、指定地方行政機関に対し、必要な事項を明示して当該機関の職員の派遣を要請する。

6 民間団体等に対する要請

市は、市域内における応急対策又は災害復旧のために必要であると認めたときは、民間団体等に協力を要請する。

7 消防の応援要請

消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生した場合、災害の規模に応じて消防相互応援を要請する。

8 自衛隊の災害派遣

市は、災害発生時において住民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めたときは、県に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、県との連絡がとれないなどやむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の要請を行い、事後、県に対して速やかに所定の手続きを取る。

応援要請手続き等の詳細については、第26節のとおりである。

第3 広域応援要請の実施

1 応援受入れ機関

応援隊の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確にする。

- (1) 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れる。
- (2) 自衛隊の受入れは、基本的には市が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。
- (3) 自治体の受入れは、県又は市が行う。

2 防災活動拠点の設置

市は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を確保する。

第3節 通信計画

【主な実施機関】 各班共通

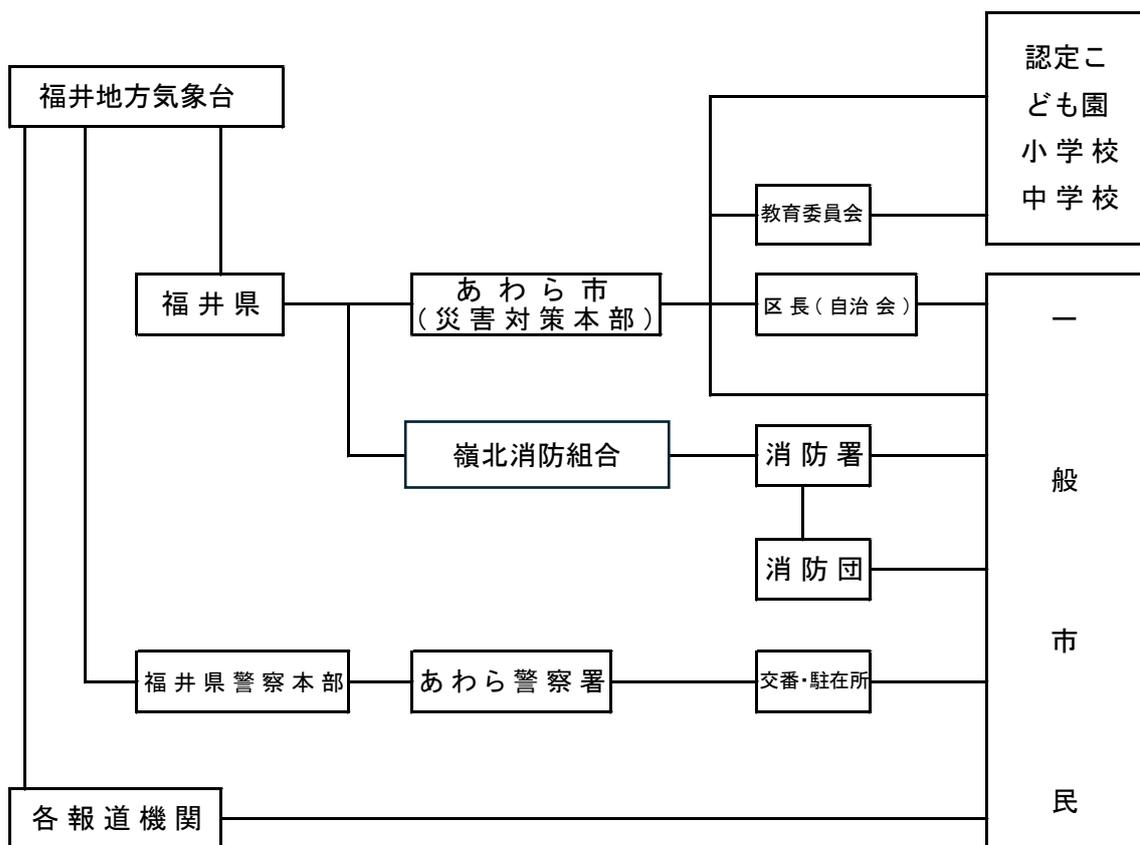
第1 計画の方針

災害に関する予報、警報の伝達、情報の収集報告、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の伝達を迅速かつ的確に行うための措置は次のとおりとする。

第2 警報等の受理及び伝達

1 伝達の系統

警報等の種類及び発表基準並びに伝達経路は前節のとおりであるが、特に暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、高潮、波浪、洪水の各警報及び津波予報並びに避難指示等の伝達は、次の系統により住民への周知を図るものとする。



2 伝達の方法

災害に関する予報、警報、指示及び情報の受理並びに伝達は、第1章第10節「通信

施設災害予防計画」の災害通信施設によるが、災害の種別状況によっては報道機関の協力を得て行うほか、次の方法を選択して最も的確な方法により行うものとする。

ただし、(2)及び(3)については、消防機関等と協議して消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第34条の消防信号、水防法（昭和24年法律第193号）第20条の水防信号及び気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第13条の津波標識によるものとする。

- (1) 防災行政無線及び広報車又はパトロールカー等車両による放送と情報収集
- (2) 消防署、消防団のサイレン吹鳴及び広報による伝達
- (3) 自転車又は徒歩によるハンドマイクの放送伝達と情報収集
- (4) 飛行機、ヘリコプターによる伝達
- (5) 業務無線及びアマチュア無線による情報の伝達と収集
- (6) 有線電話・有線放送、ケーブルテレビ等による情報の伝達と収集
- (7) テレビ、ラジオ等による情報の伝達と収集
- (8) ホームページやアプリケーション等の多様な手段による情報の伝達と収集

※消防法施行規則第34条の消防信号：資料編参照

※水防法第20条の水防信号：資料編参照

※気象業務法施行規則第13条の津波標識：資料編参照

第3 災害通信計画

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、災害通信施設の被害状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

1 通常の状態における通信連絡

災害に関する通信連絡は、防災行政無線、加入電話又は関係機関専用の通信設備により速やかに行うものとする。

2 電気通信設備の優先利用

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定に基づき、電報サービス契約約款には災害時における通信の優先的取扱が定められており、緊急の度合いによりこれを利用するものとする。

(1) 非常扱い電報

天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救護、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報で非常扱い電報として取り扱われ、他の電報より先立って伝送及び配達される。

(2) 緊急扱い電報

非常扱い電報と同様な事項のほか、船舶又は航空機の遭難に際し、その救援若しくは気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項で、緊急に通報することを要する事項を内容とする電報で、緊急扱い電報として取り扱われ、他の電報より先立って伝送及び配達される。

3 非常通信の利用

電波法（昭和25年法律第131号）第52条及び第74条の規定に基づき、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないとき又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信は、非常通信として警察無線局及び消防無線局・その他の業務無線局・アマチュア無線局の無線設備を活用するものとする。

4 放送の要請

放送法（昭和25年法律第132号）第2条第20号に規定する放送局に対して、災害対策基本法第57条に基づいて、放送の要請をする場合は、原則として県を経由して行うことができる。

5 急使による通報

あらゆる通信施設が利用できないとき、又は急使によることが適当なときは、伝令員等急使を派遣して行うものとする。

第4節 防災気象計画

【主な実施機関】 総括班 広報班

第1 計画の方針

予報及び警報（以下「警報等」という。）の種類及び発表基準並びにこれを迅速かつ正確に伝達するための組織及び方法を定める。

第2 福井地方気象台の行う特別警報・警報・注意報等の発表

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

2 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準等

種類		発表基準等
特別警報	暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著

種類	発表基準等
	<p>しく大きいときに発表される。</p> <p>大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
波浪特別警報	<p>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</p>
高潮特別警報	<p>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</p>
大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</p>
警報	<p>暴風警報</p> <p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合
大雨警報	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。 ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。
波浪警報	<p>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有義波高が5.5m以上と予想される場合
高潮警報	<p>台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合
洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の</p>

種類	発表基準等
	<p>損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面雨量指数(※1)と流域雨量指数(※3)が基準以上と予想される場合。(基準(2)参照) ・指定河川洪水予報による基準
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	<p>強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合 <p>大雨注意報 大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面雨量指数(※1)が基準以上と予想される場合 ・土壌雨量指数(※2)が基準以上と予想される場合 <p>雷注意報 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p> <p>乾燥注意報 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</p> <p>濃霧注意報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>霜注意報 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</p> <p>低温注意報 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。</p> <p>波浪注意報 高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p>

種類	発表基準等
	<ul style="list-style-type: none"> ・有義波高が3m以上と予想される場合
高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具会的には、次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合
洪水注意報	<p>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合 ・指定河川洪水予報による基準
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。</p>
なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p>
着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p>
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>

- (注) 1 特別警報発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。(別表1)
- 2 警報・注意報の発表基準に記載した数値は、県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。なお、大地震が発生した場合に設定する大雨警報（土砂

災害)・注意報の暫定基準は、震度5強を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の8割とし、震度6弱以上を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の7割とする。

3 特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・特別警報・警報・注意報が発表されるときには、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通過して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

(別表1) 気象特別警報の指標

要因	指標
雨 (土砂災害)	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間に概ね30ミリ以上の雨)がさらに降り続けると予想される。
雨 (浸水害)	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①または②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間に概ね30ミリ以上の雨)がさらに降り続けると予想される市町村等に特別警報(浸水害)を発表する。 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。
台風等	「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

(2) 本市における警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在

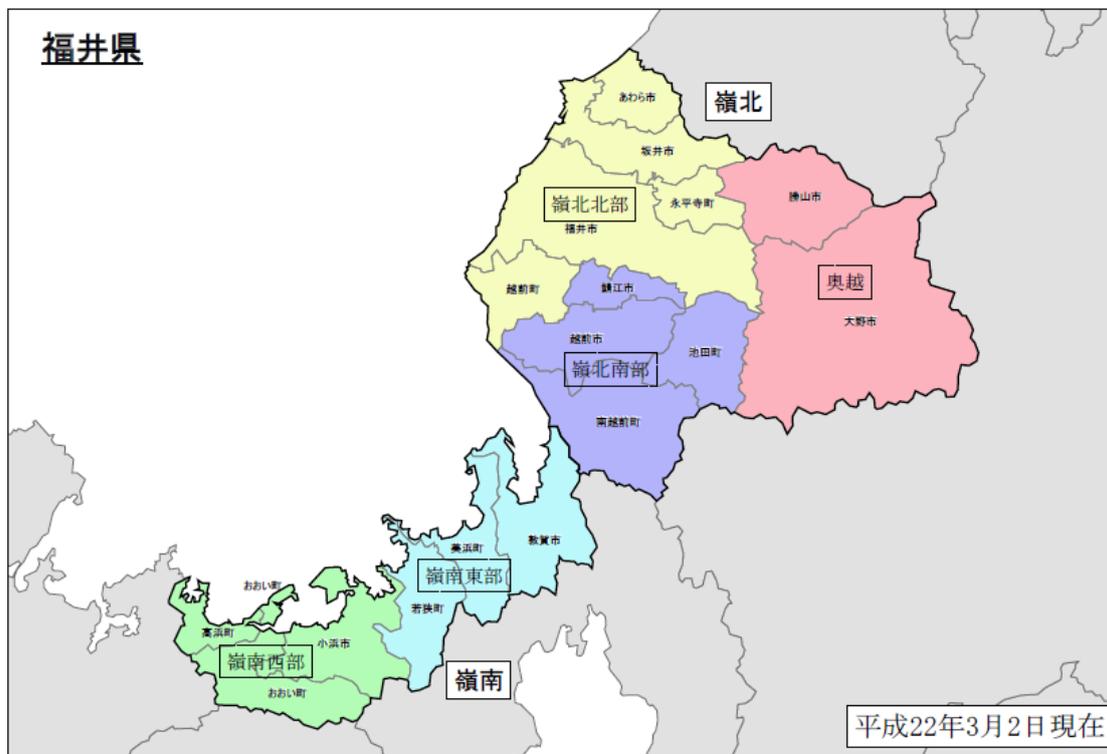
発表官署 福井地方気象台

府県予報区		福井県		
あわら市		福井県		
一次細分区域		嶺北		
市町村等をまとめた地域		嶺北北部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	16	
		土壌雨量指数基準	126	
	洪水	流域雨量指数基準	観音川流域=9.9, 宮谷川流域=7.3, 熊坂川流域=6.4	
		複合基準 ^{*1}	-	
		指定河川洪水予報による基準	九頭竜川[中角], 九頭竜川水系竹田川[六日]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
海上			25m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ30cm	
		山地	12時間降雪の深さ35cm	
波浪	有義波高	5.5m		
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	88	
	洪水	流域雨量指数基準	観音川流域=7.9, 宮谷川流域=5.8, 熊坂川流域=5.1	
		複合基準 ^{*1}	観音川流域=(5, 7.9), 宮谷川流域=(5, 5.8), 竹田川流域=(7, 19.3)	
		指定河川洪水予報による基準	九頭竜川水系竹田川[六日]	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.7m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	①積雪地域の日平均気温が12℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上かつ日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度65% ^{*2}			
なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あった場合 ②積雪が100cm以上あって最高気温10℃以上の場合			
低温	①7月～8月:日平均気温が平年より3℃以上, 低い日が3日以上継続 ②12月～3月:最低気温が平野部-5℃以下, 山沿い-10℃以下			
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80mm		

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 湿度は福井地方気象台の値。

福井県の予警報区域区分図



3 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

種類	概要
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

4 気象情報

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(4) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間雨量80mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 線状降水帯に関する各種情報

ア 線状降水帯とは

次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水をともなう雨域を線状降水帯という。

イ 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。

県内に線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、心構えを一段高めることを目的として線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけが発表される。この呼びかけだけで避難行動をとるのではなく、ほかの大雨に関する情報と合わせてご活用する。

この情報が発表されたときは、大雨災害に対する危機感を早めにもち、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行う。

ウ 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

この情報が発表されたときは、崖や川の近くなど、危険な場所にいる場合（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域にいる者）は、市から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。この際、周りの状況を確認し、避難場所への避難がかえって危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保する。市から避難情報が発令されていなくても、今後、急激に状況が悪化するおそれもあるため、キキクル（危険度分布）や水位情報等の情報を確認し、少しでも危険を感じた場合には、自ら安全な場所へ移動する。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(7) 指定河川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

(8) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町に伝達される。

(9) 災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

第3 気象情報等の収集伝達

1 気象に関する情報

福井地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等を発表、切替又は解除したとき、専用通信設備又は加入電話等を用いて、当該特別警報・警報・注意報等により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに伝達する。

福井地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は、県（危機管理課）から県防災行政無線等を通じて市へ伝達される。情報を受けた市は直ちに住民及び防災関係機関へ伝達する。特別警報については、県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

2 その他の災害情報

市は、福井地方気象台が発表する気象予警報等の防災気象情報を基礎にして状況判断を行い、重要な気象情報を住民の自主避難の参考となるよう速やかに住民等へ伝達する。

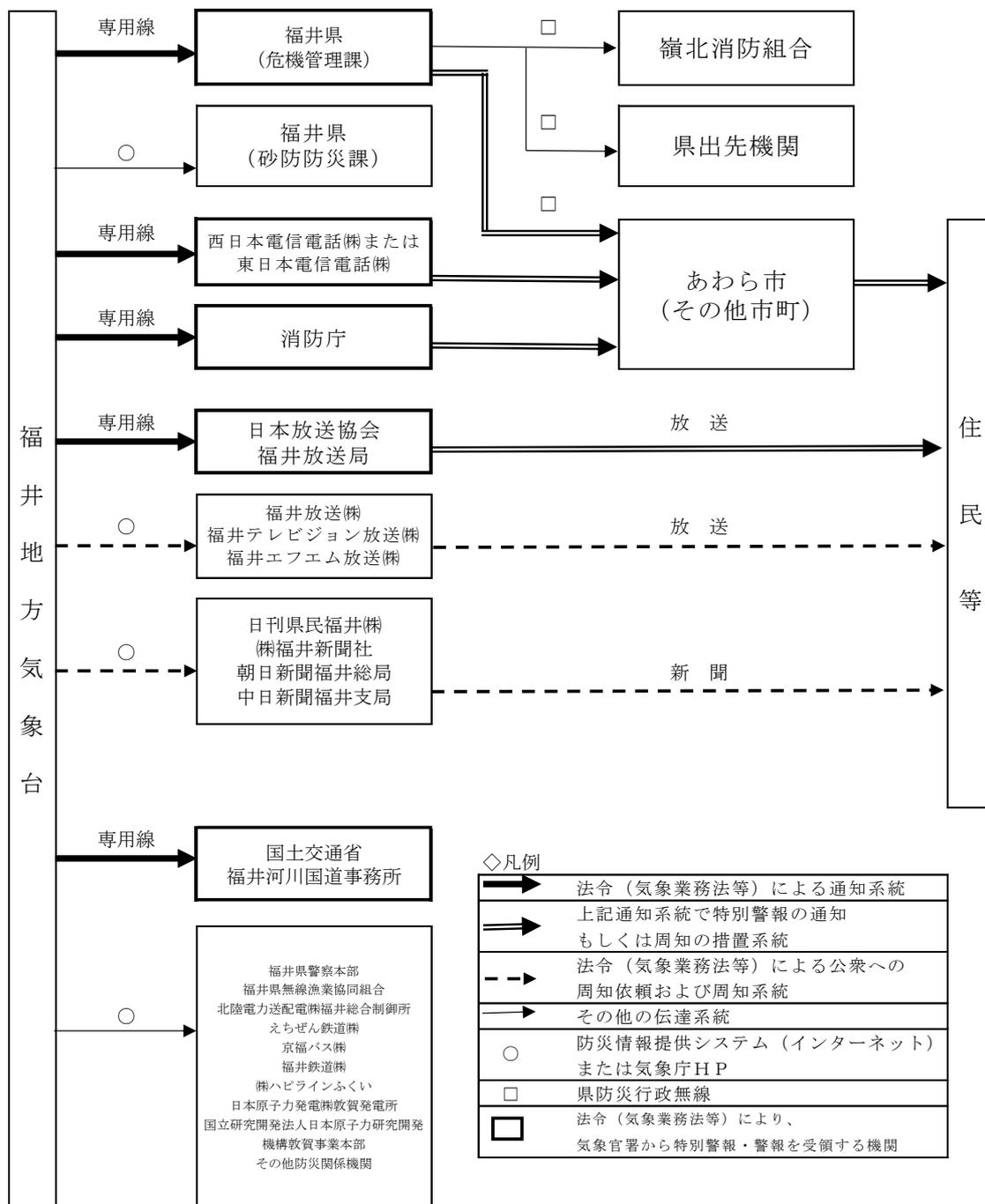
3 福井地方気象台による避難指示等の助言

福井地方気象台は、本市から避難指示等の発令に際し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。

第4 気象注意報、警報の伝達経路

気象注意報、警報の伝達経路は、次のとおりである。

<特別警報・警報・注意報の伝達系統図>



第5節 情報及び被害状況報告計画

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

災害に関する各種情報を迅速かつ的確に収集し、災害対策基本法の規定に基づき市が県に対して行う災害状況報告の円滑化を図る。

第2 災害情報の収集

災害に関する各種情報の収集は、災害応急対策を確立する基本となるものであり、本部及び防災関係機関のそれぞれの組織により迅速かつ的確に行うものとする。

情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

1 収集事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被災者の氏名、生年月日、性別、続柄、世帯人員
- (5) 発見者又は通報者の住所、氏名
- (6) 被害の程度
- (7) 災害に対してとられた措置
- (8) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (9) その他必要な事項

2 調査方法

災害状況の調査は、住民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設について、関係各課が「災害報告事務一覧表」により調査し、危機管理課において集計する。

- (1) 被害程度の認定基準及び調査様式は別に定めるところによる。
- (2) 被害の程度の調査に当たっては、各課の連絡を密にして脱漏重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、調査しなければならない。
- (3) 罹災世帯人員等については、現地調査のみでなく住民登録等の諸記録とも照合し、その正誤を確認しなければならない。

- (4) 風水害による浸水状況については、時刻、現場の状況から具体的調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の協力により、現況を把握するものとし、事後調査により正確な記録を収録するものとする。
- (5) 全壊、半壊、流失、死者及び負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- (6) 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

災害報告事務一覧表

主管課等	報告事項	報告内容
危機管理課	総合被害報告（被害状況の取りまとめ）	
監理課	下記以外の被害状況	電気、電話、ガス、その他の被害状況
政策広報課	情報通信機器の被害報告	情報通信機器の被害状況
市民協働課	空き家の被害状況報告	空き家被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水）、ブロック塀崩
市民課 税務課 生活環境課	災害救助法関係報告	人的被害（死者、行方不明者、重軽傷者）、家屋被害、救助実施状況、公共交通の被害
	家屋等の被害報告	家屋被害（住家、非住家の別及び全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水）、ブロック塀崩
	防疫活動報告	防疫活動
福祉課	福祉被害関係等報告	福祉施設の被害、炊出し等状況
子育て支援課	児童福祉関係報告	児童福祉施設の被害
健康長寿課	医療施設等被害状況報告	医療施設等の被害、患者発生状況、負傷者手当状況
農林水産課	農林水産業施設被害報告	農業用施設、林業用施設、治山施設、漁港施設、共同利用施設、農地（田、畑の流失埋没、冠水）等の被害
	農林・畜産・水産被害報告	農業（稲、野菜、果樹、ビニールハウス等の被害） 林業（立木、苗木等の被害） 水産（漁具、養殖施設、漁船、水産物の被害） 畜産（家畜、家きん、畜産物、畜舎等の被害）
観光振興課 商工労働課	観光商工業の被害報告	観光業、商業、工業の被害、観光施設等の被害
建設課	公共土木施設被害報告	河川、海岸、道路、橋梁、砂防施設、街路、がけ崩れ
	都市整備施設被害報告	都市公園施設・公営住宅等の被害
	応急危険度判定状況報告	建築物の応急危険度判定の状況

主管課等	報告事項	報告内容
上下水道課	水道施設被害報告	断水戸数、水道施設の被害
	下水道施設被害報告	排水不能戸数、下水道施設の被害、都市排水路の被害
教育総務課	避難状況報告	避難日時、場所、区域、人員
	文教施設被害報告	小中学校、こども園施設の被害、授業の状況、公民館、文化財等の被害、体育館等の被害
	給食支援状況報告	給食センターの被害状況、炊き出し等の給食支援状況
文化学習課	公民館、文化財の被害状況報告	公民館（施設及び設備等）及び文化財の被害
スポーツ課	体育施設の被害状況報告	体育施設（施設及び設備等）の被害
嶺北消防組合	火災報告	火災の状況、被害の程度、消防機関の活動、風速、雨量、積雪量の観測値

3 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市に連絡し、通報を受けた市は県、福井地方気象台及びその他の関係機関に通報しなければならない。

(1) 通報内容

市が県、福井地方気象台及びその他の関係機関に通報すべき事項の内容は次のとおりである。

ア 著しく異常な気象現象

- ① 例えば異常な出水、山くずれ、地すべり、堤防決壊、雪崩で大きな災害となるおそれがあるとき。
- ② 竜巻、強い雹があったとき。

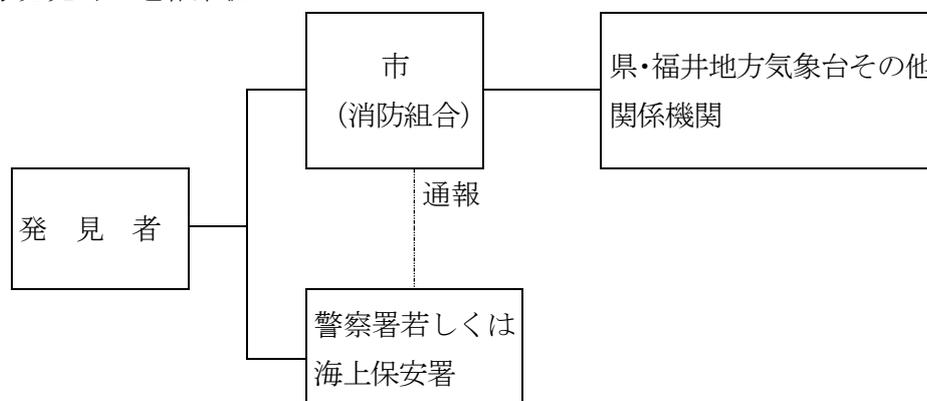
イ 著しく異常な水象

異常な高波、うねり、潮位、河川が異常水位になったとき。

ウ 地震関係

例えば震度4以上の地震があったとき。

異常現象発見時の通報系統



(2) 通報手段と通報要領

市から県、福井地方気象台及びその他の関係機関への通報は、電話又は電報により通報するものとし、通報は、いつ、どこで、なにが、どれだけ、今後どうかの要領で通知するものとする。

なお、電話又は電報が不能な場合は最寄りの警察機関等の無線通信による協力を求めるものとする。

異常な現象を発見した者は、次のうち最も近いところに連絡をする。

連	絡	先
あわら市役所	TEL 73-1221	
嶺北消防組合	嶺北消防本部通信指令課 TEL 51-0119 嶺北あわら消防署 TEL 73-0119	
あわら警察署	TEL 73-0110	
敦賀海上保安部福井海上保安署	TEL 82-4999	

第3 被害状況報告

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

災害対策基本法の規定に基づき市町または関係機関の長が県に対して行う災害の状況報告に関し、必要な事項を定め、被害状況報告の迅速、確実化を図る。

このほか、他の防災関係法令の規定により関係行政機関等に報告する詳細なものについては、それぞれの定められた要領により、別途担当の主管課より報告するものとする。

1 報告の責任者

災害報告責任者は、災害対策本部事務局長（災害対策本部が設置されていないとき

は危機管理課長)とする。

2 報告の基準

災害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合に報告するものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 県又は市が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2市町以上にまたがるもので、本市における被害は軽微であっても全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対し国・県の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が今後(1)から(4)までの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (6) 地震が発生し、県内の区域内で震度4以上を記録したもの
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの
- (8) 注意報又は警報が発令された場合において発生し、上記基準に該当しないもの
- (9) その他特に報告の指示があったもの

3 報告の種類

災害状況の報告の種類は次のとおりとする。

- (1) 災害即報 災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
- (2) 災害確定報告 応急対策が終了した後10日以内に報告する。
- (3) 災害中間報告 毎年1月1日から12月10日までの災害状況について、12月10日現在で明らかになったものを、12月15日までに報告する。
- (4) 災害年報 毎年1月1日から12月31日までの災害状況について、翌年の4月1日現在で明らかになったものを、4月15日までに報告する。

なお、災害即報については、市は、地震が発生し、市域内で震度5強以上を記録したとき、又は津波により死者又は行方不明者が生じたときは、第一報を県に対してだけでなく、国（総務省消防庁）に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとし、さらに要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、国（総務省消防庁）に対して行う。

4 報告の方法等

(1) 報告様式

ア 災害即報は、火災・災害等即報要領に基づき、市にあっては、第4号様式により、

関係機関にあつては、第4号様式又は別に定める様式により報告する。

イ 災害確定報告は、災害報告取扱要領に基づき、第1号様式、災害中間報告は、第2号様式、また災害年報は第3号様式により報告する。なお、関係機関にあつては、別に定める様式により報告することができるものとする。

(2) 報告の方法

災害即報は、災害の概況、被害の状況及び応急対策の状況を、原則として県防災行政無線又は一般加入電話等により行うものとするが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。災害確定報告及び災害年報は、必ず文書により報告するものとする。

報告に当たっては、警察、消防機関その他関係機関と綿密な連絡をとり報告するものとする。

(3) 報告先

報告先は、県（危機管理課）とする。なお、現地対策本部が置かれたときはこの本部を経由して行う。

第4 孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県等と連携して、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、関係者間で情報共有するものとする。また、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

第6節 災害広報計画

【主な実施機関】 総括班 広報班

第1 計画の方針

気象状況、災害応急対策の実施状況等災害に関する情報の広報活動を適切に行い、災害時における社会秩序の維持及び民心の安定を図る。

第2 災害広報活動の実施

災害広報は、災害対策本部が災害の状況に応じて各防災関係機関と緊密な連絡をとり、統制のとれた迅速な情報を発表しなければならない。

1 情報等の収集要領

刻々の情報を事務局に連絡するとともに、事務局は必要に応じ職員を現地に派遣して情報収集並びにカメラ及びビデオカメラによる撮影を行う。

2 情報提供体制整備と報道機関に対する発表

緊急時の情報伝達が可能な放送事業者に対しては、迅速かつ確実な情報提供体制の整備に努めるとともに、収集した災害に関する情報や対策等は、広報担当者を通じ原則として定時に各報道機関に発表する。ただし、重要な情報については臨時に発表する。

3 住民に対する広報

報道機関に対して積極的な報道依頼をするほか、防災行政無線、SNS、あわら市公式LINE、あわら市防災メール配信サービス、インターネット等、市の広報車及び放送設備を有する車両、ヘリコプター等の利用、チラシ、写真、ポスター、立看板等により、主として次に掲げる事項について広報する。

(1) 災害発生前の広報

風水害等による災害はある程度予測可能であることから、災害の規模や動向のほか、必要な注意事項を加えて住民への広報を実施し、被害の防止対策を講じる。

- ア 災害の予測（予警報、気象情報等の伝達）
- イ パニック防止の呼びかけ
- ウ 避難準備の情報
- エ 出火防止の呼びかけ

(2) 災害発生直後の広報

災害が発生した場合は、被災状況を迅速かつ的確に判断し、避難、人命救助、二次災害防止及びその他必要事項について、住民に広報する。

- ア 避難指示等の避難情報
- イ 避難に関する情報（避難所、避難ルート、通行止め箇所等）
- ウ 人命救助の協力呼びかけ
- エ 市内被害状況の概要
- オ 市の応急対策実施状況

(3) 被災者支援・災害復旧に関する広報

被災者支援及び災害復旧に関する情報は、その期日、期間、活動場所等具体的な情報を迅速かつ確実に伝達し、住民が1日も速く平常の生活に復帰できるよう尽力する。

- ア 災害情報及び被害状況
- イ 市の応急対策実施情報
- ウ 安否情報
- エ ライフラインの復旧情報（電気、上下水道等）
- オ 飲料水、食料、生活必需品等の供給情報
- カ 通信施設の復旧状況
- キ 道路交通状況（道路の通行規制、交通機関の運行状況など）
- ク 医療機関の活動情報（健康診断、カウンセリングの実施状況など）
- ケ その他必要な事項

(4) 避難者への情報伝達

市は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報ニーズの把握に努め、情報を伝達する。その際、避難者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる避難者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(5) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防組合、警察署と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害

者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

4 県及び関係諸官庁に対する広報

被害状況、被害写真、情報、報告及び要望事項等を県、関係諸官庁に対し広報する。

第3 災害広報資料の収集及び保存

災害広報活動を行うに必要な資料及び記録を保存するため、おおむね次に掲げるものを作成又は収集する。

- (1) 広報担当者及び防災関係機関・住民等が取材・撮影した災害写真、災害映像
- (2) 報道機関等による災害現地の取材写真、航空写真
- (3) 災害応急対策活動取材した写真、その他
- (4) 災害現場における録音、記述、その他による記録

第4 相談窓口の開設

災害発生時、被災者等から幅広い相談に応じる総合相談窓口を開設するものとする。

第7節 災害救助法の適用に関する計画

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

災害の発生により、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の滅失、傷病等により生活困窮に陥った、被災者に対して、被災者の保護と社会秩序の保全を図る目的で応急的に必要な救助を実施する。

第2 実施機関

災害救助法の適用による応急的救助は、法定受託事務として知事が行う。ただし、救助事務の実施について、その一部を本部長に委任することができる。

第3 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条の規定により定められており、本市の場合は次の基準による。

- (1) 基準世帯数（全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数）が50世帯以上である場合。
- (2) 県全体の基準世帯数が1,000世帯以上で、市内で25世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。
- (3) 県全体の基準世帯数が5,000世帯以上で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生した場合等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数のものが生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。この場合は住家の滅失には関係ない。

第4 被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流出等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、床上浸水等により、一時的に居住不能となった世帯にあっては、3世帯で1世帯とみなす。

第5 災害救助法の適用手続

- (1) 災害に際し、市における災害が前記の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込があるときは、市は、直ちにその旨を県に情報提供しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、市は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県に情報提供し、その後の処置に関して県の指示を受けなければならない。

第6 救助の種類

災害救助法に基づく市における救助の種類は次のとおりとする。

救助の種類	実施の期間	具体的計画
避難所の設置	発生の日から7日以内	第2章第8節 避難計画
災害にかかった者の救出	3日以内	第2章第9節 救出計画
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	第2章第11節 米穀等食料供給計画
被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	第2章第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画
飲料水の供給	7日以内	第2章第13節 給水計画
応急仮設住宅	20日以内着工	第2章第14節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画
災害にかかった住宅の応急処理	3カ月以内完成	
医療	14日以内	第2章第15節 医療助産計画
助産	分娩の日から7日以内	
遺体の捜索	発生の日から10日以内	第2章第17節 遺体の捜索及び処理並びに埋葬等計画
遺体の処理	10日以内	
遺体の埋葬	10日以内	
障害物の除去	10日以内	第2章第18節 障害物の除去計画
学用品の給与	教科書 1カ月以内 文房具 15日以内	第2章第19節 文教対策計画
生業資金貸与	1カ月以内	
応急救助のための輸送	救助の種類ごとの期間	第2章第21節 輸送計画
応急救助のための賃金職員雇上げ	救助の種類ごとの期間	第2章第23節 要員確保計画

第8節 避難計画

【主な実施機関】 総括班 広報班 福祉班 避難所班 教育班

第1 計画の方針

災害時において、危険区域内にある居住者、滞在者その他の者を安全地域に避難させるとともに必要に応じて避難所に収容し、人命被害の防止及び軽減を図る。

第2 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令基準及び実施責任者

実施責任者又は法令で定める実施責任者は、次の基準により避難指示等を発令するものとし、避難指示等の意思決定を迅速・的確に行うため大雨警報、洪水警報、河川の水位（避難判断水位、氾濫危険水位）、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入するよう努める。また、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努める。

なお、避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努めるものとする。

市長の不在時における発災に備え、避難指示等の発令に係る職務代理者を副市長とし、副市長の不在時には総務部長とする。

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 基 準
避難のための立退きの準備その他の措置	市長 (災害対策基本法 56)	立退き準備の勧告 (避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供)	避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 【水害】 ・水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等 【土砂災害】 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき等
避難の指示	市長 (災害対策基本法 60)	立退きの指示及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき等 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき等 【高潮】 ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき等

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 基 準
	知事及びその命を受けた県職員 水防管理者(水防法 29)	立退きの指示	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事またはその命じた職員 (地すべり等防止法 25)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法 61)	立退き及び立ち退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法 4)	警 告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法 94)	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保措置	市長 (災害対策基本法 60)	緊急安全確保措置 (高所への移動、近隣の堅固な建物への待避等)	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき 【水害】 ・氾濫発生情報、大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき等 【土砂災害】 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき等 【高潮】 ・高潮氾濫発生情報が発表されたとき等
	知事及びその命を受けた県職員 水防管理者(水防法 29)	緊急安全確保措置 (屋内での待避等)	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法 61)	緊急安全確保措置	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法 4)	警 告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法 94)	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

(注) 細部は、あわらし避難情報発令マニュアルによる。

2 避難指示等の発令

市は、「あわらし避難情報発令マニュアル」に基づき立退き等を指示する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

避難指示等を発令したときは、速やかに次の事項を県に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは、直ちに県に報告する。

- (1) 立退き指示等の理由
- (2) 指示等をした地域
- (3) 世帯数及び人員
- (4) 立退き先

3 県等の助言

避難指示を発令する際に、県等に必要な助言を求めることができる。市は、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

県は、必要と認めるときは、市の避難指示等に関する意思決定についての助言、勧告等を実施する。

4 避難指示の代行

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市が立退きの指示を行うことができなくなると認められるときは、県が代行する。

県が指示したときは、速やかに市に通知する。

5 住民に求める行動

次の避難指示等が発令された場合、住民は次の行動をとるものとする。

(1) 高齢者等避難

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）する。

上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

(2) 避難指示

通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる。ただし、指定緊急避難場所（指定避難所）への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う。

(3) 緊急安全確保

既に災害が発生し、人的被害の発生または切迫した状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

第3 避難の区分及び伝達方法

1 避難の区分

(1) 事前避難

暴風、洪水又は高潮による氾濫、山崩れのおそれがある場合は、気象予報警報等により数時間前に避難行動要支援者をあらかじめ定めた安全な場所へ避難させる。

(2) 緊急避難

地震、火災、洪水又は高潮による氾濫、山崩れにより事前避難のいとまがなく、著しく危険が切迫しているときは、至近の安全な場所へ避難させる。

(3) 収容避難

一時的避難場所から必要に応じてさらに安全な場所に移動させる。

2 伝達方法

(1) 緊急伝達

避難の指示等の伝達は、SNS、あわら市公式LINE、メール（あわら市防災メール配信サービス）、インターネット、防災行政無線、サイレン、警鐘、標識及び広報車等によるほか、消防機関、警察官、各区長、自治会による周知等あらゆる広報手段を施し迅速に避難の徹底を図る。

(2) 避難の事前周知

避難のための立退きの万全を図るため、災害種別ごと、地区ごとの避難所、避難経路及び避難上の心得等をあらかじめ住民に周知しておくものとする。

3 避難の事前準備と留意事項

(1) 事前準備

ア 火気の取扱いに常に注意し、避難に際しては必ず火気、その他危険物の始末を完全に行うこと。

- イ 台風期には風水害に備えて家屋の補強を行い、浸水の予想される場合には、家財を高所に移動させること。
- ウ 会社、工場、事業所等にあつては、実情に即した緊密な防災計画を作成し、万全の措置を講じておくこと。
- エ 浸水によって流出拡散のおそれがある油脂類、カーバイド、生石炭、放射性物質等、危険物の安全管理及び電気、ガス等の保全措置を講じておくこと。
- オ 盗難等の予防に十分備えておくこと。

(2) 避難時の留意事項

- ア 食料、水、タオル、ティッシュ、最小限の着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、印鑑等を携行する。なお、これら携行する物品等はあらかじめ布袋等に入れいつでも取り出せる場所に保管しておく。
- イ 服装は、できるだけ軽装とするが素足を避け必ず帽子をかぶり、季節によっては雨合羽又は防寒衣を携行する。

第4 避難所の指定及び避難誘導

1 避難所の指定

災害により被災者を収容する必要があるときは、災害の種別に応じ安全かつ適切な避難所を確定し、開設する。

避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、適当な施設を得難いときは野外にバラックを仮設し、または天幕を設置するものとする。予定した避難所が使用できないときは、市長は知事または隣接市長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。また、特定の指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、市は県等と連携し被災地域外の地域にあるものを含め、当該研修所、ホテル、旅館等を緊急的な措置として福祉避難所に類する施設として開設するよう努める。

なお、自主防災組織等が地区の災害特性を考慮して定めた自主避難所においては、当該施設の開設・運営主体となる自主防災組織等が施設の開設、閉設等を判断するものとし、開設した場合は地区住民に周知するとともに、市に報告するものとする。

指定避難所の所在地、名称及び収容能力についてはあらかじめ指定し表示しておくものとする。

2 避難の経路選定及び誘導

避難のための立退きを円滑かつ安全に行うため、避難経路を適切に選定するとともに誘導責任者、誘導員を定めておくものとする。

誘導責任者は各区長が担当することとし、誘導員は各区副区長その他区の役員が当たるものとする。

なお、あらかじめ決められた職員、消防機関の職員（団員）、警察官は避難の誘導について協力するものとする。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

3 避難地域の警備

警察官は、避難を行った地域及びその周辺について、犯罪の発生状況に関する情報を提供するとともに警戒警らを実施して、犯罪の防止に努めるものとする。

また、防犯隊は、避難を行った地域及びその周辺について、警戒警ら等を実施して、犯罪の防止に努めるものとする。

第5 避難所の開設・収容

1 実施責任者

避難所の開設及び避難者の収容の措置は、市が行う。なお、災害救助法が適用された場合の収容施設（避難所）の供与は、県又は県から委任を受けた市が行う。

2 対象者

避難所への受入れ対象は、次のとおりとする。なお、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

- (1) 災害によって被害を受けた者で、住家が被害を受け居住の場所を失った者
- (2) 災害によって被害を受けるおそれがある者で、避難指示等を受けている者又は緊急に避難することが必要である者

3 開設の方法

市は、避難所を開設したときは、避難収容すべき者を誘導し、保護するとともに、下記事項を県に報告するほか、あわら警察署及び防災関係機関に通知するものとする。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込

4 費用及び期間

災害救助法の定める費用は災害救助法に基づき県が定める額とし、開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間内において打切ることができないときは、期間を延長することができる。

5 災害未発生時の対応

災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。

第6 避難所の管理及び運営

避難所の運営に当たっては、保健・衛生面はもとより、プライバシーの保護、男女のニーズの違い等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。併せて、福祉的な支援も行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

また、防災ネットを活用し、避難者受付及び避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

避難所運営の実施内容や配慮事項等の詳細については、「あわら市避難所運営マニュアル」、「あわら市福祉避難所運営マニュアル」、「自主避難所運営の手引き」によるものとする。

1 管理責任者

- (1) 避難所に管理責任者及びその他の職員を配置する。管理責任者は原則として職員が当たりあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 管理責任者は、災害対策本部との緊密な連絡体制のもとに避難者の収容に当たる。
- (3) 管理責任者及びその他の職員は、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避

難所の安全管理に万全を期するものとする。

- (4) 避難所にかかる記録、報告書作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

2 避難所における業務

避難所を開設したときは、次の事項による業務又は記録をしなければならない。

(1) 一般的業務

- ア 避難者の受付
- イ 避難者に対する情報の伝達
- ウ 避難所の設置場所の選定(配置)
- エ 避難所に配布された食料等物資の管理及び避難救援物資の配布
- オ 給食時刻の調整
- カ 便所その他不潔な場所の消毒及び施設の清掃管理
- キ 避難所にあてられた施設の管理者と施設使用について緊密な連絡を行うとともに、施設の保安全管理に努めること。

(2) 記録に関すること

- ア 避難所勤務状況の記入(職員・ボランティア他)
- イ 日誌の記入
- ウ 物品の受払簿の記入
- エ 避難者名簿の調整
- オ 避難状況調書の記入

(3) 報告に関すること

- ア 避難所の開設及び閉鎖の日時の報告
- イ 避難所状況の報告
- ウ その他状況に応じて随時報告

3 避難所の運営

(1) 維持管理体制の確立

避難所に配置された職員は、避難所運営のための自治組織を構築し、業務ごとに自治組織のリーダーをサポートする職員を専任しておく。

(2) 行政と自治組織等との連携

避難所運営上の諸問題に対応するため、避難者自治組織代表者、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設ける。

(3) 平常体制への復帰体制

避難者の減少に伴い、避難所の規模縮小・統合・廃止の措置をとる場合は円滑な

移行に努める。

(4) 良好な生活環境の確保

指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

この際、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、多様な利用者（車椅子利用者、オストメイト、乳幼児連れ等）に対応可能な多目的トイレを最低1カ所は設置するよう努めるとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

なお、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

(5) 要配慮者に対する対応等

避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、家族や親戚及び民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努めるものとする。また、要配慮者の生活機能低下防止等のため、必要に応じて、県に対し、災害派遣福祉チーム（DWAT）や災害支援ナースの派遣を要請する。

(6) 健康相談・精神ケア体制の確立

県及び市は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安、又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。また、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、国、県に対し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナースの派遣を要請する。

(7) 男女双方の視点等への配慮

県及び市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(8) 避難所に滞在することができない被災者の生活環境の確保

県及び市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても被災者支援に係る情報を提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(9) 避難所における女性や子供等の安全確保

指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(10) 避難所における感染症対策

指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。この際、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施などにも努めるものとする。

県及び保健所設置市の保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及

び新感染症を含む。)発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局(県の保健所等にあつては、管内の市の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

(11) 避難所における家庭動物対策

指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

第7 学校の避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市内の小中学校の校長は、教職員を誘導員として児童、生徒を安全な地域に避難させる。また、学校ごとに避難計画を定め、定期的に避難訓練を実施するものとする。

(1) 登校前、下校後の措置

本避難計画の定めるところによる。

(2) 在学中の措置

授業中、休憩中においては、学校ごとの避難計画に基づき避難を実施し、災害の状況によっては保護者に連絡して集落、地区ごとに迎え人を依頼する等の措置をとる。

第8 認定こども園の避難計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、園長は、園児を安全な場所へ避難させる。また、認定こども園ごとに避難計画を定め、定期的に避難訓練を実施するものとする。

(1) 登校前、下校後の措置

本避難計画の定めるところによる。

(2) 在園中の措置

在園中にあつては、認定こども園ごとの避難計画に基づき避難を行い、災害の状

況によっては保護者に連絡して迎え人を依頼する等の措置をとる。

第9 被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、市と県は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第10 避難行動要支援者の避難計画

避難行動要支援者は機敏な動作がとれないため避難が遅れがちとなり、人的被害が拡大するおそれがある。このため誘導員は、平常から自主防災組織や民生委員、地域支援者などと連携し避難の方法について検討するとともに、必要に応じて次の点に留意し保護の場所（二次避難所の設置も含む）を確保するように努める。なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行う。

- (1) 避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
- (2) 医療及び福祉関係との連絡体制の確保
- (3) 防災関係機関との連絡体制の確保
- (4) 家庭との連絡体制の確保

第11 その他施設の避難計画

災害時において、公民館等の公共施設管理者及び観光施設等の指定管理者は他の職員と連携し、施設利用者を安全な場所に避難させ、人的被害を防止し、又は軽減するため各々の施設ごとに避難計画を定めるとともに、避難訓練を行うものとする。

第9節 救出計画

【主な実施機関】 総括班 住民班 医療救護班 消防組合 警察署 海上保安署

第1 計画の方針

災害又は事故のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対し、捜索又は救出してその者を保護する。

第2 実施責任者

- (1) 被災者の救出は市が行う。また、災害救助法が適用された場合も市が行う。
- (2) 実施機関は、人の生命、身体が危険な状態の者の救出を他の措置より優先して行う。
- (3) 海上における救護救出（行方不明者の捜索を含む）は、海上保安署に依頼する。

第3 救出の方法

被災者の救出は、市、消防組合、あわら警察署及び福井海上保安署が、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携の下において実施するものとする。

なお、市自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、特種機械器具等の調達を必要とするときは、県市町消防相互応援協定や県、市町災害時相互応援協定に基づき県、他市町、他市町の消防に応援を要請する。

また、航空機やヘリコプターを活用した救出を行うために、市はあらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、ヘリコプター等の出動を県に要請し、機動的な活用を図る。

第4 救助対象者

- (1) 災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震の際に倒壊家屋等の下敷きになったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
 - エ 雪崩、がけ崩れ等により生き埋めになったような場合
 - オ 一人暮らしの高齢者、身体障がい者等で常時寝たきりの状態にある者

- (2) 災害のため生死不明の状態にある者
- (3) 事故（交通事故等）のため、多数の生命、身体が危険な状態にある者

第5 器材等の備蓄

救出器具器材はあらかじめ備蓄しておくものとする。

第6 費用及び期間

災害救助法の定める費用は機械器具の燃料費等とし、期間は災害の発生の日から3日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

第10節 要配慮者応急対策計画

【主な実施機関】 福祉班

第1 計画の方針

災害発生時には、要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、「あわら市避難行動要支援者支援計画」等に基づき、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第2 迅速避難

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者、要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

なお、市は要配慮者のうち避難行動要支援者名簿に記載される者の避難場所として福祉避難所をあらかじめ指定する。

市は被災施設等の的確な状況の把握に努め、福祉避難所が被災し開設できない場合には、県、他市町、社会福祉施設、ホテル・旅館等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう市内外の施設への緊急避難及び避難受入れについての情報の収集、提供を行う。

第3 市における対応

要配慮者を支援するため、次の措置を講ずる。

- (1) 災害時には、関係部署を通じて迅速な要配慮者の掌握に努める。また、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用して、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。
- (2) 地域社会の協力を得て、要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
- (3) ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- (4) 必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWAT）や災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）及び、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣を国、県に要請する。
- (5) 特別な食料を必要とする場合は、その確保、提供を行う。
- (6) 生活する上で必要な資機材を避難所等に設置、提供する。

- (7) 避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
- (8) 高齢者福祉施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。
- (9) 社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者に要請する。

第4 介護体制の確立

市は、県及び関係団体の協力を得て、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を確立する。

第5 巡回健康相談の実施

市は県と協力し、坂井健康福祉センター（保健所）、市保健センター等を拠点として、在宅及び避難所の要配慮者を対象に巡回健康相談を実施する。

第6 児童に係る対策

保護者の死亡や傷病により養育が困難となった児童については、児童相談所が緊急一時保護を行うとともに、児童の態様に応じて児童福祉施設へ入所の措置をとる。

第7 外国人に係る対策

要配慮者のうち、特に外国人に係る対策として、県や福井県国際交流協会等と連携した次の対策を講じるものとする。

1 外国人の避難誘導

インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。

2 外国人の安否確認、救助活動

警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

3 外国人への情報提供

災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。また、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進するなど、外国人旅行者への情報提供に努める。

第11節 米穀等食料供給計画

【主な実施機関】 総括班 管理班 生活物資班 給食班

第1 計画の方針

災害発生時において被災者、被災地の住民及び災害応急対策実働従事者に供給する米穀等食料を迅速かつ的確に調達し、供給できるよう平常時から必要な米穀等食料を確保するほか、緊急に調達しうる措置について定める。

第2 米穀等の応急供給

1 実施責任者

災害時における被災者に対する米穀等食料の応急供給は本部長が行う。

供給対象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	市
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代って販売する場合	必要数量	市
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	必要数量	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	必要数量	市と災害発生機関が協議

2 実施の方法

(1) 市

市は、被災者等に応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀等食料の所要数量を県に申請する。

(2) 県

県は、申請書を受理し、（ア）米穀、（イ）精米、パン、おにぎり、弁当、即席麺、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水（ペットボトル）（以下「応急用食料」という）、（ウ）生鮮食料品、（エ）その他加工食料品の調達・供

給を緊急に行う必要があると判断した場合は、北陸農政局福井県拠点と十分な連絡を取りつつ、北陸農政局を通じ農林水産省に速やかに緊急供給要請を行う。

(3) 農林水産省

農林水産省、北陸農政局及び福井県拠点は、県からの緊急供給要請に対応できる体制を速やかに整備するとともに、農林水産省は、関係団体等に出荷を要請するものとし、必要に応じ政府所有米穀を供給する。

また、農林水産省は、関係業者・団体等から被災地への応急用食料の無償提供の申し出があった場合、速やかにその取りまとめを行い、県との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行う。

第3 備蓄・調達計画

災害時の救助用食料として、米穀及び食料を次のとおり確保する。

1 米穀及び応急用食料

(1) 米穀

農林水産省は、主要食料の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条の基本指針に基づき、政府所有米穀の適正な備蓄及び備蓄数量の常時把握を行うとともに、米穀販売事業者の有する流通在庫の定期的な調査・把握を行い、災害発生時における県からの要請に対処できるよう体制を整えておくものとする。

市は、管内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管確保させ、災害発生に当たり、応急的に、これを活用供給でき得るよう常に体制を整えておくものとする。

(2) 応急用食料

農林水産省は、応急用食料について、共有可能な品目、工場又は主要な保管施設の所在地、災害時に供給可能な数量等を定期的に把握し、災害発生時における知事からの要請に対処できるよう体制を整えておくものとする。

2 個人及び自治会の備蓄

市は、県と連携し、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、住民及び自治会に対し、家庭内等の食料の備蓄について普及及び啓発を図る。

3 市及び県の備蓄

市は、各避難所又は避難所単位に生命及び生活を維持するために必要な食料の分散備蓄に努め、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。

県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、生命及び生活を維持するために必要な食料を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。

市及び県は、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努めるものとする。

4 流通備蓄

市は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

5 要配慮者への配慮

物資の調達・供給に当たっては、要配慮者のニーズに配慮するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

6 食物アレルギーへの配慮

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努める。

7 食料の調達先

食料（生パン及び副食、調味料）の調達先は市において定める。

第4 炊出しの実施

1 実施責任者

炊出し等による食品の供給は、市が行う。また、災害救助法が適用された場合は県又は県から委任を受けた市が行う。

2 炊出しの方法

(1) 市は、あわら市赤十字奉仕団等に依頼し、給食センター等の既存の給食施設を利用して行う。なお、実施に当たっては次の点に留意するものとする。

ア 炊出所には、責任者を配置する。責任者はその実施に関し、指揮するとともに関係事項を記録するものとする。

イ 献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被害の状況を十分考慮し、

食器が確保され配給されるまでの間は、にぎり飯と漬物、缶詰の副食等を配慮するものとする。

- (2) 直接炊出しすることが困難な場合で、米飯（炊飯）業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準を明示して業者から購入し、供給するものとする。

3 食品衛生

炊出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 炊出所には、飲料水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- (3) 炊出所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 炊出しに当たっては、ハエ、その他の害虫の駆除に十分留意する。
- (5) 使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に注意する。
- (6) 炊出し施設は、給食センター、公民館、集落センター等の既存施設を使用するが、これらが使用できない場合は、旅館、仕出し屋等民間の施設を借り上げて行うものとする。

4 応援の要請

炊出し等食品の供給ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援の要請を行う。

- (1) 市は応援の必要を認めたときは、県に対して要請する。ただし、緊急を要するときは、直接近隣市町に応援を要請する。
- (2) 応援の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 炊出しの実施

所要食数（人数）、炊出し期間、炊出し品送付先

イ 物資の確保

所要物資の種別、数量・物資の送付先、期日

第5 災害救助法が適用された場合の実施基準

1 対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住宅の被害（全焼、半焼または床上浸水等）により、炊事のできない者

2 費用及び期間

災害救助法の定める費用は主食、副食及び燃料等の経費とし、期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

【主な実施機関】 総括班 生活物資班

第1 計画の方針

災害時に被災者に配布する衣料、生活必需品その他の物資について確保し、供給を迅速かつ確実に行うため必要な事項を定める。

第2 実施責任者

- (1) 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の供給は市が行う。
- (2) 災害救助法適用の場合は次による。
 - ア 物資の確保及び輸送は原則として県が行う。
 - イ 被災者に対する物資の供給は原則として市が行う。

第3 給付又は貸与の方法

- (1) 夏季、冬季それぞれについて世帯構成別被害状況に基づき、救助物資購入（供給）計画をたて、これにより購入し、給付又は貸与する。
- (2) 所要物資は、市内において調達が困難なときには、県に依頼する。
- (3) 調達した物資、県からの救援物資の集積場所は、あらかじめ市が別に定めておくものとし、地震や津波災害時には職員を配置し、救援物資の受入れ作業及び仕分け作業を行う。
- (4) 供給する物資は、次の品目の範囲内で現物をもって給付又は貸与する。

品目の範囲	例 示
被服、寝具及び身回品	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団などの寝具
	洋服上下、子供服など等の上着
	シャツ、パンツなど等の下着
	タオル、靴下、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品など
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具などの調理道具
	茶わん、皿、箸などの食器

品目の範囲	例 示
日用品	<p>石けん、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、 ストーマ用器具等の消耗器材</p> <p>寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点 から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストー ブ、セラミックヒーターや電気カーペット）</p> <p>猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観 点から必要とされる扇風機</p>
光熱材料	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料などの光熱材料

第4 災害救助法が適用された場合の供給基準

1 対象者

災害により住宅が全壊（焼、流、埋）、半壊（焼）若しくは床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他の日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 費用及び期間

災害救助法の定める費用は災害救助法に基づき県が定める額とし、期間は、災害の発生の日から10日以内とする。ただし、期間内に打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

第5 備蓄・調達計画

1 個人及び自治会の備蓄

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、住民及び自治会に対し、非常持出品備蓄を行うよう普及、啓発を図る。

2 市の備蓄

各避難所単位に、生活に必要な物資の分散備蓄を行い、応急時にこれらを安定的に供給できるよう整備に努めるものとする。

3 流通備蓄

あらかじめ関係業界団体又は小売業者等と協議し、災害時の物資の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

4 要配慮者への配慮

物資の調達・供給に当たっては、要配慮者のニーズに配慮するものとする。

第13節 給水計画

【主な実施機関】 上水道班 芦原温泉上水道財産区

第1 計画の方針

災害のため、飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない住民に対し、衛生的で清浄な飲料水の供給体制の確立を図る。

第2 飲料水の供給

1 実施責任者

飲料水の供給は、水道事業者が行う。ただし、水道事業者限りにおいて実施できないときは、県及び他の市町または、その他事業団体の応援協力を得て実施する。

また、災害救助法が適用された場合は県の救助事務を委任された市が行う。

2 給水方法

飲料水の給水の実施に当たっては、給水場所、時間等を十分に広報し、自主防災組織等の協力を得て、円滑に行えるよう努めるものとする。

(1) 給水車による給水

避難所等に収容されている被災者及び集団住宅等の被災者並びに炊出し所、さらに市域を小学校通学区域に分けて拠点を設け、これを中心に重点給水する。

(2) 容器による給水

病院、医院等において給水車の給水が不可能な場合、緊急給水しなければならない施設に対しては、組立式給水タンク、ポリタンク、飲料水袋等容器により給水する。

(3) ろ水器による給水

局地的給水、又は陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ水器による給水基地を設営し給水する。

3 取水（給水源）

(1) 消火栓等による取水

飲料水の取水は、公設消火栓とし、消火栓からの取水が不能な場合は水源等より直接取水する。

(2) 井戸による取水

水道施設が使用不可能な場合は、井戸水を活用する。使用に当たっては、井戸の水質検査を行い、飲料水として適切な井戸を把握するものとする。取水の際には、

必ず上水道班及び保健所の指導のもとに行う。

ア 水質検査の結果、飲料水として適切な場合は、その付近の被災者のために飲料水として給水する。

イ 水質検査の結果、飲用に適さない場合は、ろ過及び消毒等により飲料水として浄水した上で給水する。

4 飲料水に関する県及び他の市町の協力

飲料水の確保が不可能となる場合に備え、近隣市町等と飲料水確保のための協定等を取り交わしておくものとする。また、断水によって生活用水等の供給が長期に渡って途絶する場合に備え、市民及び事業者等との連携により市内各所にある井戸等を把握し、保全・活用に努める。

5 給水用資器材の確保

市は、給水用資器材及び給水車等の保有状況並びに給水能力を常に把握しておくとともに各種災害に備え、各家庭、事業所ごとに10リットルから20リットル入ポリ容器を必要数常備しておくよう住民及び関係者へ周知徹底を図り、迅速かつ的確に応急対策を行えるよう準備しておくものとする。

6 消毒用薬品資材の確保

消毒用薬品資材の確保については、必要最小限保管しておくものとする。

第3 災害救助法が適用された場合の給水基準

1 対象者

災害のため、現に飲料水を受けることができない者

2 費用及び期間

災害救助法の定める費用は当該地区における通常の実費（災害救助法施行細則の定めによる）とし、災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

(1) 水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費

(2) 浄水用薬品及び資材費

第4 備蓄計画

1 個人及び自治会の備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、住民及び自治会に対し、飲料水の備蓄について普及及び啓発を図る。

2 市及び県の備蓄

市は、各避難所単位に飲料水の分散備蓄に努め、応急時においてこれを供給する。

県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、飲料水を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。

第5 水道施設の応急復旧

水道施設の破損による応急復旧は、上水道班が必要に応じ、あわら市指定給水装置工事事業者等の出動を要請し、復旧に当たるものとする。

第14節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

【主な実施機関】住宅班

第1 計画の方針

災害のため、住宅に被害を受けた者で自己の資力では住宅を得ることができないもの又は応急修理をすることができないものについて、応急仮設住宅を設置し、又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護措置を講ずる。

第2 応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合には、県又は県から委任を受けた市は、同法に基づき応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。

なお、市は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとし、二次災害に十分配慮するものとする。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

2 災害救助法が適用された場合

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 実施責任者

- ① 応急仮設住宅は、県が建築業者に請負わせて建設する。
- ② 建設に必要な敷地の確保及び入居者の選定は市において行うものとする。

イ 対象者

- ① 住宅が全壊、全焼、流出した世帯であること。
- ② 居住する住家がない世帯であること。
- ③ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

ウ 建設の構造及び規模並びに費用の基準

- ① 建坪 1戸当り地域の実情、世帯構成等に応じた規模
- ② 構造 1戸建、長屋建のいずれか適当なもの
- ③ 費用 県が定める額

エ 期間

建築着工は、災害発生の日から20日以内とし、速やかに竣工させるものとする。

供与期間は、建築工事が完成した日から2カ年以内とする。

オ 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者に配慮した住宅の建設を考慮する。

(2) 住宅の応急修理

ア 実施責任者

知事の救助事務を委任された市長が建築関係業者に請負わせて修理する。

イ 対象者

- ① 住宅が半壊、半焼し、または半壊に準じる程度の損害をうけ、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。
- ② 自己の資力では応急修理を行うことができない世帯であること。

ウ 修理箇所及び費用の基準

- ① 費用 県が定める額
- ② 箇所 居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分

エ 期間

災害発生の日から3カ月以内に完成するものとする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内に完成するものとする。

第3 応急危険度判定制度

建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、被災地に応急危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより当該使用者及び第三者の注意を喚起する。

判定する際、石綿（アスベスト）の飛散による危険性を応急的な調査により判定し、

周辺住民に対して石綿(アスベスト)の飛散の可能性について情報提供を行うと共に、被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対して情報提供を行う。

第4 被災宅地危険度判定制度

地震や降雨等により、宅地災害は広範囲に発生した場合に二次災害を防ぐため、市は被害の状況を迅速かつ的確に把握して、被災宅地危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

第5 公営住宅等の活用

市は必要に応じて地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に基づく目的外使用として市営住宅の空き家を活用し、被災者を一時入居させる。なお、市営住宅の空き家の確保が困難な場合は、県及び近隣市町に対し公営住宅の活用について応援を要請する。

また、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、国有財産(未利用地、庁舎、国家公務員宿舎)の借り上げ等により、避難場所の早期解決に努めるものとする。

第6 応急仮設住宅の運営管理

市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第7 空家に係る二次災害防止対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第8 石綿応急措置の実施

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者(所有者・管理者)は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、市は周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

第15節 医療助産計画

【主な実施機関】 医療救護班

第1 計画の方針

災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産の処置を実施し、被災者を保護するために必要な事項を定める。

第2 実施責任者

災害時における被災者の医療又は助産の実施は、市が行う。この場合、日本赤十字社福井県支部、坂井地区医師会あわら市支部に救護を依頼し、協力を求めるものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行う。

なお、福井DMAT指定病院は、県の要請により災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送などの医療救護活動を行う。

また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、県の要請により、現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送などの医療救護活動を行い、災害支援ナースは、県の要請により、現場活動、病院支援、診療補助などの医療救護活動を行う。

第3 救護班の編成

- (1) 救護班の編成は、1班あたり概ね3～6名（医師1名、看護師2～3名、その他）とする。なお、災害急性期（救命率が高い48時間以内）に活動する災害派遣医療チーム（DMAT）については、1チームあたり概ね5名程度（医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。
- (2) 坂井地区医師会あわら市支部及び県と緊密な連絡をとり、必要に応じ応援を要請するものとする。

第4 医療薬品及び医療器材の調達

医療及び助産に必要な薬品、医療器材は手持品を繰替え使用するものとするが、手持品がなく不足した場合は取扱い業者から調達するものとする。なお、市内において確保不能又は困難な場合は、県に要請するものとする。

第5 患者等の搬送力の確保

患者、医療従事者及び医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県

へ支援要請を行うものとする。

要請を受けた県は、消防等関係機関との連携により広域的な搬送体制を確保するとともに、自衛隊、警察庁等関係省庁に輸送手段の優先的確保について配慮の要請を行う。

第6 災害救助法に基づく医療

災害救助法に基づく医療は、原則として救護班が行う。

災害救助法が適用された場合は、県の救護班（坂井健康福祉センター(保健所)、公的医療機関及び県から委託を受けた日本赤十字社救護班並びに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療班）により実施されるが、市においても坂井地区医師会あわら市支部と災害医療に伴う協定書を締結し、同医師会の策定する災害医療対策要領に基づき、救護班を編成し、応急対策に備えるものとする。

1 医療を受ける者

応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者

2 医療の範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

3 医療の方法

救護班により実施するものとするが、その編成は坂井健康福祉センター(保健所)による救護班、公的医療機関による救護班、県から委託をうけた日本赤十字社救護班並びに坂井地区医師会あわら市支部医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会救護班、県とDMAT指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム(DMAT)、県が要請する災害派遣精神医療チーム(DPAT)及び災害支援ナースとする。

4 費用及び期間

災害救助法の定める費用は県が定める額とし、期間は、災害の発生の日から14日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

- (1) 救護班による使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費
- (2) 病院又は診療所による国民健康保険の診療報酬の額以内
- (3) 施術者による協定料金の額以内

第7 災害救助法に基づく助産

1 助産を受ける者

災害発生日の以前又は以後7日以内に分娩した者で助産の途を失ったもの

2 助産の範囲

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 助産の方法

救護班により実施することを原則とするが、実情により助産師により実施するものとする。

4 費用及び期間

災害救助法の定める費用は県が定める額とし、期間は、災害発生日の以前又は以後7日以内に分娩した者に対し、分娩の日から7日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

- (1) 救護班による使用した衛生材料等の実費
- (2) 助産師による当該地区の慣行料金の8割以内の額

第8 こころのケア

市は、必要な場合、県に対し被災者及び救護者のこころのケア対策を要請する。県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）を編成し、医療救護班と連携して精神科医療及び精神保健活動に当たるものとする。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置するものとする。

注）災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）：自然災害や犯罪事件及び航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

第9 保健所機能の確保

市は、必要な場合、県に対し保健所（保健センター）の機能確保を要請する。

県は、次のいずれかに該当すると認める場合、市の保健医療行政の指揮調整機能等を支援するため、1班あたり5名程度（公衆衛生医師、保健師その他の保健医療専門職、業務調整員で構成）からなる災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を被災市町へ派遣する。

- 1 複数の市町にまたがる災害の場合
- 2 保健所機能が著しく低下している、またはその恐れがある場合
- 3 市町に甚大な被害が発生している、またはその恐れがある場合
- 4 その他、健康福祉部長が必要と認めた場合

注）災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team）：災害が発生した際に、被災都道府県等の保健医療福祉調整本部及び保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を支援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する派遣チーム

第10 医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心にあらかじめ作成した計画に基づき、応急復旧が円滑に行われるよう努める。

第16節 ボランティア受入計画

【主な実施機関】 福祉班 社会福祉協議会

第1 計画の方針

相当規模の災害においては全国各地から、多くのボランティア及び関係団体等の参集が予想されるため、市は、平常時から社会福祉協議会や各種の災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するとともに、その活動環境の整備を図るものとする。

災害時においてはこれらの活動を被災者のニーズと適時適切に結び付け、救援救護活動及び被災者の生活支援を効果的に進める方策を講ずる。

なお、救援活動へのボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境を整備し、相互の協力関係を確立する。

第2 ボランティアの種類

- (1) 福祉等のボランティア従事者、市内外からの災害ボランティア希望者
- (2) 特殊技能者（医師、看護師、土木・建築技術者等）
- (3) 応急危険度判定士（必要とする場合、派遣を県に要請する）

第3 災害時におけるボランティア活動の支援調整

ボランティアの活動を支援・調整するため、社会福祉協議会や各種の災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等との連携による体制の整備を図るとともに避難施設、救護物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

1 ボランティア拠点の設置

ボランティアの受入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、多数のボランティアを必要とする場合は、いきいきテラス いちひめ（老人福祉センター市姫荘）等をボランティア拠点として提供し、特殊技能を有するボランティアなど必要としているボランティアの分野や場所に関する情報提供を行うなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られる

よう支援を行う。

社会福祉協議会にボランティア受入れの窓口を設置し、被災地におけるボランティア活動参加希望者等に対して、広く情報発信を行う。また、全国から寄せられる救援救護活動への参加を希望するボランティア等の問い合わせに対しても統一的に対応するものとする。

なお、災害状況に応じて、ニーズにあったボランティアを県に要請する。

2 社会福祉協議会の役割

各ボランティア団体等の中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるよう協力する。

3 関係機関との連携

県、県社会福祉協議会、日本赤十字社福井県支部、あわら市赤十字奉仕団、その他のボランティア関係機関・団体との連携を図り、ボランティアの受入れをはじめとして、把握したボランティアニーズの情報提供をあらかじめ災害ボランティアセンター等へ行い、ボランティアの円滑な参加が図れるよう体制づくりを行う。

また、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えてボランティア保険に加入するものとするが、市災害対策本部及び市災害ボランティアセンターが設置されるような相当規模の災害が発生した場合には、ボランティア保険加入経費などの災害ボランティアセンターの活動にかかる経費に対して、福井県災害ボランティア活動基金の支援を受けることができる場合がある。

第17節 遺体の搜索及び処理並びに埋葬等計画

【主な実施機関】 環境班 消防組合 消防団 警察署 海上保安署

第1 計画の方針

災害時において死亡していると推定される者の搜索及び遺体の収容、処理、埋葬及び火葬（以下「埋葬等」という。）を実施する。

第2 遺体の搜索

1 実施責任者

遺体の搜索は市が行う。また、災害救助法が適用された場合は、県の救助事務を委任された市が行う。

2 搜索の対象

災害により行方不明の状態の者で、各種の事情からすでに死亡していると推定されるものに対して行う。

3 搜索方法

搜索の方法は、人夫及びその他機械器具等を借り上げて実施するが搜索隊の編成は、災害対策本部、あわら警察署のほか防災関係機関等をもって行う。

4 応援要請等

(1) 市は、被災その他の事情により搜索の実施が困難と考えられるとき、又は遺体の流失等により他の市町に漂流していると考えられるときは、県、自衛隊（県に派遣要請）及び近隣市町又は遺体漂着が予想される市町に搜索の応援を要請するものとする。

(2) 応援要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持ち物等
- ウ 要請人員及び必要な機械器具等
- エ その他必要な事項

5 費用及び期間

災害救助法の定める費用は県が定める額とし、期間は災害発生の日から10日以内と

する。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

第3 遺体の収容、処理

1 実施責任者

遺体を発見したときは、市は速やかに県警察本部及び警察署長並びに海上保安部署長（海上の場合）に連絡し、その見分を待って必要に応じ、次の方法により遺体を処理する。

2 遺体の収容、処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期のため遺体識別等のための洗浄・縫合消毒の処置、遺体の一時保存あるいは捜索を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施する。

3 方法

遺体の収容、処理は、市において、収容、処理場所を借り上げ、又は仮設し、捜査機関が検視又は調査を行い、救護班又は現地医師が遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

4 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、県の救助事務を委任された市が遺体の処理（遺体の一時保存）を行うが、その実施基準は次による。

(1) 遺体の処理は、災害により社会的混乱を来し、その処置を要するとき行うものとし、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

(2) 遺体処理の内容

遺体の処理は、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施するものとする。

ア 検視又は調査

捜査機関が、死因が犯罪に基づくものであるかどうかを判断するため、遺体の状況を調査する。その際、事件性があれば検視を行う。

イ 検案

医師が、遺体についての死因その他について医学的検査を行う。

ウ 遺体の洗浄、縫合、消毒などの処置

エ 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、また死亡者が多数のため、短時

間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院・学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

(3) 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし期限内において遺体の処理を打ち切ることができないときは、遺体捜索の場合の期間延長の例による。

(4) 費用の範囲及び限度

ア 遺体の検索、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び遺体の一時保存のための費用は、知事が定める額とする。

イ 検案料は、救護班が実施した場合は支出しない。その他によった場合で費用を必要とする場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ウ 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算した額以内とする。

第4 遺体の埋葬等

1 実施責任者

市は、災害の際に死亡した者で必要と認めた場合、応急的な埋葬等を行うものとする。また、災害救助法が適用された場合は、県又は県から委任を受けた市が行う。

ただし、市において実施困難な場合には、近隣市または県に応援要請を行うものとする。

2 埋葬等の対象

災害で死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋葬等を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合及び埋葬等施設が損傷して使用できないときは、遺体の応急的な埋葬等を実施するものとする。

3 埋葬等の方法

埋葬等の方法は、埋葬若しくは火葬に付し、棺、骨壺等を遺族に支給するものとする。なお、埋葬等の実施に当たっては、次の事項に留意して行う。

(1) 事故死等による遺体については、あわら警察署から引き継ぎを受けた後埋葬等を行う。

(2) 身元不明の遺体については、遺体の確認、行方不明者の調査及び身元引受人の発見に努めるが、これが不可能なときはあわら警察署その他関係機関に連絡し、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに遺留品を保存して身元発見の調査に当たり、遺体は埋葬する。

(3) 被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬等は、行旅死亡

人としての取扱いによる。

4 災害応急埋葬場

- (1) 災害で死亡した者を火葬に付する場合は、代官山斎苑又は最寄りの火葬場を使用するものとする。ただし、災害の状況による非常緊急時には、知事の許可を受けて応急仮設火葬場を設置し、現場処理を行うものとする。
- (2) 身元不明の遺体の埋葬については、代官山斎苑内において処理するものとする。

5 広域的な火葬の実施体制

災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平常時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、県と連携して、県内及び県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講ずるものとする。

6 費用及び期間

災害救助法の定める費用は県が定める額とし、期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

第5 海上漂流遺体の捜索

1 実施責任者

「第2 遺体の捜索」のとおりであるが、遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、市は県に対して海上保安署等の応援要請を行うものとする。

2 捜索の方法

県からの漂流遺体の捜索要請を受けた敦賀海上保安部（福井海上保安署）は、所属の巡視船艇、巡視船、航空機等により捜索に当たるものとする。

この場合、市、消防機関、水防機関、警察等の捜索船艇が同一海域において捜索作業に従事している場合は、情報交換等の連絡を密にして、効果ある捜索活動を行うものとする。

3 遺体の処理等

「第3 遺体の収容、処理」、「第4 遺体の埋葬等」と同様の取扱いとする。

第18節 障害物の除去計画

【主な実施機関】 土木班 産業班 下水道班

第1 計画の方針

災害時において、災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施に支障となるもの及び災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で住民の生命、身体及び財産に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去し、被災者の保護と交通の確保を図る。

第2 実施責任者

- (1) 道路及び河川（農業排水、都市排水を含む。）に運ばれた障害物の除去についての実施は、道路管理者及び河川管理者が行う。
- (2) 住民の生命、財産等の保護のための障害物の除去は市が行うが、現場に市本部員等がない場合には警察官が行うことができる。また、災害救助法が適用された場合は、県から委任を受けた市が行う。

なお、市で対処できないときは、近隣市町又は県に除去作業の実施若しくは必要な要員、資器材の応援を要請する。

第3 障害物除去の実施

- (1) 除去作業は、土木班が中心となり、市有機械を用い、又は土木建設業者の協力を得て、速やかに実施するものとする。
- (2) 市は、障害物の除去について、自衛隊の協力を必要と判断した場合は、県に対し自衛隊の派遣を要請するものとする。
- (3) 除去作業は、緊急やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行うものとする。

第4 実施対象物

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするもの
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするもの
- (3) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするもの
- (4) その他公共的立場から除去を必要とするもの

第5 障害物の集積保管場所

障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所（盗難等の危険のない場所）で、道路交通等に障害とならない国、県、市有地を選ぶものとする。ただし、国、県、市有地に適当な場所がないとき、又は緊急でやむを得ないときは私有地を使用するものとするが、この場合、所有者に書類又は口頭で了解を求め、事後の処理には万全を期し、所有者に対し、損害を与えたときは損害賠償をするものとする。

第6 道路関係障害物除去

- (1) 土砂等の崩壊による場合は、次の区分により除去を行うものとする。
 - ア 国道 福井河川国道事務所、三国土木事務所
 - イ 県道 三国土木事務所
 - ウ 市道 市
- (2) 除去の方法は崩壊の程度により消防機関、地元住民による除去又は請負による除去により実施する。
- (3) 道路状況により交通規制、迂回路が必要な場合は、あわら警察署と協議し、適切な処置をとるものとする。
- (4) 電柱、電線等公共物の倒壊による場合は、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。
- (5) 緊急車両の通行を妨げている放置車両の撤去については、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路管理者が区間を指定して車両の運転者に移動を命令するとともに、運転者が不在の場合等は道路管理者が自ら車両を移動する。

第7 住宅関係障害物除去（災害救助法が適用された場合の障害物除去の基準）

1 対象

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれた障害物の除去に限るものであること。
- (3) 自らの資力をもって当該障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

2 費用及び期間

災害救助法の定める費用は県が定める額とし、期間は災害の発生の日から10日以内

とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

第19節 文教対策計画

【主な実施機関】 教育班 給食班

第1 計画の方針

災害時において、文教施設が被災した場合の児童生徒応急教育、教職員の確保、学校給食の措置及び教科書、学用品等の調達、配給、授業料の減免等について定める。

第2 応急教育計画

1 文教応急対策

文教施設が被災した場合、市及び教育委員会は、緊急に協議し、応急復旧対策及び応急教育を実施するものとする。ただし、県立の施設にあつては県が実施する。

- (1) 災害の種類、規模等によりその対策はそれぞれ異なるが、被災程度を迅速に把握し、応急復旧可能な場合はできるだけ速やかに補修し、施設の確保に努めるものとする。
- (2) 被災により学校施設の全部が用途に供し得ない場合は、隣接学校の余剰教室・特別教室を借用し、分散授業を実施する。この場合余裕学校がなく、又は不足して被災学校の児童生徒を収容し得ない場合には、臨時的施設（プレハブハウス）等を見積もるほか、公民館等の建物に応急収容し、分散授業を実施する。
- (3) 被災により学校施設の一部が用途に供し得ない場合は、学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所について、応急修理又は補強を実施し、できる限り休校となるのを避ける。なお、必要に応じて二部授業、圧縮学級の編成などの措置を講ずる。特に、受験期（12～3月）においては、被災地の状況に応じ、被災していない隣接地域の施設を借用するなどして、速やかな授業の再開に努めるものとする。

2 教職員の確保

教育委員会は、罹災職員の状況を把握し、次のような措置を講ずる。

- (1) 罹災職員が軽症の場合（1カ月以内治癒見込のとき）は、校内の職員をもって調整する。
- (2) 罹災職員の治癒見込みが1カ月以上にわたるときは、代替教員をあてる。ただし、治癒の見込みが1カ月以内にあつても罹災職員が2人以上であるときは、授業実施の状況に応じて必要教職員を補充する。
- (3) 市内で調整が不可能なときは、県に教職員の派遣を要請する。県は、補充教職員名簿を整理し、市町間の便宜を図る。

3 教材、学用品等の調達及び給付

被災した学校の学校別、学年別、教科別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、教科書供給所、教科書発行所等に連絡してその供給を求め、又は同一教科書使用の学校に古本の供与を依頼して調達し配分する。特に、受験期（12～3月）においては、教科書その他学用品を速やかに提供するよう努めるものとする。

第3 災害救助法による学用品の給与基準

1 実施責任者

市及び教育委員会が教材学用品の調達及び給付を行う。また、災害救助法が適用された場合の学用品の給付は、県又は県から委任を受けた市が行う。

2 対象者

災害によって住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある児童、生徒

3 配分基準

被害の実状に応じ、教科書及び学用品等を現物により支給する。

4 費用及び期間

災害救助法の定める費用は県が定める額とし、期間は教科書については災害発生の日から1カ月以内、文房具、通学用品については災害発生の日から15日以内に行う。

第4 学校給食の措置

1 給食の確保

- (1) 給食センターが被災した場合は、教育委員会は速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するよう努め、できる限り給食を継続する。
- (2) 復旧措置は、施設及び設備とし食品取扱等衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒が発生しないよう努める。
- (3) 災害時における応急配給は、文部科学省及び農林水産省総合食料局の定める「災害時における応急配給」により給食物資の確保と輸送に万全を期するものとする。
- (4) 教育委員会は、給食物資に関する所在場所及び在庫数量を常に把握し、給食物資の貯蔵保管については常に安全備蓄を考慮した保管を行うものとする。

2 炊出し等に協力する基準

緊急に給食センターを使用して炊出しを実施する場合、災害救助法を適用する分については法の定めるところによるが、法によらない分については教育委員会の承認を受けて実施する。

3 被害物資の処分

教育委員会は、被害を受けた給食物資についてその状況を把握し、県学校給食会に報告して、その物資の処分方法について指示を受けるものとする。

第5 保健厚生対策

1 罹災教職員、児童生徒の保健管理

災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒に対し、県の指示又は協力により感染症予防接種や健康診断等を実施する。

2 被災学校の清掃、消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症予防法」という。）に基づき県の指示又は協力により校舎等の清掃、消毒を行う。

第6 社会教育施設等応急対策

公民館及びその他の社会教育施設や体育施設は、災害時において避難所、災害対策現地本部などに利用されるので、施設の被害状況を直ちに調査するとともに、その応急修理又は補強を実施する。

第7 文化財保護対策

1 災害発生の届出

文化財について災害が発生した場合には、所有者（管理責任者）は速やかに文化財保護法（昭和25年法律第214号）、福井県文化財保護条例（昭和34年条例第39号）及びあわら市文化財保護条例（平成16年条例第135号）の規定に基づき県教育委員会及び市教育委員会に届け出なければならない。

2 文化財の保護復旧

教育委員会は、前項の届出を受けた場合は、直ちに係員を現地に派遣し、被害状況を把握し、その現状を維持するように努めるとともに、復旧対策を講ずる。

第20節 就学前教育・保育対策計画

【主な実施機関】 福祉班

第1 計画の方針

就学前教育・保育施設の被災及び職員の罹災により通常の就学前教育・保育業務ができない場合に対処する。

第2 就学前教育・保育施設の応急対策

就学前教育・保育施設が被災し、その施設の全部又は一部が就学前教育・保育の用途に供しなくなった場合は、復旧に至るまでの間、応急施設を建設し、又は他の公共施設を一時転用するなどして代替施設の確保を図るものとする。

第3 職員の確保対策

罹災保育職員の状況を把握し、職員に不足を生じた場合は次の方法によりその確保を図る。

- (1) 保育免許保有者又は経験者を臨時に採用する。
- (2) その他の職員については、市職員を臨時に充当させるものとする。

第4 市立以外の保育施設応急対策

災害時において市立以外の就学前教育・保育施設の応急対策については、その施設の管理者が行うものとするが、市は、応急対策の実施について可能な限り協力をするものとする。

第21節 輸送計画

【主な実施機関】 総括班 管理班 土木班

第1 計画の方針

災害時において、被災者の避難、災害応急対策要員、災害応急対策用の資材生活必需品及び援助物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施する。輸送については、地域内輸送拠点（トリムパークかなづ）を速やかに開設するとともに、県が設置する広域物資輸送拠点と連携し、各避難所までの輸送体制を確保するものとする。

第2 輸送計画の策定

市及び防災関係機関は、その所管する災害対策の実施に当たっては、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等により輸送を行うとともに、その所管する業務について、災害時における輸送に関する計画を策定しておかなければならない。

1 輸送力の確保

災害対策の実施にあたり必要とする車両等が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により輸送力を確保するものとする。

(1) 民間業者等への依頼

市域の自家用及び営業用車両等の所有者に対し、あらかじめ協力を依頼し、災害の程度に応じ出動要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動に当たって、市内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達あっせんの要請を行う。

(3) 自衛隊の要請

災害の状況により自衛隊による輸送を必要とするときは、県に対して自衛隊災害派遣を要請する。

2 輸送の方法

(1) 鉄道による輸送

災害により鉄道輸送のみ可能な場合は、鉄道輸送を行う。

(2) 自動車による輸送

災害により鉄道輸送が不可能な場合又は自動車による輸送が迅速、確実な場合には、自動車による陸路輸送を行う。

ア 市有のもの

総務調整部管理班は稼働可能数の掌握、配車を行う。

各部が自動車を必要とするときは、総務調整部管理班に配車要請を行う。

イ その他のもの

各部からの要請により、市有のものだけでは不足する場合、又は不足が予想される場合は、総務調整部管理班は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業車あるいは自家用車の確保を図るものとする。

(3) 航空機による輸送

航空機による輸送が迅速、確実な場合又は緊急を要する場合には空路輸送を行う。この場合県に対して県防災ヘリコプター又は自衛隊航空機（ヘリコプター）の災害派遣を要請するほか、民間航空機の借上げを行う。

(4) 人力による輸送

災害により機械力輸送が不可能な場合又は人力による輸送が適当な場合には人夫等による輸送を行う。

第3 災害救助法が適用された場合の輸送計画

1 輸送の実施責任者

災害救助法が適用された場合の応急的救助の実施は、県から委任を受けた市が行う。応急救助は緊急を要するため、輸送手段を考慮して輸送力の確保に努めるものとする。

2 輸送を伴う救助の範囲および期間

災害救助法による応急救助を実施するために必要な輸送としては、次に掲げるものが考えられる。

対 象	期 間
被災者の避難	2日以内
医療及び助産	14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
救済用物資等の運搬	輸送する物質により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間以内
遺体の捜索・処理	10日以内

ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。また、上記に掲げる場合以外であっても、十分な救助がなし難い場合は、事前に内

閣総理大臣の承認を得て、これを行うことができる。

3 輸送費

災害救助法の定める費用の額は、県の定めるところによる。

第22節 交通対策計画

【主な実施機関】 総括班 土木班 消防組合 警察署

第1 計画の方針

災害時における交通支障箇所の通報連絡体制を強化し、道路、橋梁の破損箇所の応急復旧、若しくは交通規制等を実施して交通の混乱を防止するとともに、交通の確保を図る。

第2 通報体制と応急対策

- (1) 道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等について災害時に危険と予想される箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には土木班により当該道路、橋梁の被害状況を調査する。
- (2) 道路管理者は、被害状況の調査結果、支障箇所を発見したときは、直ちにその道路名、橋梁名、支障箇所区域、迂回道路の有無、その他被害の状況等についてあわら警察署その他関係機関に通報する。
- (3) 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、架橋の設備等の応急工事、冠水したアンダーパス部等の排水作業等により、交通の確保を図る。なお、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報するものとする。
- (4) 応急対策の実施に相当な日数を要する場合は、被害箇所の復旧対策と同時に、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路（迂回道路）を開設し交通の確保を図る。
- (5) 一路線の交通が相当期間途絶する場合は、付近の道路網の状況により適当な代替道路（迂回道路）を選定し、交通の確保を図るとともに標識及び表示を行い交通機関に対する必要な指示を行う。
- (6) 道路施設の被害が広範囲にわたり代替道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶の状態になり、応急対策実施上重要かつ緊急を要する場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請し、交通の確保に努める。
- (7) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

第3 交通規制に関する措置

(1) 規制の実施及び緊急交通路の指定

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施するとともに、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。当該計画の中で、緊急交通路指定路線に選定している北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道の各道路を必要に応じ指定し、警察庁の調整のもと、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。

また、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要幹線道路を必要に応じ指定する。

(2) 規制区間における警察官、自衛隊、消防吏員の措置命令等

ア 警察官の措置命令等

警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

イ 自衛官、消防吏員の措置命令等

通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第3項の規定に基づき、車両その他の物件の移動等必要な措置命令を行うことができる。

また、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3第4項の規定に基づき、同様の措置を行うことができる。

なお、自衛官及び消防吏員がこの措置を行ったときは、直ちに、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第4 規制標識の設置

道路法による交通規制を行った場合には、速やかに通行の禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会へ通知するとともに、あわら警察署に連絡のうえ、規制標識を設

置する。ただし、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、通行を禁止、又は制限したことを明示し、関係職員をもって現場において指揮させるものとする。この場合に関係職員がやむを得ない事由により現場指導できないときは危険防止の最善の方策を施してこれに替えるものとする。

交通規制を行った場合に設置する規制標識は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号）第3条に定める標識とするが、緊急でやむを得ないときには可搬式標識をもってあてることができる。

第5 通行禁止及び制限の手続等

1 交通規制の区分

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。	歩行者車両等	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項
		災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。	緊急通行車両等以外の車両	災害対策基本法第76条
警察署長	同上	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。	歩行者車両等	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがあり、緊急の必要があると認めるとき。	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法第46条第1項

2 交通規制の手続等

(1) 道路管理者、公安委員会及びあわら警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合、又は災害時における交通の確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限等の交通規制を実施するほか、迂回路の設定や代替路線の指定等を行う。

- (2) 道路管理者又はあわら警察署長は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制内容等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難、又は不可能なときは、適宜の方法により、通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現場において指示に当たる。
- (3) 道路管理者及びあわら警察署長は、通行の禁止、制限の規制に係る「車両通行止め」「まわり道」「工事中」等の道路標識又は立看板等の設置方法等について相互に連絡、把握しておくものとする。
- (4) 車両の運転者は、道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を他の場所に移動しなければならない。なお、車両の運転者がいない場合等は、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路管理者が自ら車両を移動させる。

第6 緊急通行車両

(1) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両及び事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第32条の2第2号の規定に基づき、下記に掲げる車両とする。

○第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両

車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等
自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両(特殊ナンバー車両)
緊急通行車両	必要	—	指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両等
事前届出対象の規制除外車両	必要	可	民間事業者等による災害対策対応車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両

○第二局面（道路復旧が進み、ある程度の交通容量が確保）で通行可能な車両

車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
事前届出対象外の規制除外車両	必要	不可	規制除外車両の拡大 ※ タンクローリー(燃料輸送)・バス(被災者等輸送)・霊柩車・大型貨物自動車(生活用品輸送)

(2) 緊急通行車両等確認標章及び証明書の交付等

県公安委員会は、「緊急通行車両の確認等に関する規程」（令和5年福井県公安委員会規程第19号）に基づき、緊急通行車両及び規制除外車両に対し、災害対策基本法施行規則第6条の2の規定に基づく確認標章及び証明書を交付する。また、同規程に基づき、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

第23節 要員確保計画

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

災害時における災害応急対策活動を積極的に進めるため、防災関係機関及び関係団体により可能な要員を確保するための措置について定める。

第2 要員の確保

1 実施責任者

災害応急対策を実施するための要員の確保については市が行う。

市のみでは必要な労働者等の確保ができないときは、県に要員の確保を要請する。

2 要員確保の方法

要員の確保は、災害規模、程度によって必要な要員を次の方法により確保する。

- (1) 災害応急対策実施機関の常用労務者及び関係者等の労働者の動員
- (2) あわら市赤十字奉仕団、その他民間各種団体のボランティアの協力動員
- (3) ハローワーク三国（三国公共職業安定所）のあっせん供給による一般労働者の動員
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員
- (6) 上下水道事業者による応急復旧・給水活動などの技術者等の動員

また、市は、応急対策の実施において不足する一般労働者の確保状況を県に連絡し、県はこれを取りまとめ、当該労働者に係る労働条件を提示の上、速やかに福井労働局に対しあっせんに要請する。

第3 応援要請

1 相互応援

- (1) 応援要請は、市域に係る災害において応急措置を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第67条の規定に基づき、市は他の市町に対して行うものとする。

- (2) 相互応援協定の締結

ア 市は災害応急対策の速やかな実施を図るため、あらかじめ次の事項について、広域的又は近隣との相互応援協定を締結しておくものとする。

- ① 応援の範囲及び区域
- ② 応援の方法
- ③ 応援担当業務
- ④ 費用の負担

イ 本市において締結されている相互応援協定は、次のとおりである。

- ① 福井県市町災害時相互応援協定
- ② 越前・加賀みずといで湯の文化連邦相互応援協定
越前・加賀みずといで湯の文化連邦に加盟する市（石川県加賀市・福井県あわら市・坂井市の3市）がいずれかの市域において災害が発生した場合に相互に救援協定し、応急対策及び復旧活動を遂行するための協定
- ③ 石川県加賀市・小松市との近隣市防災協力体制協定
- ④ 高知県香美市との災害時相互応援協定
- ⑤ 新潟県妙高市との災害時相互応援協定
- ⑥ 長野県茅野市との災害時相互応援協定
- ⑦ 栃木県小山市並びに富士宮市、西宮市及び南砺市との災害時相互応援協定
- ⑧ 茨城県下妻市との災害時相互応援協定
- ⑨ 近畿地方整備局との災害時の応援に関する申し合わせ

2 県に対する応援要請

- (1) 市は、応急措置を実施するため必要があるときは災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対して応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。
- (2) 県は他の市町長に対して応援を求めるときは、次の事項を示して行うものとする。

- ア 応援を必要とする事項
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 必要人員
- エ 従事期間
- オ 要員輸送その他必要事項

- (3) 知事の指示による応援協力

市は、災害対策基本法第72条の規定に基づき、県から他の市町を応援すべき指示を受けた場合は、速やかに応援隊を編成し派遣するものとする。

第4 奉仕団等の編成及び活動

災害時には、日本赤十字社福井県支部のほか、あわら市赤十字奉仕団、自治会等の各種団体並びに民間組織の協力を得て、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

1 日本赤十字社福井県支部の協力

- (1) 日本赤十字社福井県支部は、発生した災害について、災害救助法が適用された場合「災害救助法による救助又はその実施に関する委託協定書」に基づき、県の要請により市域に救護班及び現地医療班を出動させ、医療及び助産並びに遺体の処理等災害救助活動に協力するものとする。
- (2) 日本赤十字社福井県支部は、災害の状況により市から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

2 民間奉仕団体及び活動範囲

(1) 奉仕団の編成

ア 日赤奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、市域に日赤奉仕団を編成し、民間奉仕団体と連絡調整を図り労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

イ 自治会及び自主防災組織

- ① 局地災害の場合は、隣接自治会及び自主防災組織は積極的に協力するものとする。
- ② 市全域にわたる災害の場合は、市の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。
- ③ 自治会長及び自主防災組織の長は、市の要請に対して積極的に協力体制を組むものとする。

ウ 防災士会及びその他団体並びに有志者

防災士会及びその他各種団体並びに有志者においては、必要に応じ市の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

(2) 奉仕団の名称等

奉仕団には各団体別に名称を付し、団長及び班長等を置き奉仕協力活動の実態に即した編成をするものとする。

(3) 奉仕団の協力活動範囲

- ア 被災者の避難誘導（誘導責任者は自治会長又は自主防災組織の長）
- イ 被災者の救出及び保護
- ウ 被災者及び災害応急対策従事者に対する炊出し
- エ 清掃及び防疫
- オ 災害応急対策用物資、資材の輸送
- カ 食料、医療品等の整理、輸送
- キ 義援物資の整理、輸送

- ク 被災者の家財の監視
- ケ 救援隊、自衛隊に対する協力
- コ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- サ その他応急業務の協力

3 記 録

奉仕団体等を受け入れたときは、記録を整備しておかなければならない。

- (1) 奉仕団の名称
- (2) 奉仕した活動内容及び人員又は氏名
- (3) その他参考となる事項

第5 労働者の雇上げ

1 労働者の雇上げ

災害救助法が適用された場合において、災害応急対策の実施が災害対策本部職員、防災関係機関及び奉仕団の動員のみで労力的に不足し、又は特殊作業のため技術的な労力を必要とするときは、労働者を雇上げするものとする。

2 範囲と期間

災害救助法による災害応急対策を実施するために必要な労働者の雇上げとしては、次に掲げるものが考えられる。

範 囲	期 間 (災害発生の日より)
被災者の避難	2日以内
医療及び助産の移送	14日以内
被災者の救出、救護	3日以内
飲料水の供給	7日以内
救援物資の整理、配分及び輸送	輸送する物資により異なり、それぞれ救助実施が、認められた期間内
遺体の捜索	10日以内
遺体の処理	10日以内

ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。また、上記に掲げる場合以外であっても、十分な災害応急対策がなし難い場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これを行うことができる。

賃金職員等雇上費は、ハローワーク三国（三国公共職業安定所）の業種別標準賃金の例による。

第6 従事命令、協力命令

災害応急対策実施のため要員が、奉仕団の動員及び労務者の雇上げ等の方法によってもなお不足し、他に確保の方法がないとき、若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発して応急対策を実施するものとする。

従事命令等の種類等と執行者等

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者	対象者
消防、水防、救助等の応急措置	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市長	◎応急措置実施現場にいる者
	従事命令	災害対策基本法 第65条第2項	警察官	
災害応急対策警報、避難、消防、水防、救難、救助等 (災害救助作業を除く)	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項、第71条第2項	知事 市長(知事の委託による)	
	協力命令	災害対策基本法 第71条第1項、第71条第2項	知事 市長(知事の委託による)	
災害応急対策 (危険防止の措置)	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警察官	◎その場に居合せた者 ◎その事物の管理者 ◎その他関係者
消防作業	従事命令	消防法第29条 第5項	消防吏員 消防団員	◎火災現場付近にいる者
水防作業	従事命令	水防法 第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長	◎区域内に居住する者 ◎水防現場にいる者

第24節 環境衛生対策計画

【主な実施機関】 環境班 医療救護班 産業班 下水道班 給食班

第1 計画の方針

災害時における被災地の清掃及び防疫活動を迅速かつ的確に行うことにより衛生的環境を確保し、感染症の発生を防止するための方策について定める。

第2 清掃計画

被災地におけるごみの収集及びし尿のくみ取り処分等の清掃業務を適切に行うとともに、災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）への対応を適切に実施し、環境衛生に万全を期するための計画である。

1 実施責任者

被災地における清掃業務の実施は本部長が行うものとする。ただし、本市単独で実施できないときは、県もしくは他の市町から応援を得て実施するものとする。

2 応急清掃の基準

被災地における応急清掃は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

3 ごみ及びし尿の処理施設の選定基準

既設の処理施設が被災した場合における応急処理施設の選定は、ごみ及びし尿を衛生的に処理するため、次により行うものとする。

- (1) ごみ及びし尿を適切に処理できる場所であること。
- (2) 処理施設の数は地理的条件を考慮し、あらゆる災害を予想して適当数を選定すること。
- (3) 処理施設は人家から相当の距離を有し、ごみ及びし尿の処理により衛生上影響のない場所であること。
- (4) ごみ及びし尿処理施設の消毒は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）（以下「感染症予防法施行規則」という。）に定める消毒法により行うものとする。

4 応急清掃の実施要領

(1) ごみ収集処理方法

ア 収集運搬

被災地におけるごみの排出状況に応じ、清掃車を集中的に配置し、災害により排出されたごみを能率的かつ衛生的に収集し、処理施設へ運搬する。ただし、排出量が市の収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、県に対して応援を要請し、トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬するものとする。

イ 処理処分

災害の規模によって排出されるごみの質量は異なるが、水害によって排出されるごみの場合は、水分の多い難燃性のごみが大部分を占めるので、収集したごみは直接福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターで焼却処分、又は埋立て処分にて処理する。また、地震等による災害の場合は、可燃性の大型ごみが大量に排出されるので、焼却（破砕）と埋立てにより処分する。なお、被災が広域にわたり、しかも環境保安上緊急を要する場合は、処理施設選定基準により選定し、確保した処理施設において焼却又は埋立て処分する。

(2) し尿の収集処理方法

ア 収集運搬

被災の状況に応じ、し尿取扱業者の清掃車（バキュームカー）を要請し、能率的かつ衛生的に収集し処理場へ運搬する。ただし、くみ取り料金は、その状況により市が定める。

イ 処理

被災地から収集したし尿は、坂井地区広域連合の処理施設において処理するものとするが、一時に大量のし尿が搬入され、処理施設の処理能力を超える場合又は当該処理施設が被災し処理できない場合には、県と協議し他市町の処理施設に搬入して処理するものとする。なお、被災が広域にわたり、しかも緊急を要する場合で他市町の処理施設を利用して処理することができないときは、処理施設選定基準により選定し、確保した処理施設において衛生的に埋没処理するものとする。

ウ 仮設トイレ等の設置

災害により下水道の使用が不能となった場合は、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。設置基準は、次のとおりとする。

- ① 市有施設（市役所、学校、避難所等）で必要度の高い施設に設置する。
- ② 住民の利用に便利と判断される場所（駅等）に設置する。

また、多様な利用者（車椅子利用者、オストメイト、乳幼児連れ等）に対応

可能な多目的トイレを最低1カ所は設置するよう努めるとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

5 災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。

また、市は災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

また、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、令和5年3月に策定した「あわら市災害廃棄物処理計画」を必要に応じ見直しを行い、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理に努める。

災害時応援協定事業者及び社会福祉協議会、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、ボランティア、NPO等の支援を得て、災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、より効率的に災害廃棄物の処理が行えるよう、地域住民や自主防災組織及びNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、協定を締結している各協会と連携し損壊家屋の解体を実施するが、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

6 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか次の方法で処理するものとする。

- (1) 坂井健康福祉センター（保健所）の指導のもとに適当な場所に集めて消毒を施し埋却処理する。
- (2) 感染症によるものについては、県家畜保健衛生所の指導のもとに消毒し埋却又は焼却の方法で処理する。
- (3) 犬、猫、家禽類についても上記の方法による。

第3 防疫計画

災害時における生活環境の悪化により被災地に発生する感染性疾患の予防を迅速かつ強力に実施し、公衆衛生に万全を図る。

1 実施責任者

- (1) 災害時における応急防疫は、市が行うものとする。
- (2) 市は、市域内の被害が甚大でその機能を十分発揮できないと認める場合は、県に応援及び指導を要請するものとする。

2 防疫業務の実施方法

- (1) 消毒場所
 - ア 宅地及び家屋の内外（台所、便所、寝室等を含む。）・床下
 - イ 畳、敷物、寝具衣類等
 - ウ 汚水停留場所又は湿潤著しき場所等
 - エ その他状況により藪、草むら等
- (2) 消毒方法
 - ア 薬品消毒
 - イ 煮沸消毒
 - ウ 蒸気消毒
 - エ 焼却
- (3) 昆虫等の駆除方法
 - ア 発生源を除去し、発生源となる施設を改善する。
 - イ 薬品等により成虫、幼虫及びさなぎを駆除する。
 - ウ 昆虫等の出入りを防止する設備を設ける。
- (4) ねずみ族の駆除方法
 - ア 殺鼠剤又は捕鼠器により鼠を駆除する。
 - イ 棲息場所を駆除し、営巣材料を適切に処理する。
 - ウ 食物の残廃物等を適切に管理する。
 - エ ねずみ族の出入りを防止する設備を設ける。

3 防疫活動の実施要領

- (1) 情報の収集及び体制

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、関係機関と連絡を緊密にし、防疫の実施計画を作成し、これに必要な器具、資材、薬剤及び人員を確保して防疫体制を整える。
- (2) 市における対策等

県が感染症予防上必要と認め、感染症予防法に基づく命令、指示及び指導を発したとき、市は災害の規模等に応じ、その範囲及び期間を定めて次の方法により速やかに行う。

ア 感染症予防法施行規則第14条及び第16条の規定による疑汚染箇所及び物件の消毒の実施

イ 感染症予防法施行規則第15条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除

ウ 感染症予防法第31条の規定による家庭用水の供給

エ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条及び第9条の規定による臨時予防接種の実施

(3) 防疫活動に必要な人員資材等の確保

ア 人員

本部長は清潔方法及び消毒方法を施行するため必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇上げるものとする。

イ 器材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関又は民間取扱業者等より借入れを図るものとする。

ウ 車両

市有車両を使用するが必要に応じて民間車両を借り上げるものとする。

エ 薬剤

市が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は消毒薬剤取扱業者より購入するほか県薬務主管課にあつせんを要請するものとする。

(4) 地区住民の活動

自己の管理する家屋と敷地等の消毒については、後記4の実施基準に基づき自治会を通じて配布された薬剤で行うものとする。

(5) 感染症患者発生時の処理

ア 感染症予防法に基づき、感染症患者のある家、その他感染症の病原体に汚染し若しくは汚染の疑いのある家においては消毒を実施する。また、感染症予防上必要と認めるときは、県は感染症患者を感染症指定医療機関に入院勧告若しくは入院させることができる。

イ その他感染症予防法及び予防接種法に基づき処理するものとする。

4 防疫業務の実施基準

浸水家屋等の消毒は、次の基準による。ただし、薬品についてはその効用により他の薬品に変更することもある。

なお、これらの薬剤の配布については、自治会を通じて行うものとする。

浸水 程度	薬 品			
	クレゾール (家庭配布用室内)	生 石 灰 (家庭配布用便所等)	オルソ乳剤 (自治会配布用)	スミチオン油剤 (自治会配布用)
床 上	1戸当たり 200cc	1戸当たり 6 kg	1戸当たり 100cc	1戸当たり 500cc
床 下	1戸当たり 100cc	1戸当たり 6 kg	1戸当たり 100cc	1戸当たり 500cc

5 防疫実施体制

災害の規模により防疫活動実施体制は異なるが、災害が激甚で広範囲に及ぶ場合は、1班3名の人員をもって編成し、公共的場所の消毒及び自治会に対する薬剤配布を行うものとする。

6 防疫記録

防疫活動を実施した場合は、次の事項を記録しておくものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 防疫活動状況
- (3) 防疫経費所要額
- (4) 防疫措置の指示命令に関する事項
- (5) 防疫作業日誌

作業の種類、作業量、従事者、実施地域、期間、その他参考事項

7 代執行

市の被害が激甚なため、又はその機能が著しく阻害されたため、市が県の指示命令により行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、県は、市に替わり代執行を行うことができる。

8 家畜の防疫

被災地の畜舎等施設の被害、家畜の状況及び防疫については、県の指導及び指示に基づいて行うものであるが、この場合市は調査、報告事項については県家畜保健衛生所と緊密な連絡をとり、被害の軽減に努めるものとする。

第4 食品衛生対策計画

市は、県と協力して被災地における食品関係業者及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設等）の実態を把握し、被災者の食事について、適切な栄養・食生活指導

を行い、かつ安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施し、食品の衛生状態の保持に努める。また、県が行う食品衛生対策に協力するとともに、県と連携して食中毒発生防止のための措置を講ずる。

(1) 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

県は食品衛生に関する指導を行う。

- ア 臨時給食施設の衛生監視指導
- イ 食品衛生関係業者に対する監視指導
- ウ 水道の水質簡易検査

(2) 避難所等における食品衛生の確保

坂井健康福祉センター（保健所）は、食中毒防止に関するパンフレット等を活用して、次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所の運営責任者等を通じて啓発を行う。また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市と協力して原因を究明する。

- ア 救援食品の衛生的取扱い
- イ 食品の保有方法、消費期限等の遵守
- ウ 配布された弁当の適切な保管と早期喫食
- エ 手洗い、消毒の励行
- オ 食器、器具の消毒

(3) 食中毒発生防止の措置

市は、避難所への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

- ア 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。
- イ 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整
- ウ 避難者等に対し、早期喫食を指導

(4) 避難所における適切な栄養管理

市は、坂井健康福祉センター（保健所）及び災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）並びに日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）などと連携し、避難所等における適切な食事の提供及び栄養管理に関して必要な助言及びその他の支援を行う。

- ア 食料調達に関する業務を担当している部局と連携して、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。
- イ 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

(5) 給食施設に対する支援

坂井健康福祉センター（保健所）は、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

第5 下水道施設の災害応急対策

下水道管理者は、災害の発生時において、下水道等施設の構造等を勘案して、速やかに、下水道等施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプまたは仮設消毒池の設置その他の下水道等施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第25節 海難及び流木対策計画

【主な実施機関】 総括班 海上保安署 警察署

第1 計画の方針

海上並びに沿岸の海難事故を未然に防止し、船舶航行の安全を確保するとともに環境の保全を期する。

第2 海難対策

海上において、タンカー等の事故により火災の発生又は積載油の流出等の事態が発生し、沿岸住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼすおそれがある場合は、人命救助、船舶の救助、消火活動、油拡散防止を実施しなければならない。

1 福井海上保安署の措置

- (1) 人命、船舶の救助
- (2) 初期消火及び延焼防止
- (3) 災害情報の収集、伝達及び関係機関への協力要請
- (4) 遭難船に対する災害局限措置指導及び防除措置命令
- (5) 必要器材の確保、輸送及びオイルフェンスの展張、油処理剤の散布
- (6) 船舶交通の安全確保
- (7) 吸引船による油抜き取り指導、流出油回収指導
- (8) 遭難船の移動手配、指導
- (9) その他の応急措置の実施

2 あわら警察署の措置

- (1) 流出油の漂着等の被害のおそれのある沿岸のパトロール
- (2) 引火物の投棄等危険行為の取締り
- (3) 民心安定のための広報活動

3 市の措置

- (1) 水難救護法（明治32年法律第95号）による人命、船舶の救助
- (2) 救助舟艇の調達、初期消火及び延焼防止
- (3) 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
- (4) 沿岸住民に対する避難指示及び指導

- (5) 流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれのある地先海面への巡回監視
- (6) 消防資材・機材（消防艇、消火剤、油処理剤、オイルフェンス等）の整備
- (7) 漂流物及び沈没品の保管

第3 流木対策

台風、突風、津波、高波等のため、木材運搬船から大規模な木材の流出事故が発生したときは、沿岸住民、航行船舶、漁場活動等の被害防止の実施並びに海上交通安全の確保を図らなければならない。

1 実施責任者

船舶積載木材にあつては、船主又は代理店及び当該木材の所有者等が共同して実施する。

2 福井海上保安署の措置

- (1) 巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒及び船舶交通の整理
- (2) 状況により航行情報、沿岸域情報提供システム等をもって行う船舶に対する周知
- (3) 当該木材所有者、保管責任者、流出船舶の所有者、運行者及び船長等原因者に対する早期収集指導
- (4) 必要に応じ船舶交通の制限又は禁止

3 あわら警察署の措置

- (1) 沿岸の警戒
福井海上保安署と連携のうえ、流木の接岸又は漂着のおそれのある沿岸のパトロール及び情報伝達と警戒に当たる。
- (2) 広報活動
民心安定のための広報活動に当たる。

4 市の措置

- (1) 水難救護法による人命、船舶の救助
- (2) 救助舟艇の調達
- (3) 漂流物等の保管

救助舟艇調達先

組 合 名	組合員数	保有艇数
北潟漁業協同組合	117名	17艇

(R5.12.31現在)

第26節 自衛隊災害派遣要請計画

【主な実施機関】 総括班

第1 計画の方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、知事に対して自衛隊の派遣を要請し、受け入れ体制に万全を期す。

第2 災害派遣要請の基準

天災地変その他の災害において、人命又は財産を保護するための災害応急対策の実施が市の組織等を動員しても、なおかつ不可能又は困難であると認められる場合、若しくは、災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がない場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

第3 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

実施区分	作業内容	備考
1 被害状況の把握	被害状況（現地）偵察	車両、航空機により実施
2 避難の援助	避難者の誘導、輸送	
3 避難者の搜索救助	搜索、救助	通常他の救助作業に優先し実施
4 水防活動の支援	土のうの作成、運搬、積込等	
5 道路又は水路の啓開	啓開、除去等	
6 応急医療、救護及び防疫	被災者の応急診察、防疫、病虫害防除の支援	薬剤等は、通常地方公共団体で準備
7 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師、救援物資の緊急輸送	航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限定
8 消防活動の支援（空中消火を含む）	消防機関の消火活動の協力	利用可能な消防車、防火用具等を使用
9 危険物の保安及び除去	火薬類、爆発物等の危険物の保安措置、除去	方面総監が必要と認めたとき、かつ能力上可能なものについて実施
10 給食及び給水	炊事、給水	
11 入浴支援	避難所等における入浴施設（仮設）の設置	

実施区分	作業内容	備考
12 救援物資の無償貸与又は譲与	生活必需品等を無償貸与又は救じゅつ品を譲与	防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令による
13 その他	自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置をとる	

第4 災害派遣要請の手続

市は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を県（防災主管課）に提出する。ただし、特に緊急やむを得ない場合、その他交通機関の途絶等やむを得ない理由により文書にて連絡がつかないときは、電信又は電話をもって行い、事後速やかに文書を提出するものとする。この場合、口頭で要請する場合の連絡事項は次のとおりである。

なお、この場合において、市は、必要に応じて、その旨及び市の災害状況を自衛隊に通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第5 市の緊急要請

市は、災害状況から事態が切迫し、県との連絡がとれない場合など県に要請するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、県に対して速やかに所定の手続きをとる。

第6 自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められること。

まがないと認められること。

- (5) 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、県の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、県が派遣要請をした場合は、その時点から県の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第7 派遣部隊の受入体制

1 関係機関の相互協力

市は、派遣部隊の移動、現地進入及び災害応急措置に係る補償問題等の発生並びに必要な現地資材の使用等に関して、県、あわら警察署、消防組合等と緊密に連絡し協力し合うこととする。

2 作業計画及び資材等の準備

市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、他の災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないよう効率的な計画を確立するとともに、作業実施に必要な資材を準備し、かつ諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るよう配慮するものとする。

3 他の災害救助復旧機関との情報の交換・共有

自衛隊は、部隊を派遣する場合、連絡を密にする必要があると認められるときは、市の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や消防、警察等と情報の交換・共有を図るとともに、部隊の派遣等に関し連絡調整を行う。

4 派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定したときは、次のとおり速やかに受入れの体制を整備する。

- (1) 自衛隊連絡員を市災害対策本部内に受け入れ、机、椅子（数人分）を配備する。
- (2) 派遣部隊の活動拠点は、市の公共施設等をあてる。
- (3) 災害の状況、部隊の規模によっては野営も考えられるため、野営場所を確保する。
- (4) ヘリポートの設置については、被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊及び県と協議して定める。設置条件としては、平坦（こう配5%以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がない場所が適当である。

第8 派遣部隊の撤収

市は、応急対策、復旧対策等の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するとき、派遣部隊の長と協議の上、県あてに要請する。

第9 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として市で負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- (1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料
- (3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

第27節 警備計画

【主な実施機関】 警察署 海上保安署

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合には社会生活に多くの混乱が予想されるため、あわら警察署は、福井県警察大規模災害警備計画等に基づき、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもと災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防を図るため災害警備活動を実施する。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第2 災害時における警察の任務

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命、身体及び財産を保護し並びに公共の安全と秩序を維持することを任務とする。

第3 災害警備対策

あわら警察署長は、管内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、県警察本部に災害警備本部又は災害警備対策室が設置された場合には、あわら警察署災害警備本部を、警察本部に災害警備連絡室または災害警備準備室が設置された場合には、署情に応じてあわら警察署災害警備連絡室または災害警備準備室を設置し、以下に示す災害警備活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集
- (2) 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達
- (3) 避難誘導
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保等の交通規制
- (5) 救出救助
- (6) 緊急輸送の支援
- (7) 行方不明者の捜索
- (8) 検視及び身元確認
- (9) 犯罪の予防及び社会秩序の維持
- (10) 広報活動

第28節 消防応急対策計画

【主な実施機関】 総括班 消防組合 消防団

第1 計画の方針

災害時における消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防活動体制、消防相互応援体制等の充実を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域住民の協力により、出火、延焼の未然防止を図る。

第2 消防の任務

消防は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

第3 出火防止及び初期消火

災害時における出火、延焼を未然に防止するため、災害対策本部及び防災関係機関は、住民及び自主防災組織に対し火気の遮断及び初期消火活動の実施を呼びかける。

(1) 火気の遮断

災害が発生した場合、使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉鎖する。さらに、避難時等においては必要に応じて電気のブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

災害時に火災が発生した場合、消火器、消火バケツ等により消火活動を実施する。

第4 自主防災組織による消防活動

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

第5 火災防御計画

災害時における火災防御活動については、嶺北消防組合警防規程の定めによる。

(1) 活動内容

ア 情報の収集、整理及び報告

消防活動を円滑に実施するうえで重要な消火栓、防火水槽等消防施設の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集計画をあらかじめ定める。

イ 避難場所、避難路の確保

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の活動を実施する。

ウ 救援・救助

火災現場では救命活動を優先して実施し、本部及び他の防災関係機関と連絡を密にしている確で効率的な活動を実施する。

エ 延焼拡大の防止

道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。

(2) 火災消防活動優先の原則

大規模な火災の発生などにより多数の消防隊を必要とする場合や、防災上重要な建築物周辺と他の住宅地から同時に出火した場合は、防災上重要な建築物の防護に必要な消防活動を優先する。

第6 広域消防相互応援協力体制

(1) 広域応援の要請手続き

消防組合は、災害が拡大し、保有消防力のみで対処できない場合は、災害の規模に応じて以下の応援要請を行う。

ア 「福井県広域消防相互応援協定」に基づく県内消防組合への応援要請

イ ヘリコプターの要請

大規模災害等で、ヘリコプターを使用することが極めて有効であると考えられる場合は、県に対してヘリコプターの出動要請を行う。

ウ 緊急消防援助隊の出動要請

他の都道府県消防機関の応援が必要と認めたときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明示して、県を通じて、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

- ・ 災害発生日時
- ・ 災害発生場所
- ・ 災害の種別及び状況

- ・ 人的及び物的被害の状況
- ・ 応援活動を開始する日時
- ・ 必要応援部隊
- ・ 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- ・ 指揮体制及び無線統制体制
- ・ その他必要な事項

また、他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け、応援消防機関の誘導方法に留意し、受入れ体制を整えておく。

エ 広域航空消防応援の要請

大規模特殊災害が発生した場合、消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する。なお、応援要請の手続きは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。

(2) 広域応援の受入れ体制

近隣市町や緊急消防援助隊等の応援の円滑な受入れを図るため、嶺北消防組合は万全の体制を整備する。

- ア 「嶺北消防組合緊急消防援助隊受援計画」に基づく受援体制の確立
- イ 応援消防隊への地理情報の提供（消火栓、利用可能な自然水利等を記載した地図の提供）
- ウ 消防活動の指揮本部の確立
- エ 応援消防隊の部隊数、器材数、指揮者等の確認
- オ 応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配
- カ 応援消防隊に対する給食等の手配

第7 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防機関は、必要に応じて、国（総務省消防庁）等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

第29節 電気通信設備災害対策計画

【主な実施機関】 NTT西日本(株)福井支店 (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株)(地域総務部(北陸)) 楽天モバイル(株)

第1 計画の方針

災害のため電気通信設備に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において通信を確保するため、電気通信関係機関は、災害対策実施要領に基づき、災害予防措置及び応急復旧措置を実施して防災に協力するものとする。

第2 災害対策機関

NTT西日本(株)福井支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

第4 災害応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講ずる。

- (1) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
- (2) 災害用伝言ダイヤル等の提供
- (3) 非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路及び回線の作成
- (4) 応急ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成
- (5) 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
- (6) 特設公衆電話の設置
- (7) 携帯電話の貸出し

第5 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況及び復旧状況等重要な情報の県及び関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。

第30節 電力施設災害対策計画

【主な実施機関】 北陸電力（株）

第1 計画の方針

北陸電力（株）は、被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、事故の拡大を防止し、電力の供給を維持するものとする。

第2 活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部において災害対策業務を遂行するものとする。

(2) 情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は通信の確保を図り、被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行うものとする。

(3) 応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示するものとする。被害が多大で当該電力供給機関のみでは早期復旧が困難な場合は本部を通じて、他の電気供給機関等に応援を要請し、要員を確保するものとする。

第3 応急対策

1 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

2 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。

第4 応援協力

北陸電力（株）は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。

応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

第5 災害時における広報活動

1 住民に対する広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電のめど、公衆感電事故防止及び復旧後の通電時の火災発生防止についてのPRを主体とした広報活動を、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行うものとする。

2 地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、市、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり行い、手段は防災無線を活用するものとする。

第6 代替施設設備の活用

避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図るものとする。

第31節 水防計画

【主な実施機関】 総括班 土木班 消防組合 消防団

第1 計画の方針

洪水又は高潮による水害を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減するための計画である。なお、具体的実施計画は水防法第33条に基づく「あわら市水防計画」による。

第2 水防の責任

市は、水防法第4条の規定による指定管理団体として、水防計画を定めるほか、市域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

1 市の責任

- (1) 河川の巡視
- (2) 水位の通報
- (3) 消防機関の出動又は出動の準備要請
- (4) 警察署長に対する警察官の出動要請
- (5) 他の水防管理者等に対する応援要請
- (6) 堤防その他の施設が決壊したときの関係者に対する通報
- (7) 堤防等の決壊によるはん濫、被害の拡大防止
- (8) 水防に要する費用の負担
- (9) 洪水予報、水防警報の伝達及び避難の指示
- (10) 水防訓練の実施
- (11) 水防従事者に対する災害補償
- (12) 県に対する被害状況の報告
- (13) その他水防に関する応急措置

2 住民及び自治会の責任

- (1) 水害が発生する異常現象発見者の市又は警察署に対する通報義務
- (2) 緊急時における市の命令による水防従事
- (3) 自発的な防災組織の充実及び応急活動の協力
- (4) 要配慮者の安全地域への優先避難

3 水防区域

本市の水防区域及び特に水害のおそれがあると認められる区域等については、次のとおりとする。

河川名	岸別	水防区域		延長 (m)
竹田川	左岸	古屋石塚 から	角屋 まで	13,770
	右岸	南疋田 から	布目 まで	11,920
清滝川	左岸	清滝 から	櫛 まで	1,100
	右岸	清滝 から	櫛 まで	1,100
権世川	左岸	権世市野々 から	次郎丸 まで	4,400
	右岸	権世市野々 から	東田中 まで	4,400
熊坂川	左岸	笹岡 から	御簾尾 まで	3,400
	右岸	笹岡 から	矢地 まで	3,400
観音川	左岸	牛ノ谷 から	細呂木 まで	4,700
	右岸	牛ノ谷 から	細呂木 まで	4,700
宮谷川	左岸	高塚 から	春宮一丁目 まで	900
	右岸	高塚 から	春宮一丁目 まで	900
下金屋川	左岸	下金屋 から	熊坂川への合流点	1,000
	右岸	下金屋 から	熊坂川への合流点	1,000
大聖寺川	左岸	加賀市山中温泉真砂町巳11の3番地 から	海まで	市域外流下
	右岸	加賀市山中温泉真砂町亥46の2番地 から	海まで	
北潟湖	湖岸	全 域		13,900
波松海岸	海岸	浜坂、北潟、波松、城、城新田		6,800
九頭竜川幹川 (国土交通大臣)	左岸	吉田郡永平寺町谷口1字総社山218番地先		市域外流下
	右岸	吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿35字逆水沖5番1地先		
兵庫川	左岸	坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで		
	右岸			

第3 情報の収集と伝達

1 気象予報及び水防警報等に対する措置

水防本部は、水防活動に関する気象、高潮、洪水の注意報又は警報並びに知事からの水防警報を受けたときは、直ちにあわら市水防計画に定めた系統図により関係者に周知させる。

第4 水防活動

1 水防本部員の態勢

気象状況により水防活動が必要とされる場合又は区域内の河川が水防団待機水位（通報水位）に達し出動の必要が予測される場合並びにはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、「あわら市水防計画」の「第10章水防体制と出動」に基づく配備基準により水防態勢に入る。

- (1) 市は、常に気象状況の変化、河川上流部の降雨量の状況に注意し、水防指令の発令が予測されるときには、直ちに出勤できる態勢でなければならない。
- (2) 準備指令発令後は、できる限り不急の外出をさけ、待機しなければならない。
- (3) 勤務時間外又は休日等における本部員、係員の招集及び出勤については、あらかじめ編成された各係班の連絡体制により迅速かつ的確に行うこと。
- (4) 水害の状況により、これらの配備態勢では対応できないと判断したときは、市は、直ちにあわら市災害対策本部を設置するものとする。

第32節 土砂災害応急対策計画

【主な実施機関】 土木班 総括班 消防組合 消防団

第1 計画の方針

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産を瞬時に失われるおそれがあるので、防災関係機関は、危険の切迫する前に十分な対策を実施する。

土石流、急傾斜地、地すべり等危険区域内において、必要があるとき又は災害発生のおそれがあるとき、さらに災害が発生したとき、市は、必要な体制を確立し、危険区域の警戒、防御、応急対策に当たるものとする。

第2 情報の収集及び伝達

大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報、危険区域の状況等災害応急対策に必要な情報の収集、伝達及び報告は、第2章第4節「防災気象計画」及び第5節「情報及び被害状況報告計画」により迅速かつ確実に実施するものとする。

第3 土砂災害警戒情報の発表

県は、土砂災害発生のおそれが著しく高まったときに土砂災害警戒情報を福井地方気象台と連携して作成、共同発表し、市に伝達するとともに、一般に周知するために必要な措置を講じる。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

なお、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準（震度5強は8割、震度6弱以上は7割）を設けて運用する。

第4 本部設置直前からの非常配備体制

第2章第1節第2「風水害時等の体制」により実施する。

第5 避難活動

(1) 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため必要があると認める時は、速やかに当該危険地域等の住民に対して避難のための立ち退きを指示する。その避難指示等の命

令、伝達系統等については、第2章第8節「避難計画」による。

(2) 指定避難所は、危険地域ごとに安全な場所を選定し、開設するものとする。

(3) 指定避難所を開設したときは、直ちに、次の事項を県に報告する。

ア 災害発生場所、危険地域名

イ 指定避難所開設の日時及び場所

ウ 避難状況と避難人員

エ 開設期間の見込

(4) 土石流、地すべり、急傾斜地等危険区域内の指定避難所は、指定された場所とする。

第6 緊急対策

(1) 市は、土石流、地すべり、急傾斜地等の崩壊、家屋の倒壊等非常事態の発生、又は発生のおそれがあると認められるときは、その現場に最も近距離でかつ安全な場所に「現地対策本部」を設置し、総合的災害応急対策を推進するものとする。

(2) 災害に伴う救出、援護については、第2章第9節「救出計画」により市の機関及びあわら警察署等、防災関係機関の協力を得て実施するものとする。

(3) 土石流、地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の崩壊が発生したときは、防災関係機関と協議して速やかに応急対策工事を実施するものとする。

第33節 暴風・竜巻等災害応急対策計画

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

暴風・竜巻等による被害を最小にとどめるため、市は、防災関係機関と連携し、災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施する。

第2 災害情報の収集・伝達

市は、県及び関係機関と連携し、災害情報の収集に努めるものとする。

また、強風注意報・暴風警報・竜巻注意情報等の収集及び住民への伝達周知に万全を期す。

第3 住民の安全確保

住民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

第4 災害応急対策の実施

市は、県及び関係機関と連携し、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やガレキ撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

第34節 雪害対策計画

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

積雪時における道路等の交通を確保し、有効適切な除雪作業を実施するため必要な事項を定める。

第2 基本方針

降雪期には、除雪対策本部を設置して、「あわら市除雪対策基本計画」、「あわら市雪害対策（警戒体制）マニュアル」に基づき除雪を実施する。

積雪量が100cmに達したときは、災害対策本部を設置して対応するものとする。多数の生命及び人家に被害を及ぼし、危険状態（倒壊又は出入口の閉鎖）となったときは、災害救助法の適用を受け、人命の救出を行う。なお、具体的処置は第2章第9節「救出計画」及び第2章第18節「障害物の除去計画」によるものとする。

第3 除雪体制

(1) 除雪対策本部の設置

除雪対策本部は、建設課に設置する。ただし、あわら市災害対策本部が設置された場合には、除雪対策本部はあわら市災害対策本部に承継される。

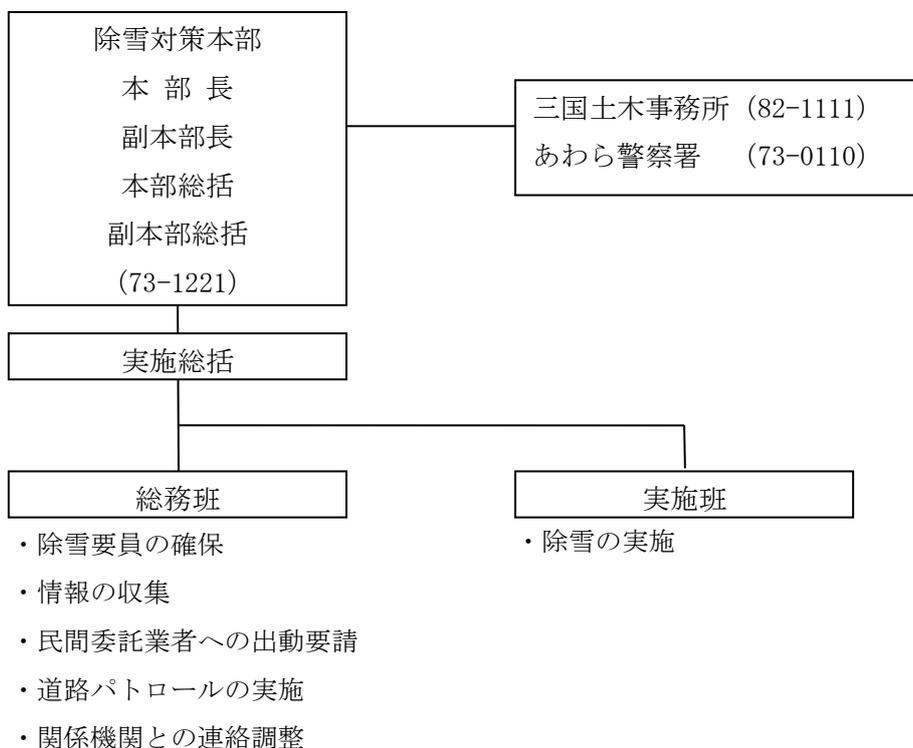
(2) 除雪対策本部設置期間

12月1日から翌年の3月末日まで

(3) 除雪対策本部の組織

本部長 市長
 副本部長 副市長
 本部総括 土木部長
 副本部総括 土木部理事
 実施総括 建設課長

除雪対策本部機構図



(4) 除雪作業区分及び出動基準については、「あわら市除雪対策基本計画」による。

第4 道路除雪対策

- (1) 道路の除雪を能率的かつ的確に実施するため、毎年降雪期前に三国土木事務所、隣接市町、交通機関、民間委託業者、その他関係機関と除雪区間、除雪作業基準等について協議を行うものとする。
- (2) 機械除雪による道路の除雪は、市有除雪機械及び民間による車道部の除雪を原則とするが、降雪の状況により民間委託による除雪を行うほか、住民の協力を要請する。
- (3) 市道の除雪に関する作業要領は、毎年度関係機関と協議して定める「あわら市除

雪対策基本計画」によるもののほか、本計画によるものとする。

ア 市道の除雪に当たっては、県の除雪計画を考慮し、隣接市町と協議しながら計画し、実施するものとする。また、除雪要員の確保を図るとともに的確な情報を収集し、あわら警察署の協力を得て、住民に対する広報を行うものとする。

イ 除雪予定路線及びその順位は、毎年定める「あわら市除雪対策基本計画」による。ただし、特に緊急除雪の必要があると認めるときは、市の指示により路線を増減し、又は順位を変更することがある。

ウ 幅員狭小の市道、歩道及びその他の道路除雪については、各自治会、商店街及び地係関係者に協力を依頼して早期除雪を行うものとする。

エ 除雪の支障となる路上駐車を排除するため、降雪期前にあわら警察署と協議し、除雪予定路線の駐車禁止の措置等を関係機関に要請するものとする。

第5 堆雪排除対策

1 排雪対策

- (1) 屋根雪下ろしで生じた堆雪は、自治会を通じて早期排雪に努めるよう住民及び自治会に協力を求める。
- (2) 異常降雪により除雪が不可能となった市道については、排雪を行うものとする。
- (3) 雪捨場は、特に必要があるときは市が指定する。
- (4) 下水道マンホールへの排雪投棄は禁止する。
- (5) 市街地排水路への投棄は原則として禁止するが、やむを得ず投棄する場合は必ず流水部に流し、水の流れを阻害しないことを確認する。

2 融雪対策

- (1) 冬期間であっても異常な気象変化により、気温の上昇や降雨によって融雪水による被害が発生するおそれがあるので、気象状況に注意し、河川、用排水路の増水に伴う家屋等の浸水被害を防止するものとする。
- (2) 市は、関係機関と協議、連絡し雪捨場の堆雪処理を促進するとともに、河川及び用排水路の堆雪状況を把握し、その通水に努めるものとする。
- (3) 融雪水により河川が増水し、水防上危険な状態に至ったときは、第2章第31節「水防計画」により水害を警戒し、防御に当たるものとする。

第6 防災対策

1 消防対策

- (1) 消火栓及び防火水槽等消防水利は、常に確保されるよう自治会長に対し、当該箇所の除排雪の実施について協力を求める。

- (2) 特に重要な消防水利箇所については、消防組合及び地域消防団をもって除排雪するものとする。
- (3) 消防水利の位置は、標識又は標旗をもって常に所在を明らかにするものとする。
- (4) その他消防活動は、第2章第28節「消防応急対策計画」による。

2 建物保全対策

- (1) 積雪量及び密度を考慮し、早めに屋根の雪下ろしを実施するよう住民に広報するとともに、計画的な実施を指導する。
- (2) 屋根雪下ろしの目安は、おおむね次のとおりとする。

ア 木造建物	1㎡当たり	150kg	(積雪約 60cm)
イ 鉄骨建物	1㎡当たり	250kg	(積雪約100cm)
ウ 鉄筋コンクリート	1㎡当たり	350kg	(積雪約140cm)
- (3) 雪下しに際しては、建物の老朽度、積雪状況、周囲の状況その他危険防止に留意しながら作業を行うよう指導する。
- (4) 市有施設についても上記により実施する。
- (5) 高齢者の一人暮らし家屋等については、民生委員や地域ボランティアの活動により実施する。

第7 環境衛生対策

1 ごみ収集対策

- (1) 異常降雪により収集作業の中止を余儀なくされる地域もあるが、道路の除雪進捗状況により可能な限り収集に努めるものとし、収集作業の困難な区域については、除雪された道路まで住民に搬出してもらい収集を行う。
- (2) 収集不能地域については、適宜整理保管しておき、除雪終了後収集を行う。
- (3) 道路沿いに搬出されたごみが野犬等に荒らされないようごみの搬出時間を周知励行させる。

2 し尿処理対策

- (1) くみ取り便所については、降雪期前にくみ取り作業を済ませるよう指導する。
- (2) し尿くみ取りについては、除雪が完了し、バキューム車が進入できる区域について作業を実施する。

第8 その他の対策

1 灯油、ガス、上下水道対策

- (1) 需要に対する灯油、ガス供給の万全を期するため、燃料供給業者は原料の確保に努めるものとする。
- (2) ガス施設等の保全対策は第2章第28節「消防応急対策計画」による。
- (3) 水道による給水の確保については、水道施設（建物、ポンプ施設、電気・機械設備、空気弁）の維持管理に万全を期し、積雪、凍結時における給水管の破損防止については、広報活動を行うと同時に応急復旧を適切に行うものとする。
- (4) 融雪の手段として水道を使用する事例が増加しているが、飲料水の供給が困難となる事態が予測されるため、融雪用の水道使用については、これを禁止する旨の広報を行い、周知徹底を図る。
- (5) 下水道施設のポンプ場、処理場の維持管理の適正化と施設の保全を図るため、異常降雪時に際してもマンホールへの排雪投棄を禁止する旨の広報を行い、周知徹底を図る。

2 農作物対策

- (1) 積雪が長期にわたったときは、農作物の播種及び移植の遅延を防止するため、適切な指導を行う。
- (2) 温室、ビニールハウス及び樹園地については施設の倒壊、作物の損傷を防ぐため、除雪又は排雪を行うよう指導する。
- (3) その他農業用施設の管理と農作物の種苗育成等について適切な指導をするものとする。

3 通学時の対策

小中学校の児童生徒、園児等の安全確保については、教育委員会及び当該所管課においてあらかじめ十分検討し、万全を期する。

- (1) 通学、通園路については、積雪、除雪状況を把握し集団登下校には誘導責任者を定める等考慮する。
- (2) 積雪時においては、自転車通学の禁止等適切な措置を講ずる。
- (3) 大雪になった場合、児童、生徒等の通学路等を確保するため、県と市町が協力し、別に示されるところに基づき「歩道の県下一斉除雪デー」の呼びかけを行い、住民と共働で歩道除雪を実施する。
- (4) 臨時休校等の措置については、学校長が行い、速やかに教育委員会に報告するものとする。

4 情報収集及び広報対策

- (1) 積雪時には道路交通、輸送の確保が先決であるので、道路の積雪量、除雪状況等必要な情報を迅速かつ的確に収集し、除雪計画、雪害対策に万全を期するものとする。
- (2) 収集された各種情報は整理記録し、市に報告するとともに必要に応じ県に連絡及び報道機関、住民に対し広報するものとする。
- (3) その他広報対策は、第2章第6節「災害広報計画」による。

5 自衛隊の派遣要請

災害の程度により自衛隊の派遣要請が必要と認められるときは第2章第26節「自衛隊災害派遣要請計画」による。

第35節 油等流出事故防除対策

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

重大な被害をもたらしたロシアタンカー「ナホトカ号」の重油流出事故災害（1997年1月発生）の教訓をもとにして、再びこのような災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応し被害を最小限に食い止めることができるよう県及び関連する防災機関等と連携し必要な事項を講じるものとする。

第2 流出油等の漂流予測と体制の構築

市は、県及び福井海上保安署等を通じて流出油等の漂流予測情報の入手に努め、必要な体制を構築する。

第3 海上での防除対策（浮流油の距離に応じた対策）

(1) 事故原因者等の措置（委託を受けた（一財）海上災害防止センターを含む）

油の船外への流出防止と流出油の拡散防止を目的として、現場の状況に応じた適切な措置（オイルフェンスの展張、損傷箇所の修理、排出油の回収等）を行うものとする。

(2) 福井海上保安署の措置

ア 事故原因者に対し、必要な防除措置を指示又は指導するとともに、海防法等に基づく防除措置を講じるものとする。

イ 事故原因者等のみで対応できない場合は、事故原因者等と調整を行う。

ウ 流出油の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場海域付近で船舶の航行の制限や禁止等を行い、海上交通の安全確保に努める。

(3) 漂着した油の防除対策

ア 漂着油の防除は、原則として事故原因者（及び委託を受けた（一財）海上災害防止センター等）が行う。市は、海上保安庁長官から沿岸海域での防除要請があった場合、又は原因者等が迅速かつ十分に漂着の防除を実施できないときは、地域住民の健康、安全及び良好な海岸環境を守るため、原因者等に代わって防除活動を実施するものとする。

イ 市は、防除活動の実施に先立ち、各海岸の利用状況等に応じて、人為的な防除作業による環境回復の到達度を定め、必要にして十分な範囲で、より経済的で効率の良い方法により作業を実施するよう努める。

ウ 防除作業は、市の職員及び消防職員・団員により行い、ボランティアによる防除活動とも十分な連携を図る。また、市は作業者の安全確保と健康管理に十分留意し、必要な支援体制を整備するものとする。

(4) 市のとるべき役割

ア 漂着油の防除の実施に際しては、災害の状況に応じ、各関係機関等の役割や回収油の処理方法等具体的な対策について協議、調整を行うこととする。

イ 市は、漂着油の状況により必要と認める場合は、災害対策本部を設置し、防除活動に努めるものとする。なお、防除活動を行う場合は、平成9年1月に発生した「ナホトカ号重油流出事故」を教訓とし、活動にあたるものとする。

ウ 災害現場における防除活動の調整は、一体的かつ体系的な防除活動を行うため、他の機関と協調して実施するとともに、必要な情報の提供及び調整を行う。

また、防除作業の実施方法等については、現場で原因者の代理人（サーベイヤ一）と事前に打合せ、了解を得るものとする。

- ・防除方針の周知
- ・作業手順の明示
- ・参加機関の担当区域の調整
- ・作業日及び作業時間等の設定
- ・作業の安全管理、健康管理等の指針の周知
- ・作業記録の報告
- ・その他防除作業等において関係機関の調整を必要とする事項

エ 事前準備

① 防除資機材等の調達

ビーチクリーナー・ポンプ・高圧水洗浄機・バックホー・バキュームカー・油処理剤・オイルマット・むしろ・オイルフェンス・ひしゃく・バケツ・ポリ袋・ビニールシート・オープンドラム缶・ダンボール箱・ゴム長靴・ゴム手袋・ゴム合衣など

② 海岸監視所の設置

海岸パトロール職員の拠点とするため海岸監視所の範囲を決めて設置する。

③ 現地集合場所及び仮設トイレの設置

回収要員・ボランティア等が油回収作業を行うため、拠点ごとに集合場所や仮設トイレを設置する。

④ 資機材置場及び駐車場の確保

油回収作業のための資機材置場や回収要員、ボランティアのための駐車場を拠点ごとに確保する。

⑤ 漂着油の一時的集積・保管スペースの確保

周辺環境や土壌汚染等に配慮して最終処分地へ運搬するまでの間、一時的に

集積・保管する場所を県と協議し確保する。

⑥ 救急救護体制の整備

回収作業従事者のため、救護所の設置や健康相談の実施等の健康管理に努めるとともに、事故に備え医療機関との救急救護体制の整備を図る。

オ 防除作業従事者の健康管理

① 作業条件への配慮

作業条件は季節、気候、作業の難易度等を考慮し、作業従事者に過重な負担とならないよう作業時間、休憩時間等を定めて実施する。

② 作業装備への配慮

作業従事者の健康確保のため、油の性状等に応じた作業衣服、装備を整えて実施する。

(主な装備)

マスク・ゴム手袋・ゴム長靴・眼鏡(スキー用ゴーグルや薬剤散布用眼鏡等)・保護衣 など

(雨カップ等)

カ ボランティア活動に対する支援

市は、ボランティア活動の自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除活動が図れるよう社会福祉協議会や各種の災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)等と協力してボランティア活動拠点及び活動体制等の整備を図る。

① 必要に応じ、ボランティア関係団体及び報道機関を通じて、広くボランティア活動への協力を呼びかける。

② 防除作業の連携が図られるよう、作業手順、作業日、作業場所、安全管理、健康管理等について円滑なボランティア活動を図るため、必要な調整を行うものとする。また、ボランティアの受付窓口を設置するとともに、必要に応じ登録手続を行うものとする。

③ 活動環境の確保を図るため、被害状況、活動内容、活動場所、服装、携帯品等の防除活動に必要な情報や宿泊場所等の情報の提供についても配慮するものとする。

④ ボランティアの健康管理のため、救護所の設置及び健康相談等の実施に努めるものとする。また、ボランティアの万一の事故に備え、ボランティア活動保険の周知やその加入を奨励するものとする。

(5) 回収油の処分

ア 油の処分は、国及び県の指導のもと事故原因者(及び委託を受けた海上災害防止センター)が収集、運搬、処分及び関連資機材の調達、運送手段の確保等を行うものとする。

イ 市は、関係機関及び（一財）海上災害防止センター等と協力して、海岸で回収した油を事故原因者等が収集・搬出するまでの仮置場を選定する。

(6) 漂着油防除処理費用の集約及び請求

ア 市は、漂着油の防除作業に際し、市が負担した経費を取りまとめ、事故原因者又は（船舶の場合）その保険者に請求する。

イ 油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することとなった場合は県と協議し、協力を得て請求事務を行うものとする。

(7) 環境汚染の応急対策

ア 環境汚染状況等に関する県への情報の提供及び住民等への広報を行う。

イ 環境影響調査の実施及び住民への結果の広報を行う。

ウ 住民の健康への影響が予想される場合、必要に応じ救護所を設置するとともに避難指示等を行う。

第3章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧責任者において早期復旧をするものとする。

第2 災害復旧事業

公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 海岸災害復旧事業
- (3) 砂防設備災害復旧事業
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (7) 道路災害復旧事業
- (8) 港湾災害復旧事業
- (9) 漁港災害復旧事業
- (10) 下水道災害復旧事業
- (11) 公園災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業

3 都市災害復旧事業

4 上水道災害復旧事業

5 住宅災害復旧事業

6 社会福祉施設災害復旧事業

7 公立医療施設、病院等災害復旧事業

8 学校教育施設災害復旧事業

9 社会教育施設災害復旧事業

10 その他の災害復旧事業等

第3 激甚災害若しくは局地激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）、若しくは著しく局地激甚である災害（以下「局地激甚災害」という。）が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害若しくは局地激甚災害の指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第4 緊急災害査定促進

災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定促進の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、災害復旧事業の迅速化に努めるものとする。

第5 特定大規模災害等における復旧工事の代行

国及び県は、本市において著しく異常かつ激甚な災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生し、緊急災害対策本部が設置された場合、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うものとする。

第6 緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するための起債について、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるよう努めるものとする。

また、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図るものとし、この場合には、福井財務事務所、日本郵便(株)北陸支社と適切かつ効果的な融資措置について協議するものとする。

第7 関係機関との連携

道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2節 激甚災害の指定計画

【主な実施機関】 危機管理課

第1 計画の方針

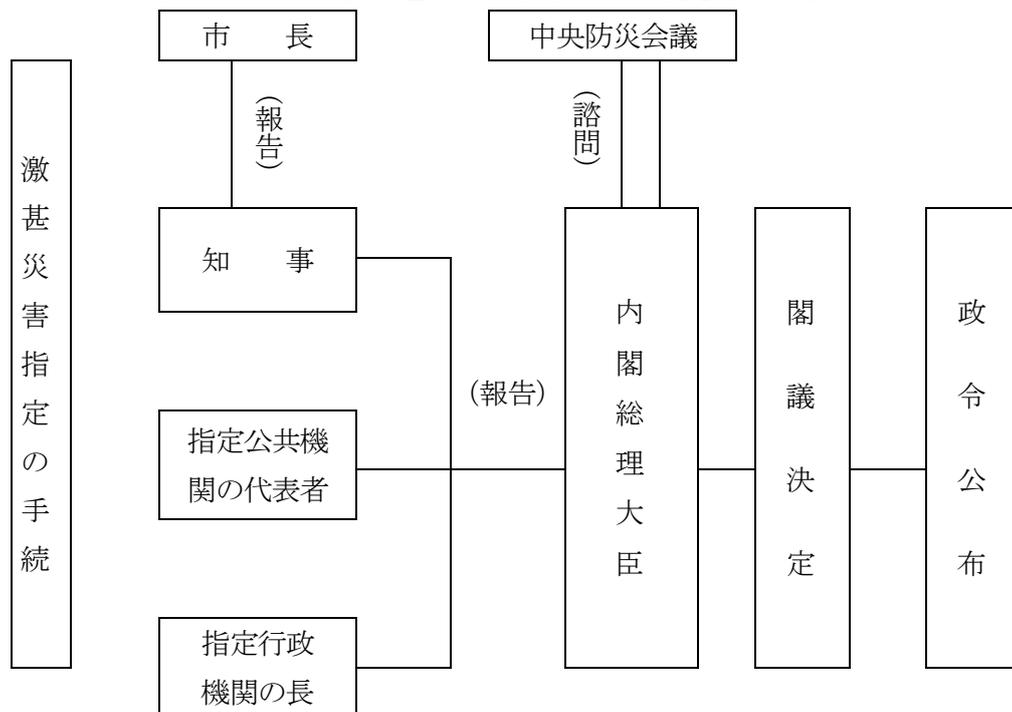
大規模な地震災害が発生した場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう努める。

第2 激甚災害に関する調査

- (1) 県は市内の被害状況等を検討のうえ、市が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (2) 各班は、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

第3 激甚災害指定の手続

市は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、県に働きかけを行う。県の関係部長は国の機関と密接な連絡の上、指定の手続きをとる。



第4 特別財政援助額の交付手続

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書等を作成して県各部に提出し、県関係部は激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続その他を実施する。

第3節 民生安定計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

被災者が災害によって被った痛手から立ち上がると同時に、災害以前の状況に復するために必要な資金を融資する等、救済措置について被災者の相談に応ずるものとする。

第2 生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、国、県、市町及び関係機関による総合相談窓口を開設する。

第3 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

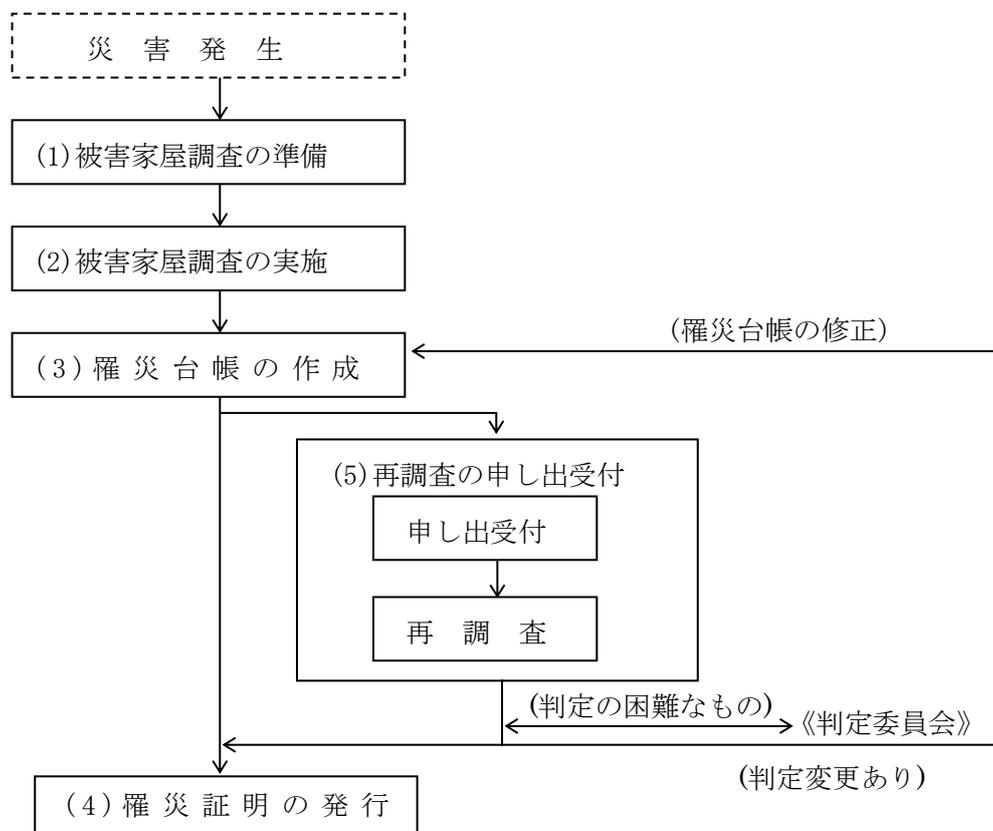
(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものである。

なお、家屋以外のものが罹災した場合において証明の発行が必要な場合は、市が行う罹災証明で対応する。

- ・ 全壊(全焼・全流出)、大規模半壊、中規模半壊、半壊(半焼)、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水

■ 罹災証明発行の流れ



(2) 被害家屋調査

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものである。

・ 調査機関

初回被害家屋調査は、災害発生後概ね1カ月以内実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

・ 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視（写真撮影等を含む）による調査を実施する。また、写真データは、判定の根拠資料や、再調査依頼の内容を精査する際の検証資料ともなるため十分な枚数の撮影に努める。

なお、再調査は、1棟ごとに内部立入調査（写真撮影等を含む）により実施する。

(3) 罹災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

(4) 罹災証明書の発行

市は、罹災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、1世帯当たり1枚を原

則として被災家屋の罹災証明書を発行する。なお、罹災証明の様式は別に定めるところによる。

(5) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3ヶ月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。

市は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市が判定する。

(6) 罹災証明に関する広報

罹災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、市広報紙等により被災者への周知を図る。

第4 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第5 被災者の生活再建措置

その他個人に対する生活再建のための救済措置としては、次のことを行う。なお、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

(1) 生活資金の貸付け

被災者に対する応急の生活資金として災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

(2) 住宅の確保

被災者の住宅の確保のため、公営住宅の建設、賃貸、災害復興住宅融資等を行う。

(3) 事業資金の融通

事業経営立ち直りのために農林漁業者、中小企業者に対し有利な条件で資金融通を行う。

(4) 租税等の減免等

租税、公的徴収金の減免、猶予を行う。

(5) 農地等の災害復旧事業の補助

私有財産である農地等に対する災害復旧事業費について補助を行う。

(6) 見舞金（災害弔慰金、住宅災害見舞金）の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、あわら市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年あわら市条例第68号）に基づき災害弔慰金を支給する。

また、災害救助法またはあわら市災害弔慰金の支給を受けるに至らない災害により、住家に被害を受けた場合、被害の程度に応じて住宅災害見舞金を支給する。

(7) 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、被災者生活再建支援金を支給する。市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(8) 義援金及び義援物資の受入れ・配分

ア 義援金及び義援物資の募集と周知

県及び市は、義援金及び義援物資の受入れについて、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図るものとする。

① 義援金

- ・ 受入れ窓口
- ・ 振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

② 義援物資

- ・ 受入れ窓口
- ・ 受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

イ 義援金の受入れ・配分

① 受入れ

県及び市は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受入れる。

義援金のうち、日本赤十字福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受入れる。

② 配分

県及び市は、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

ウ 義援物資の受入れ・配分

① 受入れ

県及び市は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、受入れる。物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。

② 配分

県及び市は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う。

(9) 公費解体制度の適用

被災した家屋などを所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行う。

第6 住宅の確保

市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

第7 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

国は、大規模な火災、震災、その他災害のため、滅失した建物がある場合において特に必要と認めるときは、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成25年法律第61号）の災害及び適用地区の指定を申請する。

第8 災害融資

被災者に対して実施される主な災害融資は、次のとおりである。

これらの融資の貸付条件は実情に応じて、通常の場合よりも緩和されることとなっており、特に激甚災害に指定されたときは、特別の措置が講じられる。

融 資 対 象	融 資 機 関	融 資 名
農林業者	農業協同組合、市中銀行 日本政策金融公庫	経営資金、事業資金(天災融資法)

融 資 対 象	融 資 機 関	融 資 名
中小企業者	中小企業金融公庫 商工組合中央公庫 国民生活金融公庫	災害復旧資金
医療施設	独立行政法人福祉医療機構	災害復旧資金
環境衛生関係営業者	国民生活金融公庫	災害貸付（設備資金、運転資金）
低所得世帯	福井県社会福祉協議会	生活福祉資金
	市	災害援護資金
ひとり親・寡婦世帯	県	母子福祉資金 父子福祉資金 寡婦福祉資金 貸付の特例
民間社会福祉施設	独立行政法人福祉医療機構	災害復旧資金
私立学校	日本私立学校振興共済事業団	災害復旧費
住宅被災者	独立行政法人住宅金融支援機構	災害復興住宅資金
災害被災者 (勤 労 者)	北陸労働金庫	生活資金 住宅資金
災害被災者	市中銀行	災害復旧資金 緊急特別小口融資（生活資金）

第9 国民年金の保険料免除等の特別措置

1 国民年金の保険料免除

災害により、住宅又は家財に損害を受け保険料を納付することが著しく困難であると認められる被保険者には、一定期間国民年金の保険料が免除される。

2 雇用保険の基本手当の支給特例

激甚災害を受けた地域の雇用保険の適用事業所に雇用されている者が、当該事業所が災害を受けたため、やむを得ず事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ資金を受けることができない状態にあるときは、失業しているものとみなして指定期間に限り基本手当を支給することができる。

3 労働保険料の納期延長等

天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、労働保険（労災保険、雇用保険）の保険料を延納させ、追徴金及び延滞金を徴収しないことができる。

4 郵便業務の確保

日本郵便(株)は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、次の措置を実施する。

(1) 郵便物の送達確保

被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復するため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を実施する。

(2) 窓口業務の維持

被災地における郵便局の窓口業務を維持するため、被災により業務継続が不能となった支店、郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を実施する。

5 郵便料金の免除等

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書5枚及び郵便書簡1枚を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

6 放送受信料の免除

非常災害があった場合において、期間を定めて放送受信料が免除される。

7 電気通信役務の料金の免除

災害に際し、被災者より行う通信及び第一種電気通信事業者が、罹災地に特設する電気通信設備から行う通信の料金は減免される。

8 県立高等学校授業料の減免

災害により、授業料の納入が困難になったと認められる世帯の生徒について、減免額及び期間を定めて減免される。

第10 租税の減免及び徴収猶予等

1 国 税

災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その他課税標準の計算若しくは徴収の猶予等の救済措置としては、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）による。

2 県 税

被災者に対する県税の救済措置としては、減免、納付等の期間の延長、徴収の猶予がある。

減免の対象となる県税は、個人県民税、個人事業税、法人事業税、不動産取得税、自動車税、鉦区税、自動車取得税、軽油引取税等がある。

3 市 税

被災者に対する市税の救済措置は県税と同様である。

減免の対象となる市税は、軽自動車税、住民税、固定資産税及び国民健康保険税等である。

第11 あわら市災害弔慰金の支給等

あわら市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害により死亡した住民の遺族に災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に災害援護資金の貸付を行い、住民の福祉及び生活の安定を図るものとする。

1 災害弔慰金等の対象

(1) 災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生じたもの

(2) 対象者

災害により被害を受けた当時、あわら市内に住所を有した者

2 災害弔慰金の支給

住民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものである。

(1) 災害弔慰金の額

死 亡 者	金 額
死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	500万円
その他の場合	250万円

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、上記の額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(2) 支給の制限

災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合、又は当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で内閣総理大臣が定めるものが支給される場合には支給しない。

3 災害障害見舞金の支給

住民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次に掲げる程度の障害があるときは、当該障がい者に対し災害障害見舞金の支給を行うものである。

(1) 障害の程度（災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度）

- ア 両眼が失明したもの
- イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- カ 両上肢の用を全廃したもの
- キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ク 両下肢の用を全廃したもの
- ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(2) 災害障害見舞金の額

障がい者	金額
当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合	250万円
その他の場合	125万円

4 災害援護資金の貸付け

災害により被害を受けた住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものである。

(1) 災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付限度額

被害の種類及び程度		金額
療養に要する期間がおおむね1カ月以上である世帯主の負傷があり、かつ、右記のいずれかに該当する場合	家財の被害額が家財価格のおおむね3分の1以上の損害「家財の損害」及び住居に損害がない場合	150万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	住居が半壊した場合	270万円
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がなく、かつ、右記のいずれかに該当する場合	「家財の損害」があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合	170万円
	住居が全壊した場合	250万円
	住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350万円

(2) 償還等

ア 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はその内3年とする。

イ 災害援護資金の償還は、年賦、半年賦、月賦とし、元利均等償還の方法を原則とする。ただし、繰上償還を妨げない。

(3) 利率

災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は保証人を立てる場合にあつては無利子とし、保証人を立てない場合にあつては年1.5パーセントとする。

(4) その他

償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法令の規定を準用する。

第12 その他の特例措置

民生安定のため災害復旧対策としてとられている救済措置は、次のとおりである。

- (1) こども園料の減免 (あわら市幼保連携型認定こども園条例施行規則第3条)
- (2) 水道使用料の減免 (あわら市水道事業給水条例第35条、芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例第37条)
- (3) 下水道使用料の減免 (あわら市下水道条例第20条)

第13 暴力団排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 民有施設の災害復旧

【主な実施機関】 危機管理課 観光振興課 商工労働課 農林水産課 建設課

第1 計画の方針

被災した民有施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金の確保、復旧資材の確保、復旧計画の確立又は実施についてのおっせん、指導等を行うほか、必要に応じて資金融資に伴う金利の助成措置等を講ずるとともに、被災者の住宅対策としての公営住宅の建設、生業資金の融資及び職業のおっせん等、被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定、社会経済活動の早期回復に努めるものとする。

なお、あらかじめあわら市商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第5節 復興計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

被災地の再建復興のため、地震被害の状況、施設管理者の意向等を勘案しながら、県等関係機関と協議を行い、現状復旧又は中長期的視野に立った復興について検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

第2 改良復旧

市、県及び関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧に当たっては、原状復帰を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

また、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第3 計画的復興

1 復興計画の作成

大規模災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市及び県は、これを可及的速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

2 防災まちづくり

市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよ

う努める。併せて、要配慮者や女性の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第4 復興計画策定体制の確立

1 復興都市計画原案の策定

「防災都市づくり計画」を踏まえた「市町村の都市計画に関する基本方針」を復興都市計画原案として位置づける。

2 各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- (1) 各種データの総合的保全（地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- (2) 不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 復興計画策定連絡協議会の設置

復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

第5 大規模災害からの復興に関する法律の活用

1 復興計画の策定

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 特例措置

市は、特定大規模災害等を受けた場合、円滑かつ迅速な復興を図るために、必要に

応じ、市に代わって必要な都市計画の決定等を行うよう県に要請するものとする。

3 職員の派遣

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

4 日本(下)水道協会による職員の派遣

市は、災害による応急復旧・給水活動の推進のために必要に応じ協会に対し職員の派遣を求める。特に協会に対し、職員の派遣を求める場合においては復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。